

証 券

(1) 証券行政・市場

6-36 「証券取引法の一部を改正する法律」(昭和63年法律第75号)の概要

(昭和63年5月31日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院		
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
昭和63年3月28日	昭和63年3月28日	昭和63年5月13日 可決	昭和63年5月13日 可決	昭和63年3月29日 (予)	昭和63年5月24日 可決	昭和63年5月25日 可決

(注) 参議院委員会付託日欄の「(予)」は、予備付託年月日。

(出所) 参議院「参議院審議概要 第112回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/112/1122305.pdfより作成。

2. 法律案の提案理由説明

「ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近の証券市場の現状等にかんがみ、証券先物市場の整備、企業内容開示制度の見直し、内部者取引規制の整備等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、証券先物市場の整備であります。

有価証券取引に係る価格変動リスク回避の要請にこたえとともに、今後とも我が国証券市場が国際市場としての機能を発揮し得るようにするため、有価証券指数等先物取引を初めとする証券先物取引を導入することとし、その取引を証券取引所において行うとともに、有価証券の売買取引に係る投資家保護の規定を適用する等の措置を講ずることとしております。

第二は、企業内容開示制度の見直しであります。

有価証券発行市場の健全な発展のための基盤整備を図る観点から、発行開示制度を簡素化と充実の両面から見直すこととし、発行登録制度の導入、担保つき普通社債についての発行開示の義務づけ等の措置を講ずることとしております。

第三は、内部者取引規制の整備であります。

証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を一層確保するため、有価証券の発行会社の役員等が、その職務に関し内部情報を知った場合等において、その公開前に当該有価証券の取引をしてはならないこととし、この違反に対して刑事罰を科することとしております。また、会社の役員及び主要株主による自社株等の売買の報告義務を設ける等の措置を講ずることとしております。

以上のほか、証券会社の営業年度を変更する等所要の措置の改正を行うこととしております。

[中略]

以上が、証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案の提案の理由及びその内

容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(昭和63年4月26日)。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、我が国証券市場の自由化、国際化の進展等に対応して有価証券指数等先物取引の導入を図るため、証券先物市場の整備を行うとともに、有価証券の発行市場の健全な発展に資するため、企業内容開示制度についてその簡素化と充実の両面から見直しを行うほか、証券市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を一層確保するため、内部者取引に対する規制の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、証券先物市場の整備

- (一) 証券業として行う業務に有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引の取り次ぎ等の業務を加えることとし、証券取引所においてこれらの先物取引を行うことができることとする。
- (二) 金融機関が行うことができる証券業務として、公共債及び外国国債に係る先物取引に関する業務を認める。
- (三) 有価証券の売買取引に係る投資者保護に関する規定を、有価証券指数等先物取引に係る各種行為にも適用するとともに、証券会社に対し、取引の概要等を記載した書面を委託者へ交付することを義務づける。

二、企業内容開示制度の見直し

- (一) 有価証券届出書による発行開示手続について、あらかじめ一定期間の発行予定額を登録した場合には、その限度内において発行の都度届け出を要することなく、発行登録追補書類の提出のみで足りることとする。
- (二) 有価証券届出書の記載事項のうち、営業内容等企業の情報に係る事項については、毎年定期的に提出される有価証券報告書等を参照すべき旨の記載のみで足りることとする。
- (三) 担保付普通社債について、発行開示義務を免除することとしてきた暫定措置を廃止する。

三、内部者取引規制の整備

- (一) 有価証券の発行会社の役員等であつて、その職務等により、新製品の企業化等投資者の投資判断に影響を及ぼすような会社の重要事実を知った者（これらの者からその事情を知つて当該重要事実の伝達を受けた者を含む。）が、その情報が公開される以前に、当該有価証券の取引を行うことを規制し、これに違反した場合には、刑事罰を科することとする。
- (二) 会社の役員及び主要株主に対し、証券取引所に上場されている当該会社の株券等の売買に関する報告書を大蔵大臣に提出することを義務づける。

四、証券会社の営業年度の変更

証券会社の営業年度を四月から翌年三月まで（現行十月から翌年九月まで）に変更する。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第112回国会【常会】参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/112/1122305.pdf。

4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。なお、この決議は、本法律案及び金融先物取引法案に対する附帯決議である。

○衆議院大蔵委員会における附帯決議（昭和63年5月13日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 金融・証券先物取引等の導入に当たっては、特に一般の委託者の保護に万全を期することとし、この正確な知識・情報の提供に努めるとともに、過度の投機的取引、不正な手段を用いた勧誘又は営業が行われることのないよう指導・監督を行うこと。
- 一 金融・証券先物取引等の導入に当たっては、我が国が国際的な金融・証券市場としての役割を果たしていくことを踏まえ、適切な条件のもとに取引が行われるようその国際性に十分配慮するとともに、取引が公正かつ円滑に行われるよう配慮すること。
- 一 証券先物取引等については、先般の株価下落の経験等を踏まえ、現物価格の安定に資するものとなるよう、現物市場との整合的な管理・運営に努めること。
- 一 内部者取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備に万全を期すること。
- 一 内部者取引の規制に当たっては、その規制の範囲が具体的かつ明確になるよう配慮すること。
- 一 今回の企業内容開示制度の改善を機に、我が国発行市場の活性化を図るため、発行市場改革を一層推進すること。」

○参議院大蔵委員会における附帯決議（昭和63年5月24日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 金融・証券先物取引等の導入に当たっては、特に一般の委託者の保護に万全を期するため、その正確な知識の普及、的確な情報の提供がなされるように努めるとともに、過度の投機的取引、不正な手段を用いた勧誘、過大な広告等が行われることのないよう指導・監督を行うこと。
- 一 金融・証券先物取引等の導入に当たっては、我が国金融・証券市場が国際的な役割を果たしていくことを踏まえ、適切な条件のもとに取引が行われるようその国際性に十分配慮するとともに、その運用においても遺憾なきを期すること。
- 一 証券先物取引等については、先般の株価下落の経験等を踏まえ、現物市場との整合性のある管理・運営に努め、もって現物価格の安定に資するものとなるよう配慮すること。
- 一 内部者取引の規制に当たっては、その規制の対象となる範囲が具体的かつ明確になるよう努めるとともに、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備、市場監視・検査体制の充実に万全を期すること。
- 一 今回の企業内容開示制度の改善を機に、我が国発行市場の活性化を図るため、今後とも発行市場改革を推進すること。
右決議する。」

（出所）衆議院「大蔵委員会議録」（昭和63年5月13日）。参議院「大蔵委員会会議録」（昭和63年5月24日）。

6-37 格付についての懇談会「格付の定着に向けて（元年12月報告）」（平成元年12月6日）

格付の定着に向けて（元年12月報告）

（平成元年12月6日・格付についての懇談会）

今回、本年6月に公表した報告「我が国資本市場における格付の定着について」における提言の着実な実施を図るため、格付についての懇談会を開催した。

その結果、提言の着実な実施を図るため、今後とも、半年に1回程度フォローアップのための格付に関する懇談会を開催することとした。

また、格付を円滑かつ迅速に定着させていくため、その都度、格付定着のための手順を明らかにしておくことが有意義と考えた。今回このような考え方に従い、別紙のとおり、格付の定着のための方策について、これまでに実施した事項、来年春までに実施または検討する事項及び来年の春以降に実施または検討する事項をとりまとめた。

明年6月初旬を目途に次回格付に関する懇談会を開催する予定であるが、それまでの間、今回のとりまとめに従って、関係各位が格付の定着のために努力をしていくことが期待される。

(別紙)

格付定着のための方策とスケジュール

格付定着のための方策	これまでに実施した事項	来年春までに実施 または検討する事項	来年の春以降に実施 または検討する事項
<p>1. 格付機関自らの努力、改善</p> <p>(1) 独立性・中立性の確立及び機密保持・情報管理の徹底（内部体制等の再点検、職員への指示の徹底、発行体への積極的説明・PR）</p> <p>(2) 経営基盤の確立</p> <p>(イ) 格付料収入以外の情報提供による収入の増加</p> <p>(ロ) 組織、体制の整備</p> <p>(3) 国際的通用度の向上</p> <p>(イ) 非居住者債、本邦企業外債への格付</p> <p>(ロ) 海外投資家向けの情報提供・PR</p> <p>(4) 信頼される格付結果とその実績の積み重ね等（格付手法やレビューシステムの見直し、工夫、格付の意義・手法等の公表、機動的な格付の研究）</p>	<p>・社内体制の再点検を行った。</p> <p>・全役職員に趣旨を再度徹底した。</p> <p>・格付懇レポートを利用し、格付機関の体制、努力のPRをした。</p> <p>・1社は複数の有料情報誌を発行。他の2社は、無料で、情報誌を配付。</p> <p>・複数格付制度の導入、CP格付に備え、要員を増強した。</p> <p>・各種雑誌、情報端末等への格付の掲載をした。</p> <p>・格付制度の定着と対象の拡大に伴って格段に高まる格付機関への期待に応えるため、下記を実施した。</p> <p>〔専門性の一層の向上策〕 専門性の一層の向上を目指し、格付手法、情報蓄積、審査担当者の訓練、コンピューターの活用等、各側面での一層の向上策について検討に着手した。</p> <p>〔既発行債フォローの充実〕 ①CPにつき3ヵ月ごとのフォローアップ調査を実施 ②レビュー体制の強化・確立と、その結果通知の開始 ③監視銘柄制度等、いわゆるクレジット・ウォッチ制度の創設と公表</p>	<p>〔専門性の向上〕</p> <p>〔公表情報の充実〕</p> <p>〔市場関係者の理解獲得〕</p>	<p>・社内教育の徹底実施を行う。</p> <p>・職員のプロパー化を図る。</p> <p>・格付機関の独立性、機密保持等についての広報の拡充をする。</p> <p>・格付手数料以外の営業収入を得るべく情報誌の有料化等の具体策を検討する。</p> <p>・会社創立初期の先行投資期間を経過して、今後は格付審査の効率化、経営の効率化を図っていく。</p> <p>・引き続き要員の増強等体制を強化していく。</p> <p>・非居住者債、本邦企業外債等の格付に積極的に取組み、実績を積み重ねて行く。</p> <p>・海外の投資家においては、我が国格付機関の我が国企業に関する格付情報のニーズが高まっているので、格付の情報を国際的に提供する。</p> <p>・格付基準、格付手法、レビューのシステム等については常時見直しを行い、より専門性を〔注〕高く、正確かつ効率的なシステムの構築に継続的に取り組んでいく。業種別専門家の育成に取り組んでいく。</p> <p>・格付レポート内容の一層の充実を図る。</p> <p>・レビュー結果変更なしの格付についても公表を検討する。</p> <p>・イベントリスク発生時の迅速な情報提供（格付変更等）</p> <p>・格付の意義、格付の理由等の発行体・投資家に対する説明を従来以上に充実し、格付についての的確な理解を得るべく努力していく。</p>

	(機動的発行への対応) ・発行体のニーズに合わせた手続きの見直しを実施した。 ①発行登録債の格付開始 ②起債スケジュールの短縮化に対応した手続きの開始	(機動的発行への対応) ・発行体が資本市場から機動的な資本調達が可能になるよう、発行体のニーズに合わせ、格付の手続き等を随時見直ししていく。 ・新しい金融商品等について格付準備を進め、必要に応じて格付作業を開始する。
(5) 格付対象の拡大 (金融証券化関連商品の格付)	・キープウェル契約に基づく債券、リパッケージ債、非居住者MTN等への格付を開始した。	
2. 市場関係者の理解、協力		
(1) 格付取得の促進		
(イ) 普通社債、転換社債、CP、海外起債における格付の推進	・電力普通社債について逐次格付を取得することとした。 ・転換社債については格付が既に取得されている。 ・CPの適格基準に格付を導入した。	・海外起債について、我が国格付機関の格付の国際的通用度の向上を見守りながら、格付の利用について検討していく。 ・CPについては、印紙税の軽減、発行適格企業の拡大、格付基準への一本化等について検討していく。
(ロ) 複数格付の取得		・来年4月を目途に、国内転換社債について、複数格付を導入する。これにより、国内転換社債の発行条件は、複数格付を反映したものとなる。これに関連して、適格基準、財務制限条項について必要な手直しを行う。
(2) 格付の公表 (公表のルール化)	・CPについて、原則、複数格付の取得・公表をルール化した。	・国内転換社債について、複数格付を導入するのに伴い、その公表を行う。
(3) 投資に当たっての格付利用	・外債について投資基準等として格付を概ね採用した。	・格付の定着にあわせ、投資情報として格付の利用を検討する。併せて格付機関の取りまとめた投資情報資料の購入促進について検討する。
(4) 証券会社の格付利用		・発行市場、流通市場の発展に応じ、格付の利用拡大を検討する。
(イ) 発行条件決定やマーケットメイク等の際の格付の活用	・国内の転換社債、新株引受権付社債の発行条件において格付を重視している。	
(ロ) 引受審査質問回答書の簡略化	・本年7月に、引受審査質問回答書の一部を簡略化した。	・さらに引受審査質問回答書の一部を簡略化する。
(5) 受託銀行の格付利用	・受託手数料率について、一律料率から格付、発行ロットを基準にした体系に変更した。	
(6) 行政の格付利用		
(イ) 年金等の投資適格証券、証券会社等金融機関の自己資本規制等における格付の活用等	・証券会社の自己資本規制の中で、格付の利用を開始(試験実施)。	・行政の格付利用について検討を進める。 ・米国の制度について研究を進める。
(ロ) 一括登録制度における格付の活用		
3. 格付が機能する自由な市場づくり		
(1) 社債発行市場の整備 (社債発行限度規制、商品性の制約等の見直し)		・社債発行限度規制、商品性の制約等の市場規制、慣行の見直しを引き続き進める。

(2) 適債基準の見直し	・社債の適債基準、財務制限条項に原則的に格付基準を導入した。	・適債基準及び財務制限条項の緩和を行うことを検討する。	・社債の発行状況、格付の利用状況を踏まえながら、適債基準の格付基準への一本化を図る。
(3) 流通市場の整備、拡充			・社債発行市場の整備にあわせ、流通市場の整備、拡充を進める。

(注) 表中の〔 〕部分は、引用者において補った説明ではなく出所における表記のとおりである。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成2年版』51-53ページ。

6-38 「証券投資信託業務の免許基準の運用について」(平成元年12月14日)

証券投資信託業務の免許基準の運用について

大蔵省

証券投資信託業務の免許基準については、証券投資信託法(昭和26年法律第198号)第7条に定められているところであるが、同条の基準の具体的適用は、下記に従って行う。

1. 設立母体の資格要件

投資信託業務(設定・運用又は販売)を3年以上継続して営んでおり、相当の実績を有していると認められること。なお、外国業者の場合には、我が国投資信託市場における経験(例えば、その運用する外国投資信託の我が国市場における販売)とともに本国における実績等を勘案して判定する。

2. 設立形態

(1) 複数の会社による共同設立は認められない。

(2) 設立母体からの出資については、設立母体が投資信託の設定・運用業務を行っている場合には単独での出資を基本とし、投資信託の販売業務を行っている場合には関係会社を含め3割程度までにとどめるものとする。

(3) 出資協力については、国内販売力の補完等投資信託業務の遂行に必要と認められる特別の理由があり、かつ投資信託会社としての独立性を損なわないと認められる場合には、出資を行う会社ごとに原則5%までの出資を認める。なお、投資信託の販売業務を行っている会社が設立母体となる場合については、上記(2)の規制があることを踏まえて、出資協力の必要性を判定する。

(注) 外国業者の場合、設立母体又はその関係企業が我が国で金融業務を営んでいる場合には、新設投資信託会社は、国内金融業務を営む企業との間に人的・資本的に十分な遮断措置を講ずる必要がある。遮断措置の在り方については、外国証券業者国内支店の場合に準ずる。

3. 免許対象会社に関する要件

(1) 人的要件

イ. 経営体制

(イ) 一般投資家を中心とする受益者本位に徹した健全な経営を行うことを経営方針に据え、かつ投資信託業務を公正かつ適格に遂行しうる経営体制を有することを要する。

(ロ) 役員に、経歴等に照らして投資信託会社の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。

ロ. 役職員構成

有価証券投資、投資信託業務に係る専門的知識・経験を有する者が十分に確保され、これらの者を含め、その営もうとする投資信託業務の適切な遂行に必要な人員が新設投資信託会社の国内の各部門に十分に配置されていること。役職員の配置が十分か否かは、その営もうとする投資信託業務の態様を踏まえ、近年の投資信託会社の新規設立時における各部門の役職員配置体制（各部門総計で平均30名程度）を参考として判定する。

ハ. 管理事務部門

受益証券の発行・管理、収益分配金・償還金の支払、信託財産の計算・管理等の事務を適切に行いうる管理事務部門の体制を有していること。なお、かかる業務の遂行を第三者にゆだねることは認められない。

(2) 収支見込み及び資本金

イ. 収支見込み

(イ) 十分な投資信託販売が見込まれ、それに基づき良好な業務の収支見込みが得られること。この場合、投資信託販売見込みは現実的かつ確実性の高いものであることを要し、販売見込みの現実性・確実性については、国内業者については設立母体の投資信託販売実績に基づき判定し、外国業者については設立母体の運用する外国投資信託の国内販売実績等設立母体の国内における投資信託関連業務実績、国内証券会社との具体的な販売提携、本国投資信託実績等を総合的に勘案して判定する。

(ロ) 業務開始後3年以内に黒字転換が見込まれること。なお、外国業者の場合、この年限は5年までとすることができるものとする。

ロ. 資本金

資本金は5億円以上とする。ただし、上記イ(ロ)の黒字転換年限までの期間（外国業者が5年までの期間を選択した場合には当該期間）を通じ負債総額が資産総額を上回らないことを見込みうる水準であることを要する。

(3) 独立性の確保

イ. 出向役員の受入れは認められない。

ロ. 職員の出向の受入れについては、独立性・自立性を損なうものでないと認められる場合にはこれを認めるものとする。

ハ. その使用する営業所につき関係企業からの物理的・経済的独立性が確保されていること。

(4) 客観的準備状況

業務の適切な遂行に必要な役職員の確保、計理システム等業務開始に必要な物理的な体制の整備、販売提携等必要な販売体制の整備、その他客観的な準備の状況・具体的見通しが十分に整っていると認められること。

(5) 市場の状況の考慮

その営もうとする業務が、証券投資信託及び証券市場の状況に照らし、必要かつ適当なものであること。

(6) その他

上記に定めるほか、証券投資信託法の定めるその他の要件を満たしていること。

(注) 免許を受けた者は、(社)証券投資信託協会に加入することが求められる。

4. 審査手続

(1) 上記基準に基づく審査を希望する者は、我が国における投資信託関連業務の実績、本国における投資信託業務の実績（外国業者の場合のみ）等設立母体としての資格要件を満たすことを示す資料を添え、大蔵省に申出を行う必要がある。

(2) 設立母体としての資格要件を満たすと認められた者については、上記基準に基づき事前審査を行う。その際、設立する投資信託会社の人的構成、組織等の業務執行体制、国内販

売体制及び取支見込み、業務計画等の説明資料の提出を要する。

- (3) 事前審査の結果、免許を付与することが相当と認められた者については、会社設立に向け具体的準備を進めるべきことを指示する。
- (4) 具体的準備が整った段階で内免許申請を受付ける。

5. 今後の進め方

審査は今後少なくとも年1回程度行うこととする。初回の事前審査は、平成2年2月末までに申出を行い、設立母体としての資格要件を満たすと認められた者について、同年3月以降行う。

(注) 本運用は、平成元年12月14日に公表された(証券投資信託協会編『証券投資信託年報(平成元年版)』(平成2年、証券投資信託協会)125ページ)。

(出所) 証券投資信託協会編『証券投資信託年報(平成2年版)』(平成3年、証券投資信託協会)81-83ページ。

6-39 「国内CPの見直し」(平成2年1月31日)

国内CPの見直し

(平成2年1月31日・大蔵省)

居住者国内CPについては、昭和62年12月に発行が解禁され、また非居住者国内CPについても翌63年1月に解禁された。その後63年12月に国内CPのルールの見直しが行われたが、今般さらに下記のとおりルールの見直しを行うこととした。

記

	現	行	見直し案
○ CPの商品設計			
1. 基本的位置付け	優良企業が機関投資家等から無担保で短期の資金調達を行うための手段		同左
2. 法的性格	約束手形		同左
3. 期間	2週間以上9ヶ月以内		同左
4. 利付方式	割引方式		同左
5. 額面	1億円以上		同左
○ CPの発行・流通等			
6. 発行適格企業	最上位のA-1等のCP格付取得企業(約350社)及び次位のA-2等の格付取得企業で純資産550億円以上のもの(約60社)		最上位のA-1等のCP格付取得企業(約350社)、及び次位のA-2等の格付取得企業で純資産330億円以上のもの(約180社)。
	(当面、現行の発行適格企業は、CP格付を取得しないで引き続きCPを発行できるものとする。)		廃止
	(注) 複数の格付機関からのCP格付の取得・公表を要するものとするが、上記基準の関係では一のCP格付が基準を充足すれば足りる。		同左
	上場会社に限定。		
	ただし、非上場企業であっても、3年以上証券法上の継続開示を行っている会社であれば発行が可能。		同左

7. バックアップライン (BL)・保証	原則として、BLの設定又は金融機関の保証必要 一定の基準を充足した企業（約60社）についてはBLの設定等を任意とする。 最上位のA-1等のCP格付を取得し一定の数値基準を充足する企業（約40社）については、BLの設定を任意とするが、格付機関が一定割合のBLの設定を必要と判断する場合には、これを設定するものとする。 その余のCP格付取得企業については、発行額の50%のBL設定を必要とするが、格付機関が発行額の50%を超えるBLの設定を必要と判断する場合には、これを設定するものとする。	同左 廃止 ただし、格付機関がBLの全部又は一部の設定を不要と判断する場合には、これを設定しないことができる。
8. 金融関連企業	証券金融会社は、上記6の発行適格基準を充足する場合には、CPを発行できるものとする。 証券会社等のCP発行については引き続き検討を行う。	同左 証券会社は、上記6の発行適格基準を充足する場合には、一定の条件の下で、CPを発行できるものとする。 信販会社、リース会社等のCP発行については、引き続き検討を行う。
9. 発行方法	販売人を通じて発行	同左
10. 販売人	金融機関・証券会社	同左
11. 販売対象	機関投資家等	同左
12. ディスクロージャー	証取法上のディスクロージャーは不要だが、発行会社等の概要説明を交付 CP格付を取得している企業に対しては、当該CP格付、発行限度額、設定が必要なBLの割合及び、実際に設定するBLの割合の開示を、また、CP格付を取得しないでCPを発行する企業に対しては、発行限度額および発行残高の開示をそれぞれ必要とする。	同左
13. 流通	金融機関・証券会社・短資会社	同左
14. 投信に対する組入れ規制	余裕金の範囲内で各ファンドの純資産の20%以内	余裕金の範囲内でCPのほかCDも含め各ファンドの純資産の45%以内とする。

○上記の見直しについては、原則として非居住者国内CPについても適用するものとする。

○平成2年2月15日（木）から実施する。

ただし、所要の準備期間を考慮し、①証券会社によるCP発行に係るルールについては、平成2年4月2日（月）から、②上記6の一部及び7の一部のルールの廃止については、平成2年10月1日（月）から、それぞれ適用する。

○1年後に市場動向等をふまえ、再度の見直しを行う。

（出所）『大蔵省証券局年報 平成2年版』58-59ページ。

6-40 格付についての懇談会「格付の定着に向けて（2年6月報告）」（平成2年6月21日）

格付の定着に向けて（2年6月報告）

（平成2年6月21日・格付についての懇談会）

今回、平成元年6月に公表した報告「我が国資本市場における格付の定着について」における提言の着実な実施を図るため、昨年12月に引き続き、第2回目のフォローアップのための格付についての懇談会を開催した。

今回も前回と同様、別紙のとおり、格付の定着のための方策について、その手順を明らかにすべく、とりまとめた。

今後とも、関係各位の着実な格付定着のための努力が期待される。

（別紙）

格付定着のための方策とスケジュール

格付定着のための方策	昨春秋以降これまでに実施した事項	本年秋までに実施または検討する事項	本年の秋以降に実施または検討する事項
1. 格付機関自らの努力、改善 (1) 独立性・中立性の確立及び機密保持・情報管理の徹底（内部体制等の再点検、職員への指示の徹底、発行体への積極的説明・PR） (2) 経営基盤の確立 (イ) 格付手数料収入以外の情報提供による収入の増加 (ロ) 組織、体制の整備 (3) 国際的通用度の向上 (イ) 非居住者債、本邦企業外債への格付 (ロ) 海外投資家向けの情報提供・PR (4) 信頼される格付結果とその実績の積み重ね等（格付手法やレビューシステムの見直し、工夫、格付の意義・手法等の公表、機動的な格付の研究）	<ul style="list-style-type: none"> 社内体制の再点検、及び職員への指導の再徹底を行った。 格付機関の独立性の確立や機密保持のための仕組みについて、パンフレット等を通じての関係者への積極的な説明を行った。 1社は、調査レポートを作成・販売し、他の1社は「年金情報」を創刊した。 要員の拡充、社内体制の見直し、効率化の推進により複数格付導入、CP格付増加に対処した。 FT社「世界格付年鑑」への情報提供を開始した。 2社は、海外起債のための格付内容説明資料を発行体の依頼に基づき作成交付した。 格付先の業績変化に対応し、機動的な格付見直しを実施する体制を整備した。 格付の手法や考え方について、発行体・投資家に対する説明資料を作成、配付した。 出版、寄稿、講演等により格付について解説した。 	<ul style="list-style-type: none"> 格付機関の独立性の確保や機密保持のための仕組みについて、さらに積極的な説明を強化する。 格付業務の増大へ対応し、格付機関の要員拡充及び質的向上を図る。 コンピュータの高度利用、要員の拡充・強化を図り、より効果的かつ効果的な体制作りを目指す。 非居住者債、本邦企業外債等の格付に積極的に取り組み、実績を積み重ねて行く。 格付実績の一層の積み重ねを通して、世界各国の格付情報市場における知名度の向上と信頼の確保を図る。 英文による格付情報の提供強化を行う。 本邦企業の格付情報を海外市場に積極的に提供する。 [専門性の向上] 格付基準、格付手法、レビューのシステム等については常時見直しを行い、より専門性を〔注〕高く、正確かつ効果的なシステムの構築に継続的に取り組んでいく。 [公表情報の充実] 格付レポート内容の一層の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 格付担当職員のプロパー化を促進する。 格付手数料以外の営業収入を得るべく情報誌の有料化等の具体策を検討する。 業種別専門家の育成に取り組んでいく。 格付レポート内容の一層の充実を図る。

<p>(5) 格付対象の拡大 (金融証券化関連商品の格付)</p> <p>(6) 行政の格付利用 年金等の投資適格証券、証券会社等金融機関の自己資本規制等における格付の活用等</p> <p>2. 格付が機能する自由な市場づくり</p> <p>(1) 社債発行市場の整備 (社債発行限度規制、商品性の制約等の見直し)</p> <p>(2) 適債基準の見直し</p> <p>(3) 流通市場の整備、拡充等</p>	<p>・非居住者金融機関CD等の格付を開始した。</p> <p>・証券会社の自己資本規制の中で、格付の利用を開始（本格実施）。（平成2年4月）</p> <p>・厚生年金基金等の運用について、格付を利用。（平成2年3月）</p> <p>・社債発行限度規制について、暫定的な措置として、現行法の二重の基準から純資産基準への一本化を図り、ワラント債を社債発行限度暫定措置法の対象社債として加えるという商法等の一部を改正する法律案が、第118回国会に提出された。</p>	<p>・レビュー結果変更なしの格付についても公表を検討する。</p> <p>・イベントリスク発生時の迅速な情報提供（格付変更等）</p> <p>〔市場関係者の理解獲得〕・格付意義、格付の理由等の発行体・投資家に対する説明を従来以上に充実し、格付についての的確な理解を得るべく努力していく。</p> <p>〔機動的発行への対応〕・発行体が資本市場から機動的な資本調達が可能になるよう、発行体のニーズに合わせ、格付の手続き等を随時見直していく。</p> <p>〔その他〕</p> <p>・本年10月よりCPの複数格付制度への全面移行を踏まえ、長期債及びCP双方について格付をとる場合について、料金の明確化を図ることを検討する。</p> <p>・アセットバック証券等の新たな証券化商品の格付の準備を実施する。</p> <p>・行政の格付利用について検討を進める。</p> <p>・社債発行限度規制、商品性の制約等の市場規制、慣行の見直しを引き続き進める。</p> <p>・発行基準及び無担保債基準の緩和ならびに財務制限条項の緩和を早急に実施する。</p> <p>・社債の発行状況、格付の利用状況を踏まえながら、適債基準の格付基準への一本化を図る。</p> <p>・社債発行市場の整備にあわせ、流通市場の整備・拡充を進める。</p> <p>・CPの発行適格企業の拡大を検討する。</p>	<p>・行政の格付利用について可能なものにつき実施する。</p>
--	---	---	----------------------------------

(注) 本表中の〔 〕部分は凡例5によらない。すなわち、執筆者及び編集者により補った説明ではなく出所における表記である。また、「〔注〕」が示す部分「より専門性を高く」についても、出所における表記のとおり掲載した。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成2年版』54-56ページ。

6-41 「証券取引法の一部を改正する法律」(平成2年法律第43号)の概要

(平成2年6月22日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院		
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成2年4月24日	平成2年4月24日	平成2年5月31日 可決	平成2年6月1日 可決	平成2年4月24日 (予)	平成2年6月14日 可決	平成2年6月15日 可決

(注) 参議院委員会付託日の欄の「(予)」は、予備付託年月日。

(出所) 参議院「参議院審議概要 第118回国会【特別会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/118/1183305.pdfより作成。

2. 法律案の提案理由説明

「ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、証券市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から株券等の大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国の制度との調和を図る等の観点から公開買い付け制度の見直し等を行うことが緊要となっております。

したがいまして、証券取引法を改正することとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、株券等の大量保有の状況に関する開示制度、いわゆる五％ルールを導入することといたしております。これは、上場会社等の発行済み株式総数等の五％を超える株券等を実質的に保有することとなった場合及びその後株券等の保有割合に一％以上の変動が生じた場合には、五日以内に大蔵大臣に報告することを義務づけ、その違反に対しては刑事罰を科することとするものであります。

第二に、公開買い付け制度につきましては、事前届け出制を廃止し、新聞公告の日に届け出書を提出させることとするとともに、制度の対象範囲について、これまで発行済み株式総数の一〇％以上を所有することとなる市場外の買い付けとされていたのを、五％ルールの導入に合わせて五％超に引き下げることにしております。

以上のほか、外国証券規制当局が行う行政上の調査に関し要請があった場合には、関係人に対して報告または資料の提出を求めることができることとする等所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成2年5月31日)。

3. 法律案の要旨

本法律案は、最近の我が国証券市場における株券等の売買の実情にかんがみ、証券市場の透明性を確保し、投資者保護を一層徹底する観点から大量保有の状況に関する開示制度を導入するとともに、証券市場の国際化の進展等に伴い、諸外国における制度との調和を図る観点から公開買い付け制度の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、株券等の大量保有の状況に関する開示制度の導入

1 いわゆる五％ルールを導入することとし、上場会社等の発行済み株式総数等の五％を超

える株券等を実質的に保有することとなった場合、その株券等の保有状況を五日以内に大蔵大臣に報告することを義務付ける。

- 2 1の報告を行ってから後に、株券等の保有割合の1%以上の変動があった場合にも同様とする。
 - 3 報告書の不提出、虚偽記載等については、刑事罰則を設ける。
- 二、公開買付制度の見直し
- 1 公開買付けの事前届出制を廃止し、新聞公告をもって公開買付けができることとし、公告日に公開買付届出書を大蔵大臣に提出する。
 - 2 制度の対象範囲について、発行済株式総数等の10%以上を所有することとなる証券市場外の買付けを、5%ルールを導入に合わせて、5%超に引き下げる。
- 三、その他の改正
- 外国の証券規制当局が行う行政上の調査に関し要請があった場合には、関係人に対して報告または資料の提出を求めることができる。

(出所) 参議院「参議院審議概要 第118回国会【特別会】参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/118/1183305.pdf。

4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成2年5月31日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今後とも、企業会計、株券等の大量保有状況、取引実態等有価証券取引を行うに際して重要な情報の公開制度の拡充を図ること。
- 一 内部者取引等有価証券に係る不正取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において具体的な規制内容について周知、明確化させることを含め未然防止体制の整備に万全を期するとともに、不正取引の監視体制の充実に努めること。なお、今後の取引の状況も踏まえ、罰則のあり方も含めて規制のあり方について常に検討を加えること。」

○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成2年6月14日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 有価証券取引の現状にかんがみ、今後とも、企業内容等の開示、株券等の大量保有状況、取引実態等重要な情報の公開制度の充実に努めること。
- 一 有価証券に係る内部者取引等不正取引の規制に当たっては、行政当局、証券取引所等関係者において具体的な規制内容について周知、明確化させることを含め未然防止体制の整備に万全を期するとともに、市場監視・検査体制の充実に努めること。また、証券取引の国際化等今後の取引の状況を踏まえ、罰則をも含め規制のあり方等について、常に検討を行うこと。右決議する。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成2年5月31日)。参議院「大蔵委員会会議録」(平成2年6月14日)。

6-42 「普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の適債基準及び財務制限条項の見直しについて」(平成2年11月1日)

普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の適債基準及び財務制限条項の見直しについて
(平成2年11月1日 大蔵省)

1 平成2年6月15日証券取引審議会基本問題研究会第2部会報告において社債発行市場における諸規制・諸慣行の見直し・撤廃が指摘されていることを踏まえ、社債発行市場自由化のための段階的措置として、国内における公募普通社債、転換社債(上場会社及び店頭登録会社)及び新株引受権付社債(上場会社)の適債基準及び財務制限条項の見直しを別表1及び2のとおり行うこととした。

なお、この見直しの概要は次のとおりである。

(1) 適債基準の緩和

ア 数値基準を廃止し、格付による基準に一本化したこと

イ 無担保社債の格付による基準に付していた純資産額による限定を廃止したこと

(2) 財務制限条項の改善

ア 個々の条項について

(ア) 普通社債及び新株引受権付社債の担保提供制限について、①担保提供制限に抵触しないで担保権を設定できる債務の範囲を拡大したこと、②発行時に担保付債務が純資産額の一定範囲以内であることを要するとの現行の取扱いを原則として廃止したことなどの緩和を行ったこと

(イ) 追加債務負担制限条項及び利益維持条項の内容を合理化したこと

イ 財務制限条項を付する程度について

格付及び純資産額による区別を簡素化し、追加債務負担制限、利益維持及び配当制限の各条項について選択を可能にするなどその程度を全体的に緩和したこと

2 上記の見直しについては、平成2年11月5日起債銘柄から実施するものとする。ただし、平成3年1月31日起債銘柄までは従前の例によることもできるものとする。

別表1

○ 適債基準の緩和

		現 行	緩 和 内 容
入口基準	普通社債	・BBB格相当以上	・現行どおり
	新株引受権付社債	・BBB格相当以上、かつ1株当たり配当金直近3期連続3円以上又は直前期4円以上	
	転換社債	・BB格相当以上(複数格付の取得)、かつ1株当たり配当金5円以上、1株当たり税引経常利益7円以上	
数値基準	普通社債・新株引受権付社債	(例) 純資産額30億円以上60億円未満の場合、1株当たり配当金直近3期連続5円以上ほか	・廃止
	転換社債	(例) 純資産額30億円以上60億円未満の場合、1株当たり配当金直前期5円以上、1株当たり税引経常利益7円以上ほか	
無担保基準	普通社債・新株引受権付社債	・AA格相当以上又はA格相当かつ純資産額330億円以上	・A格相当以上
	転換社債	・A格相当以上又はBBB格相当かつ純資産額330億円以上 (留保物件付の場合には、A格相当以上又はBBB格相当かつ純資産額200億円以上)	・BBB格相当以上。ただし、BBB格相当かつ純資産額200億円未満の銘柄については財務制限条項として特定物件の留保が必要(留保物件付の場合の基準は廃止)
	普通社債・新株引受権付社債	(例) 純資産額550億円以上1100億円未満の場合、自己資本比率50%以上ほか	・廃止
転換社債	(例) 純資産額200億円以上330億円未満の場合、自己資本比率50%以上ほか		

6-43 「証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律」(平成3年法律第96号)の概要

(平成3年10月5日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成3年9月18日	平成3年9月20日	平成3年9月26日	平成3年9月27日	平成3年9月30日	平成3年10月2日	平成3年10月3日	平成3年9月20日 衆本会議趣旨説明 平成3年9月30日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第121回国会【臨時会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/121/1212310.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

今回の証券会社による大口法人顧客等に対する損失補てんは、免許会社としての規範に著しく反するものであり、こうした行為により一般の投資者の証券市場に対する信頼が大きく損なわれました。

本法律案は、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するため、有価証券の売買等によって生じた損失の証券会社による損失保証、損失補てんを禁止する等の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、損失保証、損失補てん等を禁止することといたしております。これは、証券会社による損失保証、損失補てん等を禁止するとともに、顧客が証券会社の損失保証、損失補てん等を要求する行為を禁止し、それらの違反に対しては、刑事罰を適用することとするものであります。

第二に、取引一任勘定取引を禁止することといたしております。取引一任勘定取引は、今回問題となりました損失補てん等の温床となりやすいことから、これを禁止することとし、その違反は行政処分の対象とすることといたしております。

以上の改正点につきましては、証券取引法のみならず、外国証券業者に関する法律についても同様の改正を行うことといたしております。

以上、証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。」

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成3年9月20日)。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、我が国の証券市場の実情にかんがみ、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を確保するため、有価証券の売買等によって生じた損失の証券会社による補てんを禁止する等の措置を講じ、併せて外国証券業者に対しても同様の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、損失保証、損失補てん等の禁止

- 1 証券会社による損失保証、損失補てんを禁止し、刑事罰を適用する。証券会社による利益の保証、利益の追加も処罰の対象とする。また、証券会社が第三者を利用している場合も含めることとする。
- 2 顧客が証券会社の損失保証、損失補てん行為を要求して損失保証、損失補てんを受ける

ことを禁止し、刑事罰を適用する。顧客が利益の保証、利益の追加を要求して利益の保証、利益の追加を受けることも処罰の対象とする。また、顧客が第三者を利用している場合も含めることとする。

3 証券事故（証券会社の違法又は不当な行為）による顧客の損失を償う場合には刑事罰の対象としない。

4 刑事罰の量刑

損失保証、損失補てん等を行った証券会社は一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

損失保証、損失補てん等を要求して損失保証、損失補てんを受けた顧客は六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、供与を受けた財産上の利益は没収又は追徴する。

二、証券会社の取引一任勘定取引の禁止

売買の別、銘柄、数又は価格について顧客の一任を受けて行う売買取引等を禁止し、違反に対しては行政処分の対象とする。」

（出所）参議院「参議院審議概要 第121回国会【臨時会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/121/1212310.pdf。

4. 附帯決議

参議院証券及び金融問題に関する特別委員会において以下の附帯決議がなされた。また、衆・参両証券及び金融問題に関する特別委員会において、「証券及び金融に係る不祥事の再発防止に関する決議」（略）がなされた。

○参議院証券及び金融問題に関する特別委員会における附帯決議（平成3年10月2日）

「政府は、次の事項について、配慮すべきである。

- 一、法制審議会における審議の状況等を踏まえ、損失補てん等に係る罰則について、法人の処罰を重くする制度を導入すること。
 - 一、証券会社の顧客が、損失補てんの認識をもって財産上の利益を受ける行為に対する罰則の適用については、引き続き検討を行うこと。
 - 一、取引一任勘定取引禁止の例外規定を省令に規定する場合においても、取引の公正を害することのないよう、極力その範囲を限定し、損失補てん等の温床とならないよう配慮すること。
 - 一、証券取引上の混乱を避けるため、証券業協会及び証券取引所により決定される自主ルールはすべて公開し、本制度の適用に関し、その内容が具体的、かつ、明確となるよう配慮すること。
 - 一、証券取引における自己責任原則を周知徹底するための適切な措置を講ずること。
 - 一、顧客の行ういわゆる仮名取引の受託等の禁止、特定少数の銘柄の一律集中的な推奨等、不適当な営業行為の規制については、法改正等の適切な規制方法の検討を含め、その徹底のため、更に指導を強化し、厳正を期すること。
 - 一、証券取引法、銀行法その他の法律に照らし、証券・金融市場の公正を損なうような事態が認められた場合には、すみやかに国会に報告するとともに、機動的な法運営を行い、行政処分等適切な措置を講ずること。
- 右決議する。」

（出所）参議院「証券及び金融問題に関する特別委員会会議録」（平成3年10月2日）。衆議院「証券及び金融問題に関する特別委員会会議録」（平成3年9月26日）。

6-44 格付についての懇談会「格付の一層の定着に向けて（3年12月報告）」（平成3年12月13日）

格付の一層の定着に向けて（3年12月報告）

（平成3年12月13日
格付についての懇談会）

平成元年6月に公表した報告「我が国資本市場における格付の定着に向けて」における提言の着実な実施を図るため、元年12月、2年6月、2年12月に引き続き、第4回目のフォローアップのための格付についての懇談会を開催した。

今回も前回と同様、前回の懇談会以降格付の定着のために実施した事項及び今後格付の一層の定着に向けて実施または検討していく方策とその手順について明らかにすべく、別紙のとおり取りまとめた。

今回は、単に上記提言のフォローアップのみでなく、格付の一層の定着に向けての新たな方策についても検討するため、3回にわたりワーキング・グループによる準備会合が開催された。

今回の報告の特徴的な点は次のとおりである。

当懇談会において、これまで格付を円滑かつ迅速に定着させて行くための手順が明らかにされ、格付定着のための諸方策が関係者により積極的に推進されてきたことから、近年我が国資本市場において格付が次第に定着してきている。この1年間においても、①格付機関自らの努力・改善、②市場関係者等の理解・協力、③格付けが機能する自由な市場づくり、のそれぞれの分野において、積極的な取り組みが行われ、相当の前進をみたと言えよう。

その結果、これまでに格付機関の組織・体制の整備、格付実績の積み重ね等もかなりの程度進展し、発行体による国内、海外起債における格付取得、格付対象の広がり、複数格付の取得等も進んでいるほか、保険会社・厚生年金基金・共済組合等の財産運用基準、証券会社の自己資本規制等への格付基準の導入等行政面での格付利用、社債やCPの適債基準・発行基準の格付基準への一本化、引受証券会社や受託銀行による発行条件等の決定における格付の活用等も図られ、投資家や市場仲介者等の側においても格付の活用が進められてきている。

他方、我が国企業の資金調達をみると、近年、内外資本市場を通じ、普通社債、転換社債、新株引受権付社債、CP等により活発に行われてきたが、特に昨年来の株式市場の低迷の下で、普通社債の発行が企業の重要な資金調達手段として期待されているところであり、社債発行市場における諸規制・諸慣行の改善も進められてきていることから、今後、社債発行市場の一層の活性化が予想される。また、法制審議会社債法小委員会において、本年6月に社債法改正の方向性と基本的枠組みが取りまとめられ、公表されたところであるが、そこでは、社債発行限度規制の撤廃の方向性が示されている。

更に、金融の証券化の進展に伴い、我が国においても、アセットバック証券等新たな証券化関連商品の導入・発展が当面の課題となっており、この面での格付利用の必要性も高い。

このような状況の下で、我が国資本市場が発行・流通の両面においてマーケットメカニズムを基本とする自由で開かれた効率的な市場として一層発展していくためには、自己責任原則が充分機能するよう環境整備を急ぐ必要があり、そのためにも更なる格付の定着が望まれるところである。

その場合、今後のより一層の格付定着の方策としては、格付機関自らの努力・改善や発行体による格付取得の促進等を引き続き推進していくことが必要なことは言うまでもないとしても、従来のような発行ルール上の格付利用や行政面での格付利用のような制度面を中心とした段階から、格付の本来の機能である投資情報としての投資家による格付利用或いは格付を軸とした市場の形成といった観点からの市場仲介者による格付利用等格付情報の利用者のニーズの高まりを一段の推進力とすべき段階に至っていると考えられる。

このような認識の下、今回の報告においては、格付機関自らの努力・改善の必要性や複数格付の取得の推進等発行者サイドの措置等に加え、例えば、「市場関係者において、格付対象の拡大及び格付取得の促進に向けての取り組みを行う」、「機関投資家等において、投資基準としての格付利用をより一層拡大することを検討する」、「格付機関において、各格付機関の情報を統合した一覧性のある資料・情報誌等の定期刊行の実施を検討する」、「発行条件決定、マーケットメイクにおける格付の一層の活用を図る」、「日本銀行の適格担保債券審査に当たり格付の活用を検討する」等のような、市場関係者、とりわけ投資家等の格付に対するニーズの高まりを背景とする措置に重点を置く内容となった。

なお、転換社債・CPについては、複数格付取得が定着しており、普通社債・新株引受権付社債についても複数格付を取得している企業が増加しているが、引き続き市場関係者において普通社債・新株引受権付社債の複数格付取得の普及に努めるとともに、そのための条件整備を進めていくこと、また、行政においても、市場関係者のニーズを踏まえ引き続き行政の格付利用及びそれに伴う格付機関の位置付けの明確化について検討していくこと、格付が機能する自由な市場を構築する観点から、引き続き諸規制・諸慣行の見直し、内外社債の適債・発行基準の見直し・撤廃等について検討していくこととされている。

今後、今回の取りまとめの趣旨に従って、市場関係者各位が更なる格付の定着のために、より一層の主体的・積極的な取り組みをしていくことが期待される。

(別紙略)

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成4年版』13-14ページ。

6-45 「「証券投資信託業務の免許基準の運用について」の改正について」(平成4年4月24日)

「証券投資信託業務の免許基準の運用について」の改正について

平成4年4月24日

大 蔵 省

証券投資信託業務の免許基準の運用については、平成元年12月14日に現行の運用基準を公表し、当該基準に基づいて現在までのところ新規に外資系4社及び国内系1社に免許を付与してきたところであるが、本年1月28日の証券取引審議会の報告書において、現行の免許運用基準の見直しについて提言されたところから、報告書に沿って現行基準を改正することとしたものである。

(主な改正事項)

1. 新たに設立母体として、投資一任業務を営んでいる会社を認める。
2. 外国業者については、我が国における投資信託の販売実績等の要件を削除する。
3. 複数の設立母体による共同設立を認める。
4. 投資信託委託会社の役職員数についての要件を削除する。
5. 管理事務の第三者への委託を認める。
6. 最低資本金を5億円から3億円に引き下げる。
7. 免許の審査は、標準処理期間を設け随時行う。(これまでは年1回)

(参考1) 証券投資信託業務の免許運用基準の新旧対照表

新	旧
<p>証券投資信託業務の免許基準については、証券投資信託法（昭和26年法律第198号）第7条に定められているところであるが、同条の基準の具体的な適用は、下記に従って行う。</p> <p>1. 設立母体の資格要件 <u>投資信託の設定・運用若しくは販売業務、又は投資一任業務を3年以上継続して営んでおり、相当の実績を有していると認められること。</u>なお、外国業者の場合には、<u>本国における実績等により判定する。</u>また、<u>複数の会社による共同設立の場合においては、当該複数の会社全体について判定する。</u></p> <p>2. 出資 (1) <u>複数の会社による共同設立を認める。</u> (2) <u>各設立母体及びその関係会社からの出資額は、3割程度までにとどめるものとする。</u> (3) <u>設立母体以外の出資者の出資額は、各設立母体からの出資額未満とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) <u>設立母体及びその関係会社以外の出資者及びその関係会社からの出資額は、各設立母体及びその関係会社からの出資額未満とする。</u> (5) <u>上記(4)の要件を満たすために必要と認められる場合には、設立母体とその関係会社間において上記(3)は適用しない。</u> (6) <u>外国業者が設立母体となる場合においては、上記(2)を適用しない。</u></p> <p>3. 免許対象会社に関する要件 (1) 人的要件 イ. 経営体制 (イ) <u>一般投資家を中心とする受益者本位に徹した健全な経営を行うことを経営方針に据え、かつ投資信託業務を公正かつ的確に遂行しうる独立した経営体制を有することを要する。</u></p>	<p>1. 設立母体の資格要件 <u>投資信託業務（設定・運用又は販売）を3年以上継続して営んでおり、相当の実績を有していると認められること。</u>なお、外国業者の場合には、<u>我が国投資信託市場における経験（例えば、その運用する外国投資信託の我が国市場における販売）とともに本国における実績等を勘案して判定する。</u></p> <p>2. 設立形態 (1) <u>複数の会社による共同設立は認められない。</u> (2) <u>設立母体からの出資については、設立母体が投資信託の設定・運用業務を行っている場合には単独での出資を基本とし、投資信託の販売業務を行っている場合には関係会社を含め3割程度までにとどめるものとする。</u> (3) <u>出資協力については、国内販売力の補完等投資信託業務の遂行に必要と認められる特別の理由があり、かつ投資信託会社としての独立性を損なわないと認められる場合には、出資を行う会社ごとに原則5%までの出資を認める。なお、投資信託の販売業務を行っている会社が設立母体となる場合については、上記(2)の規制があることを踏まえて、出資協力の必要性を判定する。</u> (注) <u>外国業者の場合、設立母体又はその関係企業が我が国で金融業務を営んでいる場合には、新設投資信託会社は、国内金融業務を営む企業との間に人的・資本的に十分な遮断措置を講ずる必要がある。遮断措置の在り方については、外国証券業者国内支店の場合に準ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 免許対象会社に関する要件 (1) 人的要件 イ. 経営体制 (イ) <u>一般投資家を中心とする受益者本位に徹した健全な経営を行うことを経営方針に据え、かつ投資信託業務を公正かつ的確に遂行しうる経営体制を有することを要する。</u></p>

新	旧
<p>(ロ) 役員に、経歴等に照らして投資信託会社の運営に不適切な資質を有する者がいないこと。</p> <p>ロ. <u>業務執行体制</u> 有価証券投資、証券投資信託に係る専門的知識・経験を有する者が十分に確保され、これらの者を含め、その営もうとする投資信託業務及び自ら募集を行おうとする場合においては当該募集の適切な遂行に必要な人員が新設投資信託会社の国内の各部門に十分に配置されている等、投資信託業務を忠実かつ確に執行しうる体制を有していること。 なお、管理事務について、その適正な遂行が確保される場合には、第三者への委託を認める。</p> <p>(削 除)</p> <p>(2) 収支見込み及び資本金</p> <p>イ. 収支見込み</p> <p>(イ) <u>投資信託の販売見込みは現実的なものであることを要し、それに基づき良好な業務の収支見込みが得られること。</u></p> <p>(ロ) <u>業務開始後、翌決算期以降原則として3年以内に黒字転換が見込まれること。</u> なお、外国業者の場合、この年限は5年までとすることができるものとする。</p> <p>ロ. 資本金 資本金は3億円以上とする。ただし、上記イ(ロ)の黒字転換年限までの期間(外国業者が5年までの期間を選択した場合には当該期間)を通じ純資産額(資産総額から負債総額を控除した額)が5千万円を下回らないことを見込みうる水準であることを要する。</p> <p>(3) 独立性の確保</p> <p>イ. 出向役員の受入れは認められない。</p> <p>ロ. 職員の出向の受入れについては、独立性・自立性を損なうものでないと認められる場合にはこれを認めるものとする。</p>	<p>(同 左)</p> <p>ロ. <u>役員構成</u> 有価証券投資、投資信託業務に係る専門的知識・経験を有する者が十分に確保され、これらの者を含め、その営もうとする投資信託業務の適切な遂行に必要な人員が新設投資信託会社の国内の各部門に十分に配置されていること。役職員の配置が十分か否かは、その営もうとする投資信託業務の態様を踏まえ、近年の投資信託会社の新規設立時における各部門の役職員配置体制(各部門総計で平均30名程度)を参考として判定する。</p> <p>ハ. <u>管理事務部門</u> 受益証券の発行・管理、収益分配金・償還金の支払、信託財産の計算・管理等の事務を適切に行いうる管理事務部門の体制を有していること。なお、かかる業務の遂行を第三者にゆだねることは認められない。</p> <p>(2) 収支見込み及び資本金</p> <p>イ. 収支見込み</p> <p>(イ) <u>十分な投資信託販売が見込まれ、それに基づき良好な業務の収支見込みが得られること。</u>この場合、投資信託販売見込みは現実的かつ確実性の高いものであることを要し、販売見込みの現実性・確実性については、国内業者については設立母体の投資信託販売実績に基づき判定し、外国業者については設立母体の運用する外国投資信託の国内販売実績等設立母体の国内における投資信託関連業務実績、国内証券会社との具体的な販売提携、本国投資信託実績等を総合的に勘案して判定する。</p> <p>(ロ) <u>業務開始後3年以内に黒字転換が見込まれること。</u>なお、外国業者の場合、この年限は5年までとすることができるものとする。</p> <p>ロ. 資本金 資本金は5億円以上とする。ただし、上記イ(ロ)の黒字転換年限までの期間(外国業者が5年までの期間を選択した場合には当該期間)を通じ負債総額が資産総額を上回らないことを見込みうる水準であることを要する。</p> <p>(3) 独立性の確保</p> <p>(同 左)</p> <p>ロ. 職員の出向の受入れについては、独立性・自立性を損なうものでないと認められる場合にはこれを認めるものとする。</p>

新	旧
<p><u>ただし、運用担当者については、設立当初を除き、出向の受入れは認められない。</u></p> <p>ハ、その使用する営業所につき関係企業からの物理的・経済的独立性が確保されていること。</p> <p>(4) 客観的準備状況 業務の適切な遂行に必要な役職員の確保、経理システム等業務開始に必要な物理的な体制の整備、販売提携又は自ら募集を行う場合においては<u>その方策等必要な販売体制の整備、その他客観的な準備の状況・具体的見通しが十分に整っていると認められること。</u></p> <p>(5) 市場の状況の考慮 その営もうとする業務が、証券投資信託及び証券市場の状況に照らし、必要かつ適当なものであること。 <u>なお、本条項は、競争制限の効果を有するものではない。</u></p> <p>(6) その他 上記に定めるほか、証券投資信託法に定めるその他の要件を満たしていること。 (注) 免許を受けた者は、(注)証券投資信託協会に加入することが求められる。</p> <p>4. 審査手続</p> <p>(1) 上記基準に基づく審査を希望する者は、設立母体としての資格要件を満たすことを示す資料を添え、大蔵省に申出を行う必要がある。</p> <p>(2) 設立母体としての資格要件を満たすと認められた者については、上記基準に基づき事前審査を行う。その際、設立する投資信託会社の人的構成、組織等の業務執行体制、国内販売体制（自ら募集を行う場合においては<u>その方策等</u>）及び収支見込み、業務計画等の説明資料の提出を要する。</p> <p>(3) 事前審査の結果、免許を付与することが相当と認められた者については、会社設立に向けて具体的準備を進めることを指示する。</p> <p>(4) 具体的準備が整った段階で内免許申請を交付ける。</p> <p>5. 今後の進め方 審査は随時行う。この場合、内免許申請を交付けてから本免許までの標準処理期間は、概ね<u>1ヶ月程度とする。</u></p>	<p>(同 左)</p> <p>(4) 客観的準備状況 業務の適切な遂行に必要な役職員の確保、経理システム等業務開始に必要な物理的な体制の整備、販売提携等必要な販売体制の整備、その他客観的な準備の状況・具体的見通しが十分に整っていると認められること。</p> <p>(5) 市場の状況の考慮 その営もうとする業務が、証券投資信託及び証券市場の状況に照らし、必要かつ適当なものであること。</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>4. 審査手続</p> <p>(1) 上記基準に基づく審査を希望する者は、我が国における投資信託関連業務の実績、本国における投資信託業務の実績（<u>外国業者の場合のみ</u>）等設立母体としての資格要件を満たすことを示す資料を添え、大蔵省に申出を行う必要がある。</p> <p>(2) 設立母体としての資格要件を満たすと認められた者については、上記基準に基づき事前審査を行う。その際、設立する投資信託会社の人的構成、組織等の業務執行体制、国内販売体制及び収支見込み、業務計画等の説明資料の提出を要する。</p> <p>(同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>5. 今後の進め方 審査は今後少なくとも年1回程度行うこととする。初回の事前審査は、平成2年2月末までに申出を行い、設立母体としての資格要件を満たすと認められた者について、同年3月以降行う。</p>

(出所) 証券投資信託協会編『証券投資信託年報 平成4年版』(平成5年、証券投資信託協会)45-48ページ。

6-46 「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」(平成4年法律第73号)の概要

(平成4年6月5日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成4年2月26日	平成4年5月14日	平成4年5月20日	平成4年5月21日	平成4年5月25日	平成4年5月28日	平成4年5月29日	平成4年5月14日 衆本会議趣旨説明 平成4年5月25日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

(出所) 参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年の証券及び金融をめぐる一連の問題につきましては、政府といたしましても極めて深刻に受けとめ、その際、国会及び臨時行政改革推進審議会よりいただいた御指摘を最大限尊重し、これらの問題の再発防止及び我が国の金融・資本市場に対する内外の信頼回復を図るため、法制上、行政上の総合的な対策に取り組んでいくこととしたところでございます。

また、金融・資本市場の自由化、国際化を進めるため、これまでも逐次各種の措置を講じてきたところでございますが、さらに、金融制度及び証券取引制度の面においても改革を推進する必要がありますと考えております。

このため、政府といたしましては、より公正で透明な証券市場等の実現に向け、新しい検査監視体制の創設を含む所要の措置を講ずるとともに、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進すること等を目的とした金融制度及び証券取引制度の改革を行うこととし、これらの法律案を提出することとした次第でございます。

まず、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るなど、所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、大蔵省に、行政部門から独立した証券取引等監視委員会を設置し、証券取引に係る犯則事件の調査及び証券取引に係る諸規制の遵守状況についての証券業者への検査等を所掌させるとともに、その調査及び検査の結果に基づき、犯則事件の告発及び大蔵大臣に対する行政処分を行うことができることとするほか、大蔵大臣が行う金融検査等について意見具申を行うなどの改正を行うこととしたしております。

第二に、証券業協会等自主規制機関の機能、権限の拡充強化を図る観点から、証券業協会を証券取引法上の法人とする等所要の措置を講ずることとしたしております。

第三に、証券取引に係るルールの明確化を図る観点から、顧客の知識経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘を証券会社が行った場合は是正命令の対象とする等、通達の法律化を行うこととしたしております。

第四に、法人の業務活動の一環として行われる犯罪で、その社会的影響が重大であること等の要件を満たすものについて、これらにより処罰される法人の罰金刑の上限を引き上げること

といたしております。

第五に、店頭売買有価証券に係る不正取引を防止する観点から、相場操縦的行為の禁止、内部者取引規制等の不正取引規制について、所要の規定の整備を行うことといたしております。

その他、行き過ぎた大量推奨販売を禁止行為の対象とする等、証券取引等の公正の確保のため所要の措置を講ずることといたしております。

[中略]

以上、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。]

(注) 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案の趣旨説明は、資料6-1に掲載している。

(出所) 衆議院「衆議院会議録」(平成4年5月14日)。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実に図るほか、所要の措置を講ずる必要があることから、証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法及び大蔵省設置法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、証券取引等監視委員会の設置等

1 証券取引法の改正

- ① 大蔵大臣は、証券会社、証券業協会及び証券取引所等に対する報告徴収権及び検査権のうち、政令で定める有価証券の売買その他の取引等の公正の確保に係る規定に関するものを証券取引等監視委員会に委任する。
- ② 有価証券の売買その他の取引等の公正を害するものとして政令で定める犯則事件を調査するため必要があるときは、証券取引等監視委員会の職員は質問、検査、領置等を行うことができるとともに、裁判所の許可状により臨検、搜索、差押えを行うことができる。
- ③ 証券取引等監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは告発することとする。

2 大蔵省設置法の改正

- ① 大蔵省に証券取引等監視委員会を設置する。
- ② 委員会は証券取引の監視及び金融先物取引の監視を行う。
- ③ 委員会は、両議院の同意を得て大蔵大臣が任命する委員長及び二名の委員をもって組織し、独立して職権を行使する。
- ④ 委員会は、検査等の結果に基づき、大蔵大臣に行政処分等の勧告を行うことができることとし、大蔵大臣は委員会の勧告を尊重しなければならない。

3 外国証券業者に関する法律及び金融先物取引法について、証券取引等監視委員会の権限に係る規定の整備を行う。

二、証券取引等の公正の確保のためのその他の措置

1 証券取引法の改正

- ① 証券業協会を証券取引法上の法人とし、その機能・権限の拡充強化を図る。
- ② 証券会社の顧客に対する不適当な勧誘行為規制に関する通達及び証券会社の自己資本

比率規制に関する通達を法律において規定する。

- ③ 相場操縦的行為、損失補てん等につき、処罰される法人の罰金刑の上限を、現行の三百万円、百万円からそれぞれ三億円、一億円に引き上げる。
 - ④ 不正取引の規制を店頭市場における有価証券の売買等の行為にも適用する。
- 2 外国証券業者に関する法律について、法人の罰金刑の引上げ等の規定の整備を行うとともに、金融先物取引法について、金融先物取引業協会の機能強化、法人の罰金刑の引上げ等の規定の整備を行う。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdf.

4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年5月20日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 証券市場に対する国民の信頼を確保する努力を引き続き行うことにより、証券市場の活性化に努めること。
- 二 証券取引等監視委員会の委員の人選に当たっては、委員会の独立性・自主性を確保する観点から、専門的知識に加え公共性、中立性を担保し得るような適切な人材を選任すること。また事務局長・次長をはじめ事務局職員の人事については、委員会の担っている職務の重要性にかんがみ、その意向を踏まえ幅広く人材を求めること。
- 三 証券取引等監視委員会の独立性・中立性を確保するため、事務局体制の充実をはかるとともに、委員会が大蔵大臣に対して勧告、建議等を行った場合には、大蔵大臣は、迅速、適切に対応すること。
- 四 大蔵大臣は、金融機関等検査の実施方針その他の基本的事項に関する委員会の意見を尊重して事務運営を行うよう努めること。
- 五 委員会は、勧告、建議等の内容及びその実施状況を適切に公表するとともに、その行った検査等、事務処理状況の公表に当たっては、その実態が国民に十分理解されるよう配慮すること。
- 六 委員会の所掌事務及び組織のあり方については、その運営状況を踏まえ社会経済情勢の変化にも対応しつつ、適切な見直しに努めること。
- 七 今般の証券に係る一連の不祥事は、自己責任原則に基づく明確なルールの下でフェアな取引を行うという基本的な原則が徹底していなかったという反省に立ち、自由・公正で透明・健全な証券市場の実現を図るため、自己責任を徹底し、いわゆる「とぼし」等の是正を図るとともに、暴力団の不当な介入を排除するため早急に自主的な対策の確立及び捜査機関との連携・協力体制を強化すること。
- 八 行き過ぎた大量推奨販売行為等証券市場の公正を損なう行為に対しては、証券取引法の積極的かつ厳正な適用に努めること。
- 九 最近における企業経理の実情にかんがみ、企業経理の透明性・公正性を確保する観点から、一層のディスクロージャーを進めるほか、監査の一層の充実を図るとともに社内の責任体制の整備等を図ること。
- 十 証券市場の公正性、行政の透明性を確保する観点から、通達等を全面的に見直し、可能な限り法令上明確化するとともに、極力その整理・統合に努めること。」

○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年5月28日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 証券市場に対する国民の信頼を確保する努力を引き続き行うとともに、自己責任原則に基づく明確なルールの下で公正な取引を行うという基本的な原則の周知徹底に努め、市場の活性化につながる透明、かつ、健全な市場の実現を図ること。
- 一 証券取引等監視委員会の委員の人選に当たっては、行政部門からの独立性・中立性を確保する観点から、これを担保し得る、かつ、専門的知識を持った適任者を選任すること。また、委員会を担う事務局職員についても委員会設置の趣旨を勘案して幅広く人材を求めること。
- 一 委員会の職務遂行の万全を期するため、事務局体制の充実を図るとともに、委員会の所掌事務及び組織のあり方については、その運営状況を踏まえ社会経済情勢の変化にも対応しつつ、適切な見直しに努めること。
- 一 大蔵大臣は、金融機関等検査の実施方針その他の基本的事項に関する委員会の意見を尊重して事務運営を行うよう努めるとともに、委員会が大蔵大臣に対して勧告、建議等を行った場合には迅速、適切に対応すること。
- 一 委員会は、勧告、建議等の内容及びその実施状況を公表するに当たって、検査等、事務処理状況の実態についても国民に十分理解されるよう配慮すること。
- 一 自主規制機関である証券業協会及び証券取引所が、自ら証券取引のルール違反を監視し、処分する仕組みと慣行を確立し、自主規制機関としての本来の使命を十分果たし得るよう努めること。
- 一 今般の証券会社による損失補てん等一連の証券不祥事によって、投資者の信頼が著しく損なわれたことにかんがみ、早急に、いわゆる「とぼし」等の是正を図るとともに、暴力団の不当な介入を排除するため自主的な対策の確立及び捜査機関との連携・協力体制を強化すること。
- 一 行き過ぎた大量推奨販売行為や相場操縦的行為についての禁止規定の運用等に当たっては、積極的に公正、かつ、厳正に行うこと。
- 一 証券行政の透明化を図るため通達等を全面的に見直し、可能な限り法令に移行する措置を講ずるとともに、極力、その整理・統合に努めること。
- 一 投資者保護の観点から、投資顧問業者及び投資信託委託会社の業務の健全性を図るため、その独立性の確保に努めること。
右決議する。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成4年5月20日)。参議院「大蔵委員会会議録」(平成4年5月28日)。

6-47 告発事件の概要

事件	告発 〔平成〕 年月日	関係条文	事件の概要	判 決
1	5.5.21	証取法第125条 第1項、第2項等 (相場操縦) 証取法第27条の23 第1項等 (大量保有報告書 の不提出)	① 日本ユニシス㈱の株価を高騰 させ、自ら売り抜けることを目 的とした十数名の名義による仮 装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者) 不動産会社社長 金融業者役員 ② 上記売買の過程において発行 済株式総数の5%を超える株式 を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出し ていなかった。 (嫌疑者) 不動産会社社長	①につき 6.10.3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月 (執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年(執行 猶予3年) (いずれも確定) ②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第197条 第1号の2 同法第207条第1 項等 (虚偽の有価証券 報告書の提出)	㈱アイベックは、関連会社を利用 した架空売上の計上等により粉飾 経理を行い、虚偽の記載をした有 価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28 (東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13 (東京高裁) 同社役員 懲役1年2月(執行 猶予3年) 15.11.18 (東京高裁) 同社社長 懲役1年8月(執行 猶予4年) (いずれも確定)
3	6.10.14	証取法第166条 第1項、第3項 同法第200条 第6号等 (内部者取引)	日本商事㈱の新業の投与による副 作用死亡例の発生(重要事実)を 知り、公表前に同社株券を売り付 けた。 (嫌疑者) 会社役員 取引先職員 医師(第一次情報受 領者)	6.12.20 (大阪簡裁) 会社役員 取引先職員24名 罰金20~50万円(略式命令) 8.5.24 (大阪地裁) 医師 罰金30万円 9.10.24 (大阪地裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16 (最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16 (大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7.2.10	証取法第166条 第1項 同法第207条 第1項等 (内部者取引)	新日本国土工業㈱の約束手形の不 渡りの発生(重要事実)を知り、 公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引銀行 同行役員 取引先 同社職員	7.3.24 (東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同行役員2名 罰金20~50万 円 取引先、同社職員 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
5	7.6.23	証取法第158条 同法第197条 第9号 (風説の流布)	テーエスデー㈱の社長は、同社株 券の価格を高騰させるため、虚偽 の事実を発表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8.3.22 (東京地裁) 懲役1年4月(執行猶予3年) (確定)

6	7.12.22	証券法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (疑念者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	8.2.19 (東京簡裁) 同社社長 同社役員4名 罰金30~50万円 (略式命令) 8.12.24 (東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月 (執行猶予2年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証券法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定 (重要事実) を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買付けた。 (疑念者) 割当先監査役 (弁護士)	9.7.28 (東京地裁) 懲役6月 (執行猶予3年) 追徴金約2,621万円 10.9.21 (東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10 (最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24 (東京高裁) 控訴棄却 (確定)
8	9.1.17	証券法第158条 同法第197条第9号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (疑念者) 雑誌監修者 (投資顧問業)	9.1.30 (東京簡裁) 罰金50万円 (略式命令) (確定)
9	9.4.8	証券法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	(株)鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生 (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者) 当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9.5.1 (名古屋簡裁) 同社役員4名及び関連会社 罰金50万円 (略式命令) 9.9.30 (名古屋地裁) 同社会長 懲役6月 (執行猶予3年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証券法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	シントム(株)の第三者割当増資の決定 (重要事実) を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買付けた。 (疑念者) 割当先社長 割当先会社等	9.5.27 (東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
11	9.5.13	証券法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	野村証券(株)は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (疑念者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20 (東京地裁) 証券会社 罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年 (執行猶予3年) 同社役員B 懲役8月 (執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (いずれも確定) (注) 山一、日興、大和証券関連と共一括審理

12	9.9.17	証取法第50条の3 第1項、第2項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月 (執行猶予2年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年 (執行猶予3年) 10.11.6 (東京地裁) 同社職員 懲役10月 (執行猶予2年) 同社役員2名 懲役8月 (執行猶予2年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (注) 11号事件と一括審理 11.6.24 (東京地裁) 同社役員B 懲役10月 (執行猶予3年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) (いずれも確定)
13	9.10.21	証取法第50条の3 第1項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社職員 懲役10月 (執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年 (執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (注) 11号事件と一括審理 (いずれも確定)

14	9.10.23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6 (東京地裁) 同社役員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.1.29 (東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 11.6.24 (東京地裁) 同社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)
15	9.10.28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	大和証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.10.15 (東京地裁) 証券会社 罰金4,000万円 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 同社役員3名 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,363万円 (注) 11号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10.3.9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28 (東京地裁) 同社会長 懲役2年6月(執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)

18	10.5.29	証取法第167条 第1項 同法施行令第31条 同法第200条 第6号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社 が他社(買収先)へ一括株式譲 渡を実施すること(重要事実)を 知り、公表前に親族名義口座で同 社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10.8.26(横浜簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
----	---------	--	---	---------------------------------------

- (注) 平成5年5月から10年6月までに告発されたものである(平成10年6月は、該当する事件はない)。また、関係条文、役職名は犯則行為時点のものである。
- (出所) 「証券取引等監視委員会の活動状況」(平成26年度版) 証券取引等監視委員会ウェブ・ページ
https://www.fsa.go.jp/sesc/actions/koku_gaiyou.htm。

6-48 「先物取引の在り方について」(平成4年12月22日)

先物取引の在り方について

(平成4年12月22日)
大蔵省

株価指数先物取引及びオプション取引(以下「先物取引等」)については、昭和63年に導入されて以来順調に拡大・発展してきており、その結果、東京証券取引所が現物、大阪証券取引所が先物において各々中心的役割を果たし、ともに世界で重要な地位を占めるに至っているが、他方で、リスク・ヘッジ・ニーズへの対応、先物取引等の現物市場への影響等の観点から、さまざまな問題が指摘されてきた。

このような状況の下で、先物取引等に係る問題については、これまでもその都度検討を行い、一連の措置を講じてきたところであり、また、証券監督者国際機構(IOSCO)においても先物取引等に係る問題を取り上げて国際的な検討を行ってきたところであるが、引き続き問題の抜本的な解決を求める声が多い。

我が国証券市場が企業の資金調達及び投資家の資金運用等の面において我が国経済に果たしている役割、世界の主要な市場としての国際的な期待等を考えると、できる限り早急に先物取引等に係る証券市場の抱える問題に適切に対応し、現物・先物両市場の一層の健全な発展を図っていく必要があると考える。こうした観点から、先般の総合経済対策においても、「先物取引等に関し、市場管理、取引制度、商品性の在り方等について幅広く関係者の意見を聴きつつ検討する」こととされたところである。

以上を踏まえ、先物取引等の在り方について、市場参加者等から幅広くヒヤリングを実施するとともに、米国の状況等についても調査を行いつつ、慎重に検討を重ねた結果、下記のような基本的方向で改善策を講ずることが適当であると考え、今般、この改善策に沿って具体的な措置を講ずるよう関係証券取引所及び日本証券業協会に要請することとした。

記

1. 市場管理・取引制度の見直し

(1) ディスクローチャーの充実

投資家に対してよりきめの細かい情報提供を行うことにより、取引の透明性の一層の向上を図り、投資家の不安心理の解消等に資するため、先物取引等及び裁定取引等について、ディスクローチャーの充実を図る。

(2) 公正・妥当な取引ルールの確立

現物・先物両市場における価格形成の適正化等に資するため、次のような措置を講ずる。

(イ) フロント・ランニングの禁止

ある取引が間もなく行われることを知りながら、それに先がけて当該商品又はその関

連商品の取引を行うといった不適正な行為（いわゆる「フロント・ランニング」）を禁止するため、規則の整備を行う。

(ロ) 相場操縦的行為の禁止

現物・先物両市場にまたがる複数の取引を組み合わせることにより、相場に影響を与え、利益を得る行為を禁止するため、所要の規則を整備する。

(ハ) 過当数量取引の制限

証券会社による先物取引等の自己取引について、当該先物取引等の市場性等からみて過当な取引を抑制するため、所要の規則を整備する。

(ニ) 現物・先物両市場にわたる不公正取引監視体制の充実・強化

① 現物・先物両市場にわたる不公正取引監視体制の充実・強化に資するため、東京証券取引所及び大阪証券取引所に先物取引等取引監理部門を新設するとともに、証券取引等監視委員会及び取引所間の連携強化を図る。

② また、将来的には、取引所間における取引審査情報の交換をコンピューターによってオンライン化する等の措置により、機動的な不公正取引監視体制の整備を図ることも検討する。

(3) 現物及び先物市場が相互に与える影響の緩和

現物及び先物市場における急激な価格変動が相互に過度な影響を与えないよう、米国におけるサーキット・ブレーカー制度等も参考にしながら、相場がある一定幅以上変動した場合は、先物取引等又は裁定取引を一時的に制限する等の仕組みを設けるため、所要の規則を整備する。

(4) 以上の改善策については、早急に規則の整備等を行うとともに、実施のための所要の準備を進め、準備の整ったものから順次実施する。

(5) その他

以上の他、投資家保護にも配慮しつつ取引参加者の多様化を図る観点から、オプション取引に係る顧客の取引開始基準を引き下げる。

その他、先物取引等に係る証拠金制度、気配更新ルール等についても、株式市場の状況、海外市場の実情等を踏まえつつ引き続き検討を行う。

2. 商品性の見直し

我が国証券市場の健全な発展を図る見地から、先物取引等に対するリスク・ヘッジ・ニーズ、先物取引等が現物市場に与える影響等に一層適切に対応するため、大阪証券取引所において加重平均方式の指数による先物取引等の導入につき早急に準備を進める。

なお、新指数による先物取引等が定着するよう関係者において協力する。また、先物取引等がリスク・ヘッジ等の面で重要な役割を果たしていることに鑑み、新指数による先物取引等が定着するまでの間、現行指数による先物取引等は継続する。

3. 現物・先物両市場の一体的な管理・運営

現物・先物両市場の一体的な管理・運営を円滑に行う観点から、現物・先物の日々の市場管理及び取引制度等の基本的事項について東京証券取引所・大阪証券取引所間の連携強化を図る。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成5年版』34-35ページ。

6-49 「普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の適債基準及び財務制限条項の見直しについて」(平成5年3月26日)

〔平成5年3月26日〕
大 蔵 省

- 1 社債市場の現状をみると、企業の安定的資金調達手段として普通社債発行の重要性が高まっており、社債発行市場の一層の整備が緊要な課題となっている。
このような状況の下、公募債の適債基準については、公募債市場のより一層の活性化を図るべく、早急に自由化を実現することを基本とし、現下の市場状況等を踏まえつつ、着実な緩和措置を講ずるものとし、国内における公募普通社債、転換社債（上場会社及び店頭登録会社）及び新株引受権付社債（上場会社）の適債基準及び財務制限条項の見直しを別表1及び2のとおり行うこととした。なお、2年後に更に基本的見直しを行うものとする。
この見直しの概要は次のとおりである。
 - (1) 適債基準の緩和
 - ア 無担保社債（普通社債及び新株引受権付社債）について、「BBB格相当以上」まで緩和したこと
 - イ 親会社保証付普通社債を導入したこと
 - (2) 財務制限条項の改善
 - ア BBB格相当の普通社債及び新株引受権付社債について、所要の財務制限条項を付するとともに、親会社保証付普通社債について、保証会社（親会社）に対し、当該普通社債の保証後格付に応じて、所要の財務制限条項を付することとしたこと
 - イ A格相当の普通社債及び新株引受権付社債について、発行時に担保提供債務が純資産額の一定範囲以内であることを要する旨の財務制限条項を廃止したこと
 - ウ BBB格相当の転換社債について、財務制限条項として特定物件の留保が必要な場合を、純資産額200億円未満から純資産額100億円未満に緩和したこと
- 2 本見直しにおいて利用する格付は、指定格付機関（「企業内容等の開示に関する省令」（昭和48年大蔵省令第5号）第9条の3第3項ホに基づき大蔵大臣が指定した格付機関）より取得したものとする。
- 3 本見直しについては、平成5年4月1日起債銘柄（発行決議ベース）から実施するものとする。

I 適債基準の緩和

		現 行	緩 和 内 容
担保付 (入口基準)	普通社債	・BBB格相当以上	・現行通り
	新株引受 権付社債	・BBB格相当以上、かつ1株当たり配当 金直近3期連続3円以上又は直前期4 円以上	
	転換社債	・BBB格相当以上(複数格付の取得)、か つ1株当たり配当金5円以上、1株当 たり税引経常利益7円以上	
無担保	普通社債 新株引受 権付社債	・A格相当以上	・BBB格相当以上
	転換社債	・BBB格相当以上	・現行通り
親会社保証	普通社債		<ul style="list-style-type: none"> ・A格相当以上 ・保証会社と発行会社との関係は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条3項に定められた親子関係にあり、かつ保証会社が当該発行会社を含めた連結財務諸表を大蔵大臣に提出していること。 ・発行会社が、①BBB格相当以上の格付を取得していること、又は、②純資産額が100億円以上であること、のいずれかの条件に合致していること。

(注) 適債基準、財務制限条項決定において利用できる格付は、指定格付機関(「企業内容等の開示に関する省令」(昭和48年大蔵省令第5号)第9条の3第3項ホに基づき大蔵大臣が指定した格付機関)より取得したものとする。

II 財務制限条項の改善

項 目	各条項の改善内容等	親保証付普通社債
担保提供制限	(普通社債及び新株引受権付社債) ・発行する当該社債がA格相当の場合には、発行時に既存担保付社債等を除く担保提供債務が純資産額の50%以下であることを要するとの現行の取扱いを廃止する。ただし、発行する当該社債がBBB格相当の場合は、発行時に既存担保付社債等を除く担保提供債務が純資産額の25%以下であることを要する。 (転換社債) ・現行通り。	・保証会社に対し、保証後格付に応じ、右表中の普通社債の場合と同等の財務制限条項を付するものとする。
純資産額維持	・現行通り。 ・ただし、発行する当該社債がBBB格相当の場合には、純資産額を200億円以上に維持するものとする。	
利益維持	・年限が4年未満の社債については、原則として本条項は適用しないものとする。	
配当制限	・現行通り。	

		格付及び純資産額による財務制限条項を付する程度 ○=必要な条項 - =不要な条項								
		普通社債・親保証付普通社債・新株引受権付社債			転換社債					
		見直し後		現行		見直し後		現行		
符号は格付数字は純資産額で単位億円		AAA AA	A ₅₅₀ 以上	A ₅₅₀ 未満 BBB	AAA AA	A ₅₅₀ 以上	A ₅₅₀ 未満	A ₅₅₀ 以上	A ₅₅₀ 未満 BBB ₂₀₀ 以上	BBB ₂₀₀ 未満
担保提供制限		○	○	○	○	○	○	○	○	○
純資産額維持		3条項のうち1条項以上必要(注)	3条項のうち2条項以上必要(注)	○	3条項のうち1条項以上必要(注)	3条項のうち2条項以上必要(注)	○	-	-	-
利益維持		○	○	○	○	○	○	2条項のうち1条項以上必要	2条項のうち1条項以上必要	2条項のうち1条項以上必要
配当制限		○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 担付切換条項を付さない社債については、少なくとも純資産額維持条項を付すものとする。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成5年版』13-16ページ。

6-50 「手続きの簡素化等について」(平成5年9月30日)

手続きの簡素化等について

〔平成5年9月30日〕
〔大 蔵 省〕^(注)

1. 平成5年9月16日の経済対策閣僚会議で決定された「緊急経済対策」においては、規制緩和等の実施として、社債の商品性の多様化、証券投資信託約款の個別承認についての審査基準の明確化等の2項目を含む94項目の公的規制の緩和を行うこととされた。

また、上記「緊急経済対策」においては、引き続き規制緩和を推進するための措置として報告等に係る国民負担の軽減等の措置を講ずることとされた。

2. 証券市場、証券取引に係る規制緩和を推進していく観点から、行政当局、自主規制機関としては、上記「緊急経済対策」を踏まえ、この度、証券市場、証券取引に係る規制について、緊急な点検を行ったところであるが、とりあえずの措置として、次のような手続きの簡素化を講ずることとした。なお、この度の点検の過程において、規制がないにもかかわらず、あるいは、既に規制が廃止されているにもかかわらず、関係者が規制があると誤解しているものも多数見受けられたことを踏まえ、今回の措置の中には、関係者への周知徹底の観点から、このように誤解されているものについても対象とした。
3. 行政当局、自主規制機関としては、今後とも、取引の公正確保、ディスクロージャーの充実にいった投資家保護のための規制については、その適正化を図る一方、市場の効率化、合理化を図る観点からは、出来る限り手続きの簡素化を含め規制の緩和に努めていきたいと考えているところである。このような観点から、市場関係者から建設的な意見を積極的に吸い上げていきたいと考えているので、宜しく御協力願いたい。

記

1. 証券市場

(1) 発行市場

- ・2年債、超長期債、親保証債については、適債基準以外の制約は存しない。
- ・5年債、変動利付債の導入については、市場の状況等を踏まえ、可及的速やかに実施する（平成5年内目途）。

(2) 流通市場

- ・「自己の信用売り」（取引所の会員が自己の計算において証券金融会社から株券を借りて売付けを行う行為）については、4年6月に、「有価証券の空売りに関する省令」を整備し、空売り規制の適用除外である旨明示したところである。
- ・各銘柄の月間売買高に占める1証券会社の自己と委託の合計売買高が30%程度となる場合は、社内での売買監視を徹底するよう指導してきたが、売買監視に対する各社の体制が整備されたことから、4年3月6日付で当該指導を廃止したところである。

2. 証券会社

(1) 営業に関する規制

- ・免許制については引き続き堅持していくが、免許基準については、昨年1月の証取審報告を踏まえ、本年3月に、通達により具体化・明確化を行ったところである。
- ・兼業業務の範囲及び兼業承認については、証券会社に対するニーズの多様化等に鑑み、証取法第43条の趣旨を踏まえつつ、引き続き弾力的に取り扱う方針であり、具体的な要望があれば事前に相談していきたい。
- ・累積投資・強制解約条項については、顧客に対する照合通知書等の諸通知が、転居先不明等により返戻され、その後当該顧客の所在について確認努力をしたにもかかわらず不明の場合において、当該諸通知返戻後1年間を超えて入金又は解約がなく、かつ、残高が1万円未満と小額のものについては、強制解約することができる旨本年3月に認めたところである。
- ・株式累積投資に係る銘柄の追加については、9月20日から、各社が定める「銘柄選定基準」を確認の上、各社が自らの判断で行えることとした。
- ・取引明細書方式を利用する顧客については、転換社債又は新株引受権付社債を売却する際に、顧客から売却のための委託注文書を受け入れることとされていたが、当該委託注文書の受入れを不要とする旨本年3月に認めたところである。
- ・金地金に係る広告等については、何ら特別な規制は行っていない。
- ・金地金（含む金貨）の訪問販売については、証券会社における金販売の実態、訪問販売のニーズ、顧客とのトラブルの発生状況等取引に係る問題の有無を確認の上、認める方向で検討したい。

(2) 財務に関する規制

- ・証券会社の配当については通達基準以外の規制は設けていない。したがって、当局への報告後における配当額の変更についても、同基準に抵触しない限り、各社の経営判断に基づいて行って差し支えない。
- ・中小証券会社の「私募転換社債」発行について、行政として規制している事実はないが、証券会社の財務の健全性の観点等から個別に検討する必要があると考えており、具体的な要望があれば事前に相談していきたい。

(3) 行政当局に対する報告書類

- ・業務方法の変更認可の申請書に添付すべき業務方法書については、各社において変更箇所の訂正等を行ったものを作成した段階で提出して差し支えない。
- ・財務局において定期的に行っている収支状況等のヒアリングについては、各社毎の状況に応じて実施しているものであり、全社一律に詳細なヒアリングを行っているものではない。
- ・金貯蓄口座における3か月に1回以上の報告を6か月に1回以上に省略することは本年3月に認めたところである。
- ・証券会社の在外活動に関する計画書等については、原則として各社の希望スケジュールに沿って迅速な処理を行っているが、今後ともその考え方を徹底させていきたい。なお、財務局監理会社については、財務局を経由して正式な計画書等が提出されることとなっている分、事務処理等に時間を要することとなるが、この場合も、同様に対処していきたい。
- ・外国投資家の本邦有価証券売買等の状況に関する四半期報告及び外債等の引受・販売等の状況に関する四半期報告を、年1回報告とする。
- ・取引一任勘定取引の実績に関する四半期報告を半期報告とする。
- ・従業員持株制度の実施状況報告を年2回から年1回とする。

3. 証券投資信託

- ・投信の商品設計については投信会社の創意工夫を尊重しており、社債運用を中心とする投資信託についても投資家保護上問題がなければ認めることとしたい。
- ・繰上償還については、信託約款に定めた要件に該当した場合にそれを行うかどうかは投信会社が自らの責任で判断すべき問題と考えており、申請があれば認めている。
- ・手数料、信託報酬の水準については、投資家の負担等を勘案しつつ投信会社の判断で定められる問題であり、行政当局が規制しているという事実はない。
- ・公的資金を主たる対象とする大口投信を販売することは問題ない。
- ・運用報告書等の記載内容についての投信協会自主ルールは最低限の項目を定めたものであり、それ以上に充実した記載を行うことについては何ら規制はない。
- ・現在、投資信託の運用において外国証券投資を行える海外市場（35市場）は投信協会自主ルールで定められており、行政当局による規制は存在しない。
- ・投信償還延長に当たり、預り証の差し替えを要するとの指導はしていない。
- ・信託約款の個別承認については審査基準の明確化等運用の改善について検討中であり、成案が得られ次第速やかに実施したい。
- ・投信運用における大引け行き注文制限については、10月中にも投信協会において緩和の方向で自主ルールの改正を行うことを予定している。

4. その他

- ・従業員持株制度における退会者の単位未満株式の累積投資制度への移管については、累投移管への具体的なニーズ、具体的なスキームを確認した上、認める方向で検討する。

(注) 資料の日付と発表元は、公社債引受協会『公社債年鑑 平成6年版』61-62ページによる。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成6年版』57-59ページ。

6-51 「手続きの簡素化、規制の緩和等について」(平成5年12月21日)

手続きの簡素化、規制の緩和等について

〔平成5年12月21日〕^(注)
大 蔵 省

1. 証券市場、証券取引に係る規制等については、行政当局としては、取引の公正確保、ディスクロージャーの充実といった投資家保護のための規制等についてその適正化を図る一方、市場の効率化、合理化を図る観点から、できる限り手続きの簡素化、規制の緩和等に努めることとしている。
 本年9月30日には、9月16日の緊急経済対策において規制緩和の推進が盛り込まれたことを踏まえ、証券取引、証券市場に係る規制等について、上記の観点から緊急の点検を行い、とりあえずの措置として、手続きの簡素化等について証券会社等に通知したところである。なお、9月30日に証券会社等に通知した事項のうち、新たに行政上の措置等が必要なものに係る実施状況は、別紙2のとおりとなっている。
2. 市場の効率化、合理化を図るため、また、市場の活性化に資するため、その後、引き続き、市場関係者からの意見を聞きながら、鋭意検討作業を進めてきたところであり、今般、第2回目の措置として下記の通り手続きの簡素化、規制の緩和等を講ずることとした。なお、前回の措置と同じく、検討の過程において、規制がないにもかかわらず、あるいは、既に規制が廃止されているにもかかわらず、関係者が規制の廃止を要望していたもの等についても、関係者への周知徹底の観点から、今回の通知の中に含めている。
3. 行政当局としては、今回の措置が、証券市場の活性化、証券会社経営の効率化等に資することを期待している。

記

1. 証券市場

(1) 発行市場

イ 株式市場

- ・ 時価発行公募増資については、当面、投資魅力が高く、株式市場の活性化に資するような銘柄から再開されるよう、環境の整備を行う。(別紙1参照)
- ・ 海外発行者の株式の日本国内での募集及び売出しについては、現在、OECD加盟国の証券取引所に上場されているもののみ認められているが、OECD加盟国以外の証券取引所に上場されているものについても、当該国の有価証券市場が投資家保護の観点から投資情報の開示等の整備が行われている場合には認める。
- ・ 非居住者の本邦における新規公開株式への入札参加に関し、本邦証券会社等が非居住者から受け入れる保証金等について、預金及び特殊決済方法による支払等に係る外為法上の許可を不要とする。
- ・ 店頭経由で上場する場合の公開価格のディスカウント率については、引受証券会社等によって期間リスク等を勘案して決定されており、当該ディスカウント率について事前の了解は必要とされていない。また、これまで、ディスカウント率の実態把握のため、事前にヒアリングを行っていたが、平成6年1月以降は事後にヒアリングを行う。
- ・ 株式公開に係る以下の事項については、引受証券会社等において決定するものであり、事前了解は必要ない。
 - ・ 公開株式数
 - ・ 入札上限株式数

- ・入札後の募集上限株式数
 - ・株式公開に関して、類似会社比準方式による入札下限価格の決定及び入札後の公開価格の決定については、重要な投資情報を開示することによって投資家保護を図る観点から、証券取引法に基づき、価格決定に関する考え方を訂正有価証券届出書等に記載し、当該届出書を大蔵大臣に提出することを求めているが、事前了解は必要ない。
- ロ 社債市場
- ・ソブリンものの非居住者ユーロ円債について還流制限を撤廃する。
 - ・居住者外債の適債基準については、普通社債及び新株引受権付社債の無保証債につき、現行のA格以上から、BBB格以上に緩和する。
 - ・非居住者国内債の適債基準については、普通社債の民間債につき、現行のA格以上から、BBB格以上に緩和する。
 - ・居住者外債（転換社債及び新株引受権付社債）の発行時における株価審査資料の写しの提出を不要とする。
 - ・「外債発行アンケート」の提出を不要とする。
 - ・デュアルカレンシー債の発行に制約はない。
 - ・ステップアップ・ステップダウン債の発行に制約はない。
非居住者国内債についても同様である。
 - ・我が国が加盟している国際機関が発行するユーロ円債については、世界銀行以外の発行体についても国内での同時募集が可能である。
 - ・転換社債の償還年限に制約はない。なお、4年未満のものについては、時価発行公募増資と性格が極めて類似することに鑑み、時価発行公募増資と同様投資魅力が高く、株式市場の活性化に資するような銘柄に限るものとする。
 - ・非居住者親保証外債については、償還年限の制約はない。
- ハ ディスクロージャー
- ・発行価格に関する訂正届出書の効力発生について従来は中1日を置いていたが、仮目論見書の交付時等において仮目論見書に記載された仮条件（発行価格）を提示し投資家の需要動向を把握したうえで発行を行う方法（いわゆる「ブック・ビルディング」）をとる場合においては、翌日の効力発生を認めることとし、速やかに開示通達を改正する。
 - ・発行登録制度における発行登録書及び訂正発行登録書の活用については、投資家に誤解を与えない範囲で発行を予定している有価証券に係る仮条件を発行登録書及び訂正発行登録書に記載することを認める。
 - ・仮条件に係る訂正発行登録書の翌日の効力発生を認めることとし、速やかに開示通達を改正する。
- (2) 流通市場
- ・選択権付債券売買取引の期間制限については、1年3か月に緩和する。
2. 証券会社
- (1) 営業に関する規制
- ・下記のバックオフィス業務の外部委託については既に認めているが、さらに具体的な要望があれば、事前に相談されたい。
 1. 有価証券の保管、受払
 2. 名義書換請求
 3. 公社債・投資信託の元利金請求
 4. 取引所との受渡決済
 5. 業者との受渡及び本支店間輸送
 - ・店舗規制については、一般投資者の利便に資する店舗網を整備する等の観点から引き続き

規制を緩和する考えであり、今後とも証券会社の経営に配慮しつつ、例年の個別会社ヒアリングの中で見直しを図るが、当面、次の2点について規制を緩和する。

- ・未設置地域店舗の設置枠を廃止する。
- ・店外ATMの設置枠を廃止する。
- ・営業店での法定帳簿の保管については、作成後3年間を経過し、かつ、この間に証券取引等監視委員会及び大臣官房金融検査部による本店に対する検査が行われている場合には、本店（事務センター等を含む）集中保管を認める。
- ・証券関係団体、従業員福祉団体等が形式的に証券会社の親法人等に該当することにより、当該証券会社に過大な事務負担がかかる等の事情が生じている場合は、親法人等・子法人等との間に弊害防止措置を講じている証券取引法の趣旨に照らして問題がないと認められる範囲で、そのような事情を解消できるよう、速やかに所要の措置を講じる。
- ・店舗の廃止については、各社の自主的判断に基づき、弾力的に行って差し支えない。なお、その際事前の届出は不要である。
- ・店舗内示の有効期間内に営業開始ができない場合には、従来から、個別に理由を検討の上、延長を認めている。
- ・営業用不動産の有効利用については、経営の効率化等を検討の上、必要に応じて見直してきており、具体的な要望があれば、事前に相談されたい。
- ・営業用不動産を第三者に賃貸する場合の賃貸管理については、業務方法書上の関係会社（不動産管理会社）に委託することは既に認められている。

(2) 財務に関する規制

- ・金銭配当基準については、「証券会社の財産経理等の取扱いについて」通達に定められているが、従来から証券会社の財務状況を踏まえ弾力的に取り扱っている。本年度の決算にあっても、各証券会社からのヒアリングを通じて、実情を把握勘案の上、引き続き弾力的に取り扱う。
- ・不良債権の償却認定の対象として間接償却を追加することについては、去る11月29日に発出した官房金融検査部長通達「不良債権償却証明制度等実施要領について」において認めることとされたところであり、「証券会社の財務経理等の取扱いについて」通達及び統一経理基準についても、本年度の決算期末までに所要の改正を行う。
- ・増資に伴う資金使途については、本年4月に基準を改正し、「資金使途が合理的であり、原則として設備資金へ充当されること」としたところであり、各社の実情を踏まえ、弾力的に取り扱っている。
- ・額面発行及び中間発行増資については、「証券会社の免許及び認可基準・手続等について」通達に定める一定の基準を充たしている場合には、認められている。

(3) 行政当局に対する報告書類等

- ・本店その他の営業所の位置を変更する際の認可申請書の添付書類のうち、位置変更後の当該店舗の収支見込みを記載した書面については削除する。
- ・諸々の定期報告事項について、該当事項がない場合等の取扱いについては、個々の報告を提出する代わりに、そのような該当事項がない報告の一覧を提出すること等の簡便な取扱いを認める。
- ・親法人等又は子法人等に関する報告事項について、四半期報告を半期報告の年2回に削減する。
- ・兼業業務状況報告書の中間期分の提出期限を10月15日から11月30日に延長する。
- ・証券会社の所有不動産の賃貸状況報告書について、各年の9月末及び3月末現在の報告を、3月末現在の報告のみとする。
- ・兼業承認申請の添付書類のうち、定款については削除する。
- ・勤労者財産形成基金給付金報告書（第1種）は、平成6年1月分から廃止する。

- ・財産給付金制度業務報告書は、平成6年1月分から廃止する。
 - ・取引のないホームトレード契約顧客に対する月次報告書の送付回数については、現行の6か月に1回以上を、年1回以上に緩和する。
 - ・売却代金を銀行振込とする場合は、財形、ミリオンの「売却報告書」、「受渡計算書」の「売却報告書兼受渡計算書」への統合を認める。
 - ・信用取引の取引開始基準については、協会規則において、各証券会社が社内規則でこれを定めることを規定しており、預り資産の額について一律に規制を設けている訳ではなく、各証券会社の実情に応じた自主的な判断によることとされている。
3. 証券投資信託
- ・信託財産の保有有価証券の貸付を行いうることとし、所要の経理処理基準等の整備を速やかに行う。
 - ・投信解約時における、顧客への解約代金支払いから信託財産保有有価証券の売却代金入金までの間の資金手当てのための短期借入れを行いうることとし、所要の経理処理基準等の整備を速やかに行う。
 - ・金利・通貨スワップ取引を行いうることとし、所要の経理処理基準等の整備を速やかに行う。
 - ・長期社投について外債組入れも認める。
 - ・フリー・ファイナンシャル・ファンドの外債組入れについては従来30%を上限としてきたが、今後は30%を超える組入れも認める。
 - ・無担保コールの組入れ制限についての規制を廃止する。
 - ・転売禁止条件付円建外債を組入れることができるファンドを長期社投及び公社債マザーファンドに限るとする規制を廃止する。
 - ・従来投信会社から徴求していた入金経路調査表を廃止する。
 - ・投信会社等から徴求している下記の報告書等について、今後、各投信会社の具体的要望等も踏まえた上で様式の簡素化、提出時期の見直し等を実施する。
 - ① 信託財産に関する各種報告書
 - ② 募集状況表
 - ③ 設定報告書
 - ④ 解約承認申請書添付書類
 - ⑤ 償還延長に伴う約款承認申請書添付書類
 - ⑥ 外国投信に関する募集・売買状況及び運用状況表
 - ・新商品の新聞広告については、当該証券投資信託約款が承認された日から行っても差し支えない。
 - ・従来、通達において信託財産の基準価額計算等に関する行政当局への報告書には受託会社の認証書の添付を要することとしていたが、来年1月よりこれを不要とする。
 - ・投信の財形商品の「受益証券説明書」「運用報告書」については、事業主を通じて顧客に交付することも可能となるよう、証券投資信託協会において自主ルールの改正を行う。
 - ・償還金再投資の優遇措置（募集手数料の軽減）の適用期間については、証券投資信託協会自主ルールにおいて3か月と定められているが、これを証券会社及び投信会社の判断で延長することが可能となるよう、同協会において自主ルールの改正を行う。
 - ・証券会社が複数の投信会社の中長期国債ファンドを取扱うことを認める。
 - ・投信間の乗り換えは新規設定額の10%以内とする当局の指導は平成4年4月に廃止されている。
 - ・手数料、信託報酬の水準について行政当局の規制は存在しないことは先般示した通りであるが、中期国債ファンドの信託報酬の水準についても同様である。
 - ・単位型投信について、設定額に応じて信託報酬の割引を求める指導は存在しない。

- ・募集手数料等をどのような体系で徴求するかは証券会社及び投信会社の判断で決められるべき問題であり、行政当局による規制は存在しない。
 - ・利金ファンドの余資運用比率については40%未満という制約はなく、50%未満までは可能である。
 - ・大口投資家向けファンドについて新聞広告を行ってはならないという規制はない。
 - ・累積投資契約を締結していない投資家が分配金による再投資を希望する場合に累積投資契約と同様に翌営業日に再投資を行うことは可能である。
 - ・財形株投の設定当初における先物取引の利用は、当該取引がヘッジ目的の範囲内であれば問題ない。
 - ・ファミリー・ファンド（マザーファンド）への店頭株の組入れについては、同一銘柄の組入比率制限など、他の株式投信と同一の規制しか存在しない。
 - ・投信会社と投資顧問会社との同一フロアーの利用は、壁面等により両社が明確に分離されていると認められるものについてはこれを認めている。
4. 証券化商品
- ・ストリップス債については、例えば米国の財務省証券のように利札が分離された場合でも、独立した証券としての性格を有するものは、証券取引法上の有価証券に該当すると解釈を行政として既に示している。
 - ・デットワラント付社債は、証券取引法上の有価証券に該当するが、デットワラント自体は有価証券に該当しない。なお、デットワラント付社債の取扱いについては、これまで本邦でなじみのないものであり、投資家保護上必要なディスクロージャー等につき検討する必要がある、持ち込みに当たっては当局に相談されたい。
5. その他
- ・拡大従業員持株会について、協会のガイドラインにおいて定型化されたものについては、新設時の届出・相談を不要とする。定型化されていないものについては、今後とも相談に応じる。

〔別紙1〕

時価発行公募増資の再開について

時価発行公募増資については、平成2年4月以降休止状態が続いている。時価発行公募増資は、企業の株式市場を通じた資金調達という資本市場の重要な代表的機能の一つであり、基本的には早急に再開されることが望ましい。他方で、62年以降の大量発行がその後の株式市場の需給の圧迫要因となった等様々な問題点が指摘されている。そのような事情及び現下の株式市場の状況を総合的に勘案し、株主・投資家にとって利益になるような銘柄について再開するならば、株式市場に対し好ましい影響が期待できることから、当面、以下のような投資魅力が高く、株式市場の活性化に資するような銘柄について、時価発行公募増資が再開されるよう、環境の整備を行うこととする。その際、過去の大量発行の反省に鑑み、日本証券業協会の「時価発行公募増資等に関する研究会」等において、ブックビルディングや発行登録制度の活用、引受シンジケート団の編成等幅広い改善策が検討され、その取りまとめに向けて議論が進捗してきているが、その実施とあいまって、時価発行公募増資の再開に向け一層の環境整備が図られることになるものと考えられる。

1. イ) 利益状況については、様々な尺度があり得るが、例えば株主の持ち分に対するリターンという観点からROEについて見ると、米独等のROE（市場平均）が概ね10%を越える水準で推移してきていること等を勘案し、例えば、ROEが概ね10%以上といった状況にあることが望ましい。

ロ) その際、収益の積極的な株主還元を企業に要請している日本証券業協会のいわゆる利

益配分ルールの精神に照らし、例えば、現行の利益配分ルールに加え、2割増配の公約が必要となる。

ハ) 以上に加え、転換社債、新株引受権付社債等潜在株式数の多い企業については、転換権及び新株引受権の行使により、株式数が増加し、株主の利益の希薄化がもたらされることも考慮し、投資魅力の観点から、例えば、潜在株式数の発行済株式数に対する割合が1割未満であることが望ましい。

2. 個人投資家の長期的で安定的な株式投資の促進を図る観点から、従来より株式の投資単位の引下げを促進するため、発行企業に対し単位のくくり直しや株式分割を要請してきた。実際、株式分割・単位のくくり直しを実施した企業については、個人株主の増加、売買の活性化が見られる。

このような実態を踏まえ、

イ) 例えば、1対1.5以上の大幅な株式分割を今後実施することを公約する企業は、高収益及び大幅な増配効果が期待できることから、上記1イ、ロ、ハ、の目安に拘わらず、投資魅力が高いと判断できる。

ロ) 他方、過去に1対1.5以上の大幅な株式分割を実施した企業については、これまで投資魅力の向上に努めてきていることから、仮にROEが8%程度である場合でも、投資魅力が高いと判断できる。

ハ) また、今後単位のくくり直しを実施する企業についても、投資単位の小口化により、投資魅力の向上が期待できることから、ロと同様、ROEが8%程度である場合でも、投資魅力が高いと判断できる。

〔別紙2〕

9月30日の規制緩和事項の実施状況報告

- ・平成5年11月、5年債が初めて発行され、償還年限の制約はなくなった。(変動利付債については、現在の金利状況から、そもそも発行希望がない状況)
- ・兼業承認に関しては、MMF・中国ファンドのキャッシング業務について本年10月以降に202社に対して、商品投資販売業務について本年10月以降に5社に対してそれぞれ兼業承認を行ったところである。

兼業業務の範囲の拡大については、これまでのところ、具体的な要望は出されていないが、引き続き弾力的に取り扱う方針であり、要望があれば事前に相談されたい。

- ・金地金の訪問販売については、本年12月3日付通達改正により認めたところである。
- ・株式累積投資の対象となる銘柄の追加については、これまで事実上当局への届出事項となっていたが、本年9月20日から、各証券会社が定める「銘柄選定基準」に従って、各社が自らの判断で行えることとしている。
- ・外国投資家の本邦有価証券売買等の状況に関する四半期報告及び外債等の引受・販売等の状況に関する四半期報告については、本年10月18日付通達改正により、年1回の報告とした。
- ・取引一任勘定取引の実績に関する四半期報告について、本年10月18日付通達改正により、年1回の報告とした。
- ・従業員持株制度の実施状況報告については、本年11月9日に証券業協会においてガイドラインを改正し、年2回の報告から年1回の報告とした。
- ・証券投資信託約款の個別承認の審査業務の透明性確保及び迅速化を図るため、本年10月13日付通達において審査基準を公表し、11月1日より実施に移した。これにより、全承認申請案件の8～9割については、審査期間が2～3日に短縮されている。
- ・投信運用における大引け成り行き注文制限について、本年10月12日に投信協会において自主ルールを改正し、緩和を行った。

- ・従業員持株制度における退会者の単位未満株式の取扱については、本年11月9日に証券業協会においてガイドラインを改正し、累積投資制度への移管を認めることとした。

(注) 資料の日付と発表元は、公社債引受協会『公社債年鑑 平成6年版』63-64ページによる。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成6年版』59-64ページ。

6-52 「普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の財務制限条項の見直しについて」(平成6年6月28日)

普通社債、転換社債及び新株引受権付社債の財務制限条項の見直しについて

(平成6年6月28日)
大 蔵 省

1. 平成6年3月29日に閣議決定された対外経済改革要綱において、社債の発行に係る規制について見直しを進めることとされていることを踏まえ、国内における公募普通社債、転換社債(上場会社及び店頭登録会社)及び新株引受権付社債(上場会社)の財務制限条項の見直しを別表のとおり行うこととした。
なお、適債基準について、本年度末までに基本的見直しを行うものとする。
この見直しの概要は次のとおりである。
 - (1) BBB格相当の普通社債及び新株引受権付社債について、財務制限条項のうち純資産額を少なくとも200億円以上に維持する旨の取扱を廃止したこと。
 - (2) BBB格相当の転換社債について、財務制限条項として特定物件の留保が必要な場合(純資産額100億円未満)を廃止したこと。
2. 本見直しについては、平成6年7月1日起債銘柄(発行決議ベース)から実施するものとする。

〔財務制限条項の改善〕

項 目	各条項の改善内容等
担保提供制限	・現行通り
純資産額維持	・発行する当該社債がBBB格相当の場合には、純資産額を200億円以上に維持するとの現行の取扱を廃止する
利益維持	・現行通り
配当制限	・現行通り

格付及び純資産額による財務制限条項を付する程度 ○=必要な条項 - =不要な条項										
普通社債・親保証付普通社債・新株引受権付社債				転 換 社 債						
見直し後		現 行			見 直 し 後		現 行			
符号は格付 数字は純 資産額で 単位億円	AAA AA	A ₅₅₀ 以上	A ₅₅₀ 未満 BBB	A ₅₅₀ 以上	A ₅₅₀ 未満 BBB	但し、発 行時から 特定物件 留保の場合	A ₅₅₀ 以上	A ₅₅₀ 未満 BBB ₁₀₀ 以上	BBB ₁₀₀ 未満	
担保提供 制限	○	○	○	○	○	-	○	○	○	発行時 から特 定物 件留 保
純資産額 維持			○	-	-	-	-	-	-	-
利益維持	3条項 のうち1 条項以 上必要 (注)	3条項 のうち2 条項以 上必要 (注)	○	2条項 のうち1 条項以 上必要	○	2条項 のうち1 条項以 上必要	2条項 のうち1 条項以 上必要	○	2条項 のうち1 条項以 上必要	
配当制限			○	2条項 のうち1 条項以 上必要	○	2条項 のうち1 条項以 上必要	2条項 のうち1 条項以 上必要	○	2条項 のうち1 条項以 上必要	

(注) 担付切換条項を付さない社債については、少なくとも純資産額維持条項を付するものとする。

(出所) 「大蔵省証券局年報 平成6年版」10ページ。

6-53 「証券分野における規制の緩和について」(平成6年6月28日)

証券分野における規制の緩和について

(平成6年6月28日 大蔵省)

証券市場、証券取引に係る規制等については、従来から、取引の公正確保、ディスクロージャーの充実といった投資家保護のための規制等についてその適正化を図る一方、市場の効率化、合理化を図る観点から、できるかぎり手続きの簡素化、規制の緩和等に努めることとしており、昨年9月16日及び12月21日の2回にわたり、手続きの簡素化、規制の緩和等について、証券会社等に通知、公表している。

さらに、本年3月の「対外経済改革要綱」において、「社債及びCPの発行、企業の新規公開(上場及び店頭登録)など、証券関係規制の見直しを進める」旨が盛り込まれたことを踏まえ、証券関係規制の見直し作業を進めてきたところであるが、今回、下記の措置を講じることとした。これらの措置は、今般の「今後における規制緩和の推進等について」に盛り込まれている。なお、企業の新規公開については、すでに本年6月から、証券取引所、日本証券業協会等において、これまでの週2～3社から週3～5社へのペースアップが行われている。

今回の措置が、証券市場の活性化、証券会社経営の効率化に資することを期待している。

記

1. 社債発行に係る規制の緩和
 - ・次のとおり、公募社債の財務制限条項の見直しを行う。 (平成6年7月1日から実施)
 - ① BBB格相当の普通社債及び新株引受権付社債について、財務制限条項のうち純資産額を少なくとも200億円以上に維持する旨の取扱いを廃止する。
 - ② BBB格相当の転換社債について、財務制限条項として特定物件の留保が必要な場合(純資産額100億円未満)を廃止する。
 - ・更に本年度末までに適債基準の基本的見直しを行う。 (平成6年度実施予定)
2. CP発行に係る規制の緩和
 - ・CP発行に係る規制の緩和を行う。 (平成6年度実施予定)
3. 海外直接取引に係る規制の緩和
 - ・海外の証券取引所に上場されている株式・株価指数現物オプションについて、コルレス為銀・生損保等一定の金融機関等による自己の投資目的の海外直接取引を認める。 (平成6年度実施予定)
4. 証券会社の取引報告書等に係る簡素化
 - ・証券会社は、有価証券の売買取引等の成立後、取引報告書を作成し顧客に交付しなければならないとされているが、取引に係る契約の内容等からみて、公益又は投資者保護上問題がないと認められる場合には、以下のように、顧客に対する取引報告書の作成、交付を簡素化することを認める。 (平成6年7月実施予定)
 - ① 株式累積投資に係る取引報告書の作成、交付を月1回から年2回に簡素化することとする。
 - ② 債券の現先取引について、日本証券業協会の定めるところにより、約定の都度、取引の諸条件を記載した契約書を取り交わしている場合には、取引報告書の作成、交付を省略することとする。
 - ③ 債券の着地取引について、日本証券業協会の定めるところにより、約定の都度、取引の諸条件を記載した契約書を取り交わしている場合には、取引報告書の作成、交付を省略することとする。
 - ④ 選択権付債券売買取引について、日本証券業協会の定めるところにより、約定の都度、取引の諸条件を記載した契約書を取り交わしている場合には、取引報告書の作成、交付を省略することとする。
 - ・行政当局に対する各種報告書類については、手続きの簡素化の観点から、これまでも廃止、削減等を積極的に進めてきているところであるが、その一環として、証券先物取引に係るGLOBEX取引の実績報告についても、月次報告から四半期報告に簡素化する。 (平成6年7月実施予定)

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成7年版』48-49ページ。

6-54 「証券取引法の一部を改正する法律」(平成6年法律第70号)の概要

(平成6年6月29日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院		
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成6年4月19日	平成6年5月20日	平成6年6月7日	平成6年6月8日	平成6年6月8日	平成6年6月20日	平成6年6月22日
		可決	可決		可決	可決

(出所) 参議院「参議院審議概要 第129回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/129/1295105.pdfより作成。

2. 法律案の提案理由説明

「ただいま議題となりました証券取引法の一部を改正する法律案及び平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

政府は、自己の株式の取得に係る規制の緩和に対応して、証券取引の公正を確保するため、自己の株式に係る株券の買い付け状況に関する開示、自己の株式に係る株券に関する公開買い付け、内部者取引規制等について、所要の制度の整備を図ることとし、ここに本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、自己の株式に係る株券の買い付けを行う場合には、投資者保護の観点から、三カ月ごとに買い付け状況の開示を義務づけることとしております。

第二に、利益による株式の消却のために行う株券の買い付けに関して、公開買い付けの制度の整備を図ることとしております。

第三に、自己の株式の取得を行うことについての決定を内部者取引規制上の重要事実として規定し、これを公表しなければ会社及び会社関係者は、当該会社の株式に係る株券の買い付け等をしてはならないこととしております。

そのほか、証券会社による取引報告書の作成等につき、所要の改正を行うこととしております。

〔中略〕

以上が、証券取引法の一部を改正する法律案及び平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成6年6月3日)。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、商法における自己株式の取得に係る規制の緩和に対応して、証券取引の公正を確保するため、自己株式に係る株券の買付状況に関する開示、自己株式に係る株券に関する公開買い付け、内部者取引規制等について、所要の制度の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 自己株式の取得に関する開示

上場株券及び店頭登録株券の発行者である会社は、自己株式の取得について定時総会の決議を要するが、その決議があった後、自己株券買付状況報告書を3カ月ごとに作成し、大蔵

大臣に提出しなければならない。

2 自己株式の取得のための公開買い付け

(1)利益による自己株式の消却をするための上場株券及び店頭登録株券の買い付けは、有価証券市場及び店頭市場において行われる買い付けのほかは、公開買い付けによらなければならない。

(2)公開買い付けの手続きを用いて自己株式の取得を行う会社は、当該公開買い付けの期間中において、当該会社に内部者取引規制に係る重要事実が生じたときは、直ちにこれを公表し、かつ、当該公開買い付けに係る株券の売り付けの申込者等に対して、公表の内容を通知しなければならない。

3 内部者取引規制（インサイダー取引規制）の整備

(1)自己株式の取得の決定を内部者取引規制の対象となる重要事実として規定し、これを公表しなければ会社及び会社関係者等は当該会社の株式の取得等を行うことができない。

(2)自己株式の取得についての定時総会の決議について公表がなされ、かつ、その取得の決定以外の重要事実について未公表のものが無い場合は、当該決議に基づく自己株式に係る株券の買い付けについては内部者取引規制の適用を除外する。

4 その他

証券会社は、有価証券の売買等が成立したときは、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならないが、規制緩和の見地から、公益または投資者保護上支障がないと認められるものとして大蔵大臣の承認を受けたときは、取引報告書の作成、交付を要しない。」

（出所）参議院「参議院審議概要 第129回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/129/1295105.pdf。

6-55 「投資信託改革の概要について」（平成6年12月12日）

投資信託改革の概要について

（平成6年12月12日 大蔵省）

我が国の投資信託の最近の状況を見ると、公社債投資信託はMMFを中心として概ね好調に推移しているものの、株式投資信託は近年の株式市場の低迷もあり、長期間にわたり解約・償還額が設定額を上回り、また、多くのファンドが元本割れにより償還延長を余儀なくされるといった厳しい状況にある。

また、近年の金融資産の著しい蓄積、金融・資本市場における自由化、国際化の進展等、投資信託を巡る環境は大きく変化してきており、現行投資信託制度はこれらの環境変化に必ずしも十分に対応できていない面がある。

こうした状況を踏まえ、本年6月22日の投資信託研究会報告「投資信託の改革に向けて一期待される機能、役割の発揮のために一」において投資信託の改革に向けての一連の施策が提言され、これを受け大蔵省、証券投資信託協会等においてその具体化に向けての検討を進めてきたところであるが、今般、下記のとおり投資信託改革の具体的方策をとりまとめた。

今後、当省において所要の省令、通達の改正、また、証券投資信託協会において自主ルールの改正等を速やかに行い、投資信託改革の円滑な実施を図っていくこととしている。また、通達の改正等に当たっては従来の取扱いで明文化されていないものについては、これを通達等に盛り込み透明性の向上をあわせて図ることとしている。

今般の改革は昭和26年に証券投資信託法が制定され、投資信託についての法制度の整備が行われて以来の抜本的な改革であり、当省としては今般の一連の施策により投資信託が投資者の信頼をかち得、個人投資家に対し間接的な形で簡便で効率的な証券投資への道を開くという投

資信託に期待される機能・役割が十分に発揮されることとなり、証券市場のすそ野の拡大、個人投資家の証券市場への参加が促進されることを期待するものである。

記

1. 資産運用・収益分配等についての規制緩和

投資者の多様な投資ニーズに対応するとともに、委託会社の商品開発や資産運用についての創意工夫が十分に発揮されるよう、投資信託の資産運用や収益分配等に関する現行の規制を原則自由化の考え方にに基づき抜本的に緩和する。具体的内容は次のとおり。

- (1) 証券投資信託協会自主ルールによる運用規制について次の規制緩和措置を実施する（証券投資信託協会自主ルールの改正）。
 - ① 先物・オプション取引の利用は現在ヘッジ目的に限定されているが、今後は適正なリスク管理の下にヘッジ目的以外の有価証券投資に関連する多様な利用を認める（先物・オプション取引やワラントへの運用等のいわゆるレバレッジ効果を有する投資対象・運用手法の利用についてリスク評価額をファンドの純資産の50%以内とすることを行為準則省令で規定）。
 - ② 私募債への運用をファンドの流動性を確保した上で認める（私募債等の流動性の乏しい投資対象の組入れはファンドの純資産の10%以内とすることを行為準則省令で規定）。
 - ③ 信用取引は現在名義書換手続中の株式等の信用売りに限り認められているが、今後はファンドが保有する株式等の範囲内での信用売りも認める。
 - ④ 外国有価証券への運用を特定の海外市場で取引される外国有価証券に限定している規制を撤廃する。
 - ⑤ 他社の投資信託証券への運用は現在認められていないが、今後はファンドの純資産の5%を上限にこれを認める。
 - ⑥ 実物資産の証券化関連商品への運用やFRA（金利先渡取引）、FXA（為替先渡取引）の利用を新たに認める。

(注) 昨年12月に、金利・通貨スワップ取引、保有有価証券の貸付け、ファンドによる短期借入れについて規制緩和を実施している。
- (2) 安定的な収益分配の維持や基準価額の大幅な変動の回避を目的として全ての株式投資信託について現在行われている収益分配についての規制や株価変動準備金規制を撤廃する（証券投資信託協会自主ルールの改正）。
- (3) 株式、公社債、CP等の全ての種類の有価証券について定められている委託会社単位での同一銘柄保有割合の上限に係る規制を株式を除き撤廃する（行為準則省令の改正）。
- (4) 有価証券以外の金融商品への運用は現在「余資運用」の範囲内に限り認められているが、今後はこうした資産運用における区分を廃止する（信託約款の規定振りの変更）。

(注) MMF、中期国債ファンドの商品性改善については、①MMFの最低購入単位を50万円から10万円に下げるとともに、②MMF、中期国債ファンドの1円以上1円単位での購入を株式、債券等の売却・解約代金に拡大する商品性改善を本年10月17日より実施している。

2. 運用成績の公開

現在、各委託会社において、今般の投資信託改革の趣旨を体した「新しい株式投資信託」を明年1月以降設定すべく準備中であるが、これらの「新しい株式投資信託」(各委託会社1～2本)のパフォーマンスの良否等を投資者が分かりやすく把握しうよう、証券投資信託協会において定期的に（毎月1回）運用成績等を記載した表を作成し公表する。

投 信 会社名	ファンド名	当 初 設定日	純資産 総 額	現 在 の 基準価額	分配金込み基準価額の上昇率 (%)		運用 方針
					過去3ヶ月間	過去6ヶ月間	
			億円	円		設定来	

なお、既存ファンドの運用成績についても、現行の運用成績公開制度のうち追加型株式投資信託について、(イ)分類の見直し、(ロ)運用期間毎の運用成績に基づくランキング付け、(ハ)平均パフォーマンスの明示等の改善を来年度以降速やかに実施するとともに、単位型株式投資信託、公社債投資信託についても順次実施する。

3. ディスクロージャーの充実

投資者の投資判断の基礎となる投資信託の商品性や運用内容、運用結果が適切に開示されることにより、これらについての投資者の理解、納得が得られるよう投資信託のディスクロージャーについて以下の措置を講ずる。

(1) 受益証券説明書、運用報告書の記載内容について以下の改善を図る（証券投資信託協会自主ルールの改正）。

① 受益証券説明書

(イ) 投資信託の商品性、即ち基本的な運用方針や収益分配方針を明確に記載する。

(ロ) 商品のリスク・リターンに係る現在の4分類表示について、先物・オプション取引等を積極的に活用するハイリスク・ハイリターン型のファンドについて新たに区分を設け5分類表示とする。

(ハ) 信託報酬について委託会社、証券会社、受託銀行毎の内訳を記載する。

② 運用報告書

(イ) ファンドの資産構成（アセット・アロケーション）変更の時期・程度、変更の理由、(ロ) 主要な売買銘柄、(ハ) 先物・オプション取引の状況、(ニ) 期首の組入有価証券の評価額、等に関する記載を行う。

なお、公社債投資信託の資産状況等のディスクロージャーについても、現在証券投資信託協会においてこれを充実すべく検討中である。

(2) 委託会社が利害関係人との間で行う取引等については、利益相反による具体的な弊害の発生を抑制する観点から、以下の事項について運用報告書に記載することとする（証券投資信託協会自主ルールの改正）。

① 利害関係人の発行した有価証券のファンドによる取得の状況

② (イ) 利害関係人である証券会社が主幹事となって発行される有価証券や、(ロ) 利害関係人である証券会社、金融機関が私募の取り扱いの代表者となって発行される有価証券のファンドによる取得の状況

③ 利害関係人への支払委託手数料の額及び当該手数料の支払委託手数料総額に占める割合が前期に比し大きく増加した場合にはその理由

4. 公正取引ルールの整備

委託会社の適正な資産運用等を確保するため、以下の行為を新たに省令上の禁止行為とする（行為準則省令の改正）。

① 関係証券会社、販売証券会社等の売買手数料増加のための短期売買

② 先物・オプション取引等によるファンド間の利益の付け替え

③ 関係証券会社等の引受けしこり玉（引受けられた有価証券の取得申込みが予定した募集額に達しないもの）の取得

④ 関係証券会社が主幹事となって行われるファイナンス銘柄（時価発行増資等を予定している企業の株式等）について、作為的な相場を形成するために行う当該銘柄の売買

⑤ 委託会社が利害関係人による顧客へのバックファイナンスが行われていることを知りながら、当該顧客に受益証券の直接販売を行うこと

⑥ 委託会社が直接販売を行った顧客に対して行う損失補填

5. 外国投資信託の国内販売

外国投資信託（いわゆるカントリーファンドを含む）の我が国投資者への販売に係る行政当局の指導について、次のとおり一部見直しを行うとともに透明性、実効性を高めるため通

達として公表する。

- (1) 外国投資信託の公募での国内販売については、以下の要件が満たされていることを要する。
 - ① 基準価額の建値が外貨建てであり、かつ円資産の組入れは50%以下であること。
 - ② 我が国証券取引法上の有価証券に相当する証券等への運用割合が50%以上であること。
 - ③ 当該外国投資信託の当初募集時における海外での募集額が募集総額の1/6以上であること。
 但し、日系の資産運用会社が主たる資産運用者である場合には、当初募集時における海外での募集額が募集総額の1/2以上であること。
 - (2) 外国投資信託の私募での国内販売については、我が国の投資家数が2名以上であって、上記の①及び②を満たすものであることを要する。
6. 委託会社の免許運用基準の見直し
- (1) 投資信託市場における一層の競争促進等を図るため、委託会社の免許運用基準について以下の内容の見直し及び従来の指導の明確化を行う（委託会社の免許運用基準の改正）。
 - ① 委託会社の最低資本金を3億円とする基準を撤廃し、資本金に関する基準としては、「純資産額が法定上の最低資本金である5千万円を開業後に下回ることがないと見込みうる額の資本金を要する」こととする。
 - ② 委託会社の商号について「証券投資信託委託会社」等の投資信託委託業務を営む会社であることを明示する。
 - ③ 投資一任会社は、直近3年間における一任契約資産残高が3,000億円以上であること等の要件を満たす場合には証券投資信託法に基づく免許を受けて委託会社となることにより、投資信託委託業務を営むことができる。
 - ④ 委託会社と投資一任会社の合併については、合併後の会社の内容が委託会社の免許運用基準及び投資一任会社の認可基準を満たしている場合にはこれを認める。

(注) 委託会社は、直近3年間の運用資産残高が3,000億円以上である等の要件を満たす場合には有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に基づく認可を受けて投資一任業務を営むことができる（投資一任会社の認可基準の改正）。
 - (2) 同一会社での投資信託委託業務及び投資一任業務の併営による弊害発生の防止のため、両業務のファンド間の利益の付け替えを省令上の禁止行為とする（行為準則省令及び有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則の改正）。
7. その他
- (1) 信託約款の個別承認制

昨秋に実施した信託約款承認基準の明確化、承認手続の簡素化等の運用改善措置により、過去1年間に設定された1,239本のファンドのうち1,152本（全体の93.0%）がヒアリングによる個別審査なしに申請から2～3日で承認されている。

なお、今後、法改正の際には、信託約款の承認制は維持しつつも例えば同一内容の商品については包括承認制もしくは届出制を導入するといったような制度自体の見直しについて検討を行う。
 - (2) 会社型投資信託

我が国に会社型投資信託を現時点で導入することは、我が国のコーポレート・ガバナンスの現状や税法、商法等の法制度上の問題等解決すべき課題が多く困難であるが、今後の環境変化等の状況に応じ引き続き検討を行う。
 - (3) 私募投資信託

現行証券投資信託法は私募投資信託を想定していないが、今後、所要の法改正が行われる際には、私募投資信託について投資信託研究会での議論を踏まえ検討を行う。
 - (4) 日経300株価指数連動型投資信託

日経300先物・オプション取引定着促進策の一環として、日経300株価指数構成銘柄に投資を行い同指数に連動する投資成果を目指すとともに、受益証券を取引所に上場し取引所取引を行う新しいタイプの株式投資信託（「日経300株価指数連動型投資信託」）の導入について現在検討を進めているところである。

（出所）『大蔵省証券局年報 平成7年版』49-52ページ。

6-56 「外国株市場活性化策について」（平成6年12月20日）

外国株市場活性化策について

（平成6年12月20日 大蔵省）

1. 外国企業にかかる開示費用の軽減

外国企業が証券取引法に基づき提出する有価証券報告書等の記載について、その開示費用の軽減を図る観点から見直しを行い、本日、企業内容等の開示に関する省令等を改正するための省令を公布した。来年1月1日より施行する（別紙1参照）。

なお、東京証券取引所においても、本年1月以来、年次報告書（アニュアルレポート）・四半期報告書等につき開示費用の軽減を図るための措置が講ぜられてきたが、本日、年次報告書について、更なる軽減を図るための規則改正を行うことが決定された。

2. 外国株に係る上場基準の見直し等

アジア地域の企業をはじめとした外国企業の上場を推進する等の観点から、東京証券取引所において、外国株に係る上場基準等の緩和、上場手数料等の引下げ及び投資単位の引下げを図るための規則改正等を行うことが決定された（別紙2参照）。

（別紙1）

1. 有価証券報告書に添付される年次報告書（アニュアルレポート）の翻訳省略

有価証券報告書に添付される年次報告書（アニュアルレポート）について、その翻訳を不要とする。なお、日本語による年次報告書が日本の株主等に送付されている場合には、それを添付することとする。

2. 有価証券報告書等に添付される定款の内容の簡素化

有価証券報告書等に添付される定款について、外国会社の場合には、内国会社と比較して、定款の内容が広範なものとなっていることがあるが、この場合には、内国会社の定款の基本的事項に相当する事項が記載されたもののみを添付すればよいこととする。

3. 有価証券報告書の添付書類の変更部分のみの添付

有価証券報告書に添付される定款等の添付書類については、その変更がなければ、5年に1回、有価証券報告書に添付すればよいこととされているが、5年以内に変更が生じた場合にも、その変更部分のみを添付すればよいことを明記する。

4. 「外国為替相場の推移」にかかる記載の省略

有価証券報告書等の記載事項中、外国会社の場合には、内国会社と異なり「外国為替相場の推移」欄があり、財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載しなければならないこととなっているが、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に当該為替相場が既に一定期間記載されている場合には、その記載を省略できることとする。

5. 「本国における法制等」にかかる記載方法の弾力化

有価証券報告書の記載事項中、外国会社の場合には、内国会社と異なり「本国における法制等の概要」欄があり、本国における会社制度、外国為替管理制度、課税上の取扱いを記載しなければならないこととされているが、これらについては5事業年度ごとに記載し、5年以

内に変更があった場合には、その変更点のみを事業年度ごとに累積的に記載する方法によることができることとする。

6. 「株式事務の概要」にかかる記載方法の弾力化

有価証券報告書の記載事項中、「株式事務の概要」欄においては、外国企業のみに求められている記載事項（株主の権利行使の手続等）があるが、これについても、上記5と同様の取扱いを行うこととする。

7. 「会社の沿革」等にかかる記載方法の弾力化

有価証券報告書の記載事項中、「会社の沿革」、「会社の目的」、「事業の内容」、「経営上の重要な契約」及び「研究開発活動」欄については、通常の記事を行った事業年度に続く4事業年度においては、その記載内容をそのまま転写し、それ以降に生じた変更点のみを追加して記載する方法によることができることとする。

(別紙2)

1. 外国株に係る上場基準等の緩和

東証外国部上場基準については、外国の大規模優良会社を上場するという方針のもと、本則基準の10倍程度の要件をガイドラインとして求めてきたが、今回これを撤廃し、国内企業の上場基準との整合性等をも考慮しつつ、以下のような改正を行う。

(1) 上場外国会社の規模に関する要件の大幅引下げ

	〔現行〕	→	〔改正案〕
・純資産額	1,000億円以上		100億円以上
・利益の額	最近1年間200億円 以上かつ最近3年間、 各年20億円以上	→	最近3年間 各年20億円 以上

(2) 本国市場上場要件の撤廃

〔現行〕	→	〔改正案〕
本国の証券取引所に 上場されていること を要する		本要件を撤廃し、い わゆる東証への単独 上場を認める

(3) その他、民営化企業の設立後経過年数要件、利益配当要件、株式の流通状況要件等を緩和する。

2. 外国株に係る上場手数料等の引下げ

外国株に係る新規上場手数料について、定額部分を現行の500万円から250万円に引き下げ、定率部分についても大幅な軽減を図るとともに、上場審査料についても現行の200万円から100万円に引き下げる（先般NYSEに上場された山東華能発電（中国の民営化企業）の場合について試算すると、今回の改正により、手数料負担は5,800万円程度から1,300万円程度へと低減する）。

3. 外国株に係る投資単位の引下げ

外国株券の売買単位は、株価を基準として定められているが、最低売買単位が200万円以上等高額となっている銘柄もあることから、全ての銘柄について、最低売買単位が50万円以下となるよう規則改正を行う。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成7年版』52-53ページ。

6-57 「社債の適債基準の撤廃等について」（平成7年3月31日）

新聞発表

（平成7年3月31日 大蔵省）

社債の適債基準の撤廃等について

戦後、長きにわたり国内において発行される社債は、有担保であることが原則であったが、我が国経済の発展、国際化等を背景に無担保社債発行の要望が強まり、昭和54年（1979年）より、適債基準及び財務制限条項の設定の義務付けによって投資家保護上問題の少ない優良企業に限り、無担保債の導入を図っていくこととなった。以後適債基準及び財務制限条項は社債発行のルールとして機能してきたところであるが、最近では市場の成熟化に伴い累次の緩和が図られてきた。

さらに、近年の我が国資本市場の成熟化及び国際化の進展等に鑑み、今後は、自己責任原則の一層の徹底を図りつつ、マーケット・メカニズムを基本とした社債市場の運営が行われるべきであると考え、今般、適債基準及び財務制限条項についてその基本的な見直しを行うこととした。

即ち、適債基準及び財務制限条項の設定の義務付けを撤廃し、今後は当事者の自由な意思に委ねることを基本としつつ、投資家保護の観点から最低限必要な企業内容等の開示制度の充実を図るという考え方に立ち、下記のような基本的見直しを行うこととする。このような見直しにより、今後、一層多くの企業にとって、社債市場を通じた資金調達が可能となると同時に、発行される社債の多様化が進み、投資機会の拡大を通じて、市場機能の向上が期待される。

記

1. これまで社債を発行できる会社を制限してきた適債基準をすべて撤廃する。この適債基準の撤廃に伴い、「企業内容等の開示に関する省令」等を改正し、発行体は以下の事項を有価証券届出書等の発行開示書類に記載することとする。

(1) 取得格付

有価証券の販売に際し格付を取得する場合には、その内容、格付機関の名称、格付の取得日及び格付の取得に際し付されている条件等を記載する。また、格付を取得していない場合には、その旨を記載する。さらに、これまで転換社債には複数の格付取得が求められてきたこともあり、エクイティもの（転換社債及び新株引受権付社債）について複数の格付を取得していない場合には、その旨を記載する。

(2) リスク情報等

現在、非上場会社については、発行体の経営成績の異常な変動や特定の取引先等への依存など、投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項について一括して分かり易く開示することとされているが、上場会社についても特に重要性があると判断される場合には記載することとする等、開示の充実を図る。また、発行体が抱えている営業上の課題についても、その内容を記載することとし、これについては有価証券報告書においても継続的に開示する。

なお、この適債基準の撤廃に伴い、これまで上場会社についてのみ認められてきた新株引受権付社債の発行を店頭登録会社等についても認めることとする。これに伴い、投資家保護の観点から、価格の透明性を一層高める等流通面における整備・改善が図られることを市場関係者に要請する。

2. これまで社債を発行しようとする発行体には元利払いの安全性を確保することを目的として、おおむね画一的な内容の財務制限条項を設定することを義務づけてきたが、この財務制限条項に関するルールをすべて撤廃する。これにより、今後は当事者間で自由に定めることとなることから、名称を「財務上の特約」とするとともに、この特約の内容が適切かつ明確に有価証券届出書等の発行開示書類に記載されるよう「企業内容等の開示に関する省令」

等の改正を行う。

3. 上記見直しについては、平成8年1月1日以降に発行決議が行われる銘柄から適用する。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成7年版』11ページ。

6-58 「証券分野の規制緩和等について」(平成7年12月15日)の概要

新聞発表

証券分野の規制緩和等について(概要)

(平成7年12月15日 大蔵省)

証券分野の規制については、これまでも、証券市場の活性化に資する観点から、市場が本来の機能を発揮する上で必要な環境整備を図るため、積極的に規制緩和措置を講じてきた。さらに、今般、行政手続きに関連するものに止まらず、証券業協会、取引所の自主ルール等についても、証券界より幅広くヒアリングを実施した上で、再点検を行い、概要次のような規制緩和措置を講ずることとする。

1. 株式市場の活性化に資する措置
 - (1) 未公開企業のストックオプションのワラントの解禁等株式公開制度の見直し(8年1月実施予定)
 - (2) 東証外国部上場企業に係る設立後経過年数要件の緩和(5年→3年)等取引所上場基準の見直し(8年1月実施予定)
2. 公社債市場の整備等に係る措置
 - (1) CPの発行適格基準の実質的撤廃及び償還期間の緩和(9カ月以内→1年未満)(8年4月実施予定)
 - (2) 居住者ユーロ円債の還流制限の見直し(90日→40日)(8年4月実施予定)及び同制限撤廃の検討(10年4月日処)
 - (3) 債券貸借取引に係る担保金の下限撤廃(8年1月実施予定)
3. 証券会社経営のリストラ支援に資する措置

各種報告書の廃止(7年12月実施予定)。
4. ディスクロージャーの簡素化・弾力化に資する措置

要約仮目論見書活用の容認(7年12月実施予定)。
5. その他の規制緩和措置

預託証券(DR)の国内持ち込み要件緩和(7年12月実施予定)。
6. ヒアリング等を受けてこれまで規制緩和措置を既に公表ないし実施したもの。
 - (1) 東証第二部上場基準の緩和や子会社の上場要件の弾力化等取引所上場基準の見直し(7年11月公表済。8年1月実施予定)
 - (2) 国債のローリング決済方式の導入(7年11月公表済。8年10月実施予定)
7. 規制がないにも拘わらず、あるいは既に規制が廃止されていたにも拘わらず、関係者が規制の廃止を要望していたもの等についても、規制不存在等の周知徹底を図る。

(出所) 『証券年報 平成8年版』58-59ページ。

6-59 「証券分野における規制緩和の基本的方向」(平成8年3月21日)

証券分野における規制緩和の基本的方向

(平成8年3月21日 大蔵省)

(基本的考え方)

21世紀を見据えた活力ある市場の確立に向けて



我が国経済を支える企業の資金調達、投資家の資産運用、国際的な資金配分等の面で十分機能する市場を実現。

- (1) 自己責任の原則の下で、
- (2) 市場原理により資金の配分・運用が行われる、
- (3) 効率的な市場

(具体的な規制緩和の方向)

市場原理に基づく企業の資金調達の実現

- ディスクロージャーの充実による自由な資金調達の実現
(例) 時価発行公募増資に係るガイドラインの撤廃
- 私募債の発行制限等の撤廃

多様な投資ニーズに対応できる市場の確立

- 自己責任原則の撤廃による投資対象の拡大
(例) 個人投資家の店頭取引へのアクセスの拡大
- 投資信託を通じた証券投資の促進

業務の効率化・多様化

- 経営判断に基づく自由な店舗展開(店舗規制の原則撤廃)
- 兼業業務の拡大
(例) 金銭債権の売買・仲介業務(金銭債権の流動化)

使い勝手のよいディスクロージャー制度の実現

- ディスクロージャー制度の弾力化による機動的な証券発行

報告書等の簡素・合理化

- 行政当局、自主規制機関等に対する各種報告書等の大幅な簡素・合理化

(出所) 『証券年報 平成8年版』59ページ。

6-60 「証券分野の規制緩和について」(平成8年3月29日)

証券分野の規制緩和について

(平成8年3月29日 大蔵省)

証券分野の規制緩和については、わが国経済、証券市場の状況等を踏まえ、市場の活性化等の観点から鋭意取り組んできているが、今後はさらに、21世紀に向けて活力ある市場を実現するという観点から、一層積極的に取り組むこととする。

証券市場が、わが国経済を支える企業の資金調達、投資家の資産運用、国際的な資金配分等

の面で十分機能するためには、自己責任原則の下で、市場原理により資金の配分・運用が行われる、効率的な市場を実現することが何よりも重要である。

このような観点から、証券分野の規制について、証券界等から幅広くヒアリングを行いつつ見直した結果、今般、概要下記のような措置を講ずることとする。

今回の措置により、証券市場がその役割を十分果たすことを期待している。

記

1. 市場原理に基づく企業の資金調達の実現
 - (1) ディスクロージャーの充実による自由な資金調達の実現
 - ① 時価発行公募増資に係るガイドラインの撤廃
 - ② 公募増資等に係る1株当たり利益・配当基準及び数量制限の撤廃
 - ③ 利益配分ルールの撤廃
 - ④ 時価発行公募増資等における株価審査の廃止
 - (2) 私募債の発行制限等の撤廃
 - ① 1回当たりの発行額、年間の発行額及び年間の起債回数に係る制限の撤廃
 - ② 10年度より一定の情報提供を前提として機関投資家間の転売制限を撤廃
 - (3) 店頭市場の活性化
 - ① 発行登録制度の店頭登録企業への開放
 - ② 店頭特則市場の対象企業の明確化
2. 多様な投資ニーズに対応できる市場の確立
 - (1) 自己責任原則の徹底による投資対象等の拡大等
 - ① 店頭取引等開始基準設定義務の撤廃
 - ② 顧客に対する確認書の徴求義務の原則撤廃（ワラント、先物及びオプション取引等を除き、取引開始の際の確認書の一律徴求義務を撤廃）
 - (2) 有価証券担保金融に係る規制の緩和
株式、受益証券、社債の担保証券（現在は公共債のみ）への追加等
 - (3) 投資信託を通じた証券投資の促進
投資信託の運用規制の緩和等
3. 証券業務の効率化・多様化
 - (1) 店舗規制の原則撤廃（店舗の出店枠・人員規制の撤廃等）
 - (2) 証券会社の発行するCPの発行上限の緩和
 - (3) 兼業業務の拡大（金銭債権の売買の媒介業務等（金銭債権の流動化）／8年6月実施予定）
4. 使い勝手のよいディスクロージャー制度の実現
 - (1) 発行登録制度の改善（利用に係る金額基準の緩和等）
 - (2) 訂正届出書の弾力的取扱いによる証券発行日程の短縮等
5. 報告書等の簡素・合理化
 - (1) 光ディスク等による法定帳簿の作成・保存の実現
 - (2) 報告書等の整理・合理化（廃止45項目、簡素化70項目）

（注）今回の措置は、特記しない限り8年4月中に実施予定。

（出所）『証券年報 平成8年版』59-60ページ。

6-61 「先物・オプション取引における環境整備について」(平成9年3月18日)

先物・オプション取引における環境整備について
(新聞発表)

(平成9年3月18日 大蔵省)

1. 先物・オプション取引は、世界的に取引規模が拡大の一途をたどり、証券市場において一層重要な役割を果たすようになってきている。我が国においても、先物・オプション取引の健全な発展のために更なる環境整備を行っていく必要があり、このためには商品や機能面での充実を図る一方、一昨年のベアリング事件を踏まえ、これらの取引に係るリスク管理について所要の措置を講じることが重要な課題となっている。
2. このような観点から、今般、我が国における先物・オプション取引を実施している東京・大阪両証券取引所において、以下のような一連の環境整備策が講じられることとなった。
 - (1) リスク管理の改善
先般の証券取引審議会での報告(平成8年6月)を受け、仮に取引所の会員証券会社が発行破綻をきたしたような場合においても、当該会員証券会社における顧客資産の保全や市場におけるシステミック・リスクの回避が図れるよう具体的措置を講じる。
 - (2) 株価指数先物取引制度の改善(限月間スプレッド取引の導入等)
株価指数先物取引(TOPIX先物、日経225先物)について、投資家の利便性を図る観点から、限月間スプレッド取引を導入することとし、先物市場における円滑なロールオーバーの執行を可能とし、先物市場の効率化を図る。また、同時に日経225先物取引における立会い時間を延長し他の株価指数先物取引と同様とする。
 - (3) 株価指数オプション取引制度の改善(オプション取引における商品性改善等)
TOPIXオプション取引について、投資家の利便性及び他商品との整合性を図る観点から、商品性について改善(権利行使方法の変更)を行うとともに、日経225オプション取引について、立会い時間を延長し他の株価指数オプション取引と同様とする。
 - (4) 個別株式オプション取引の導入
先般の証券取引審議会デリバティブ特別部会での結論(平成8年12月)を受け、個別株式オプション取引を導入するに当たっての具体的な制度要綱を確定する。
 - (5) 長期国債先物取引制度の改善(限月間スプレッド取引の導入)
長期国債先物取引において、投資家利便の向上を図る観点から、限月間スプレッド取引を導入する。
3. 以上のような環境整備策が実施されることにより、リスク管理を図りつつ、商品面や機能面でも投資家の利便性に配慮した先物・オプション取引が可能となり、我が国証券市場全体の効率化に資することが期待されている。
4. 上記環境整備策の実施に当たっては、東京・大阪両取引所において所要の規則改正を行うとともに、今後、大蔵省としても必要に応じ所要の省令改正等を行うこととなる。

(別添) 環境整備の具体的内容

項目名	内容	実施する取引所 (対象商品名)	実施時期
(1)リスク管理の改善	証券取引審議会「証券取引所における先物・オプション取引のリスク管理の改善について」(平成8年6月11日)の具体的実施。	・東京証券取引所 (TOPIX先物及びオプション、国債先物及び国債先物オプション) ・大阪証券取引所 (日経225先物・オプション、日経300先物・オプション) (名古屋証券取引所) (オプション25)	平成9年10月日途(但し、差入期日の短縮については平成10年中を目途とする)。
(2)株価指数先物取引制度の改善	限月間スプレッド取引制度を導入する。 立会い時間の延長。 (終了時間を10分延長)	・東京証券取引所 (TOPIX先物) ・大阪証券取引所 (日経225先物) ・大阪証券取引所 (日経225先物)	取引所及び会員証券会社でのシステム対応後(5月頃を予定)。
(3)株価指数オプション取引制度の改善	権利行使方法をヨーロッパ方式に変更する。 立会い時間の延長。 (終了時間を10分延長)	・東京証券取引所 (TOPIXオプション) ・大阪証券取引所 (日経225オプション)	取引所及び会員証券会社でのシステム対応後(秋頃)。 先物と同様。 (5月頃を予定)
(4)個別株式オプション取引の導入	個別株式を対象としたオプション取引を導入する。	・東京証券取引所 (対象銘柄は未定) ・大阪証券取引所 (対象銘柄は未定)	取引所からの上場申請を受け上場承認を行った後。
(5)長期国債先物取引制度の改善	限月間スプレッド取引制度を導入する。	・東京証券取引所 (長期国債先物)	取引所及び会員証券会社でのシステム対応後(平成10年中)。

(出所) 『証券年報 平成9年版』28-29ページ。

6-62 「居住者国内MTNの導入に係る環境整備について」(平成9年3月28日)

新聞発表

(平成9年3月28日 大蔵省・法務省)

居住者国内MTNの導入に係る環境整備について

企業の資金調達の一層の円滑化及び証券市場の活性化の見地から、MTNプログラムの国内への導入に係る環境整備を図るため、大蔵省及び法務省はそれぞれ下記の措置等を講じる。

なお、下記2.の具体的措置は平成9年6月を目途に実施する。

記

1. 取締役会による授権の範囲の明確化について(法務省)

会社が社債を発行するには、取締役会の決議を要し(商法第296条)代表取締役限りの判断で社債を発行することはできないが、取締役会が、社債を発行することができる期間及びその期間内に社債を発行することができる回数を定め、かつ、発行する社債の総額、社債の発行価額、利率、償還期限等の重要な事項につき、合理的な範囲内で、具体的にその上限及び下限を定め、その範囲内において、各回の社債の内容の決定を代表取締役委任することは許されるものと解される。

なお、取締役会の決議(授権)により社債を発行することができる期間は、財務管理の状

況等の具体的な事情にかんがみ、各会社の取締役会により、合理的な範囲内で定められるべきものである（商法第260条第3項の趣旨からすれば、この期間は、おおむね3か月間が一つの目安になるものと考えられる）。

2. 証券取引法の発行登録制度の改善について（大蔵省）

MTNプログラム等による機動的な証券発行に資するため、発行登録制度に関し、次の改善策を講じる。

- (1) 現在、発行登録追補書類にはすべての発行条件を記載することとされている点を、包括契約の内容は発行登録書に記載し、発行登録追補書類には発行価格、利率等の個別条件のみを記載することに改める。
- (2) 発行登録追補書類に係る受理通知書を廃止し、発行価格等の個別条件決定時点において、即時に発行登録追補書類の効力が生じるよう所要の措置を行う。

（出所）『証券年報 平成9年版』11ページ。

6-63 「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号）及び「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成10年法律第106号）の概要

（平成10年6月15日公布）

1. 国会における審議状況

提出年月日	衆議院			参議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成10年3月13日	平成10年4月9日	平成10年5月15日	平成10年5月15日	平成10年5月18日	平成10年6月4日	平成10年6月5日	平成10年4月9日 衆本会議趣旨説明 平成10年5月18日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	

（出所）参議院「参議院審議概要 第142回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/142/1424106.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

〔中略〕

次に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

これらの法律案は、証券の発行による資産の流動化が資産保有者の資金調達円滑化、投資商品の多様化等に資することにかんがみ、特定目的会社が業として特定資産の流動化を行う制度を確立するとともに、発行される証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者の投資を容易にするものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案につきましては、特定資産の流動化をその業務とする特定目的会社を新たな法人として創設し、特定資産を裏づけとした有価証券を発行する仕組みを創設するとともに、投資者等の保護を図るため、コーポレートガバナンス機能を活用した措置等を講ずることとしております。

第二に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきましては、特定目的会社が発行する優先出資証券及び特定社債券を証券取引法上の有価証券に位置づけるとともに、これらの取り扱いを証券会社のほか、銀行、保険会社等の金融機関にも認める等の措置を講ずることとしております。

〔中略〕

これらの法律案は、金融システム改革の一環として、金融の基本的枠組みの整備を図るものであります。

以上、四法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。〕

（出所）衆議院「衆議院会議録」（平成10年4月9日）。

3. 法律案の要旨

○「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案」

「本法律案は、証券の発行による資産の流動化が、資産保有者の資金調達の円滑化、投資商品の多様化等に資することにかんがみ、特定目的会社（SPC）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保するとともに、特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者によるこれらの証券に対する投資を容易にするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定資産の流動化の制度

特定目的会社を活用した、特定資産の流動化（資産対応証券の発行により得られる金銭で特定資産を取得し、その特定資産の管理・処分により得られる金銭をもって資産対応証券の元利支払等を行うこと）の制度を創設する。

- (1) 特定資産（流動化の対象となる資産）は、指名金銭債権、不動産及びこれらの資産を信託する信託の受益権とする。
- (2) 特定目的会社が発行する資産対応証券は、優先出資証券、特定社債券、特定約束手形とする。
- (3) 特定目的会社を、商法上の会社とは異なる法人として創設する。
 - ① 特定目的会社は、取締役1人以上、最低資本金300万円とし、株式型と債券型の有価証券を同時に発行できる。
 - ② 特定目的会社は、内閣総理大臣（委任により金融監督庁長官）の登録を受けなければ、業務を行ってはならない。
- (4) 特定目的会社が可能な業務内容を、特定資産の流動化に限定する。
 - ① 特定目的会社は、特定資産（信託の受益権を除く）の管理及び処分については、適切な受託者に委託を義務づけ、受託者による分別管理義務、説明義務、帳簿閲覧義務等を契約に明記する。
 - ② 特定目的会社は、一般投資者の保護に反しない場合として定める場合を除き、資金の借入を行ってはならない。
 - ③ 特定目的会社は、資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

2 投資家等の保護措置

- (1) 資産流動化計画の策定を義務づけ、定款に記載させる。
- (2) 優先出資申込証、特定社債申込証に、裏付けとなる特定資産の概要の記載を義務づけ、出資者等にその内容を開示する。
- (3) 優先出資証券への出資者は、役員任免等に係る一定の議決権、違法行為差止請求権等の議決権を前提としない共益権を活用し、役員法令・定款違反の行為等を監督・是正することができる。

- (4) 特定社債管理会社は、その管理の委託を受けた特定社債につき必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - (5) 特定社債権者は、当該特定目的会社の財産について他の債権者に先立って、自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。
 - (6) 内閣総理大臣（委任により金融監督庁長官）は、法令違反の是正を目的とした最低限の監督を行う。
- 3 施行期日
この法律は、平成10年9月1日から施行する。」

○「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」

「本法律案は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴い、銀行法、証券取引法その他の関係法律について、特定目的会社が発行する証券に係る業務の取扱い等を定めるとともに、所要の規定の整備を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、農林中央金庫法、商工組合中央金庫法及び保険業法の一部改正
銀行その他の金融機関がその付随業務として営むことができる業務に特定目的会社が発行する特定社債等（資産流動化計画において当該社債等の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又はその信託受益権のみを取得するものに限る。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを加える。
- 2 証券取引法の一部改正
特定目的会社の発行する特定社債券及び優先出資証券を証券取引法上の有価証券と位置づけるとともに、一定の特定社債券、優先出資証券等の取扱いを金融機関に認める。
- 3 特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正
特定目的会社が特定債権等に係る事業の規制に関する法律上の特定債権を特定事業者から譲り受ける場合にあっては、特定目的会社を特定債権等譲受業者とみなして、特定債権の譲渡に係る計画の確認及び当該譲渡に係る公告等の規定を適用する。
- 4 租税特別措置法その他の税法の一部改正
特定目的会社が一定の要件を満たす事業年度に支払う利益の配当の額を、当該特定目的会社のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入すること等所要の税制上の措置を講じる。
- 5 施行期日
この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日から施行する。」

（出所）参議院「参議院審議概要 第142回国会【常会】参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/142/1424106.pdf。

〔両法律案は、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案」及び「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案」と併せた附帯決議がなされている。本資料ではその掲載を省略する。両法律の附帯決議については、「資料6-5「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」（平成10年法律第107号）の概要」に掲載した附帯決議を参照されたい。〕

6-64 「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」（平成12年法律第96号）の概要

(平成12年5月31日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	参議院			衆議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成12年3月17日	平成12年4月14日	平成12年4月28日	平成12年4月28日	平成12年5月15日	平成12年5月19日	平成12年5月23日	平成12年4月14日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	先議院は参議院

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、二十一世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、資産やリスクが効率的に配分される市場の構築と、金融サービスの利用者保護の環境の整備等を進めるため、これらの法律案を提出した次第であります。

まず、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、証券取引所及び金融先物取引所の株式会社化を可能とするとともに、証券取引所等が公共的機能を適切に発揮できるよう、何人も発行済み株式総数の百分の五を超えて証券取引所等の株式を保有してはならない旨の制限を設けるほか、取引参加者にルールを遵守させる自主規制機能の一層の明確化を図る等の措置を講ずることとしております。

第二に、現在紙媒体で行われている有価証券報告書等の提出、受理という一連の企業内容等の開示手続を原則として電子的方法により行うこととするほか、目論見書等についても電子的方法による交付等を認めることとしております。

〔中略〕

以上、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。』

(出所) 参議院「参議院会議録」(平成12年4月14日)。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、内外の金融環境の変化に対応した金融・証券市場を整備する観点から、証券取引所及び金融先物取引所（以下「証券取引所等」という。）の組織形態に株式会社形態を導入できるようにするとともに、現在紙媒体で行われている有価証券報告書等の提出、受理という一連の企業内容等の開示手続を電子情報処理組織を用いて行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 証券取引所等の株式会社化

- (1) 証券取引所等の定義を改め、証券取引所等の組織形態として、会員制法人に加え、資本の額が政令で定める金額以上の株式会社を追加する。
- (2) 証券取引所等の定款について、会員及び取引参加者が法令、当該証券取引所等の定款、その他の規則等及び取引の信義則を遵守しなければならない旨を規定する。

- (3) 証券取引所等の業務を取引所有価証券市場又は金融先物市場の開設及びこれに附帯する業務に限定する。
- (4) 株式会社証券取引所及び株式会社金融先物取引所の株式について、その発行済株式の100分の5を超える株式の取得、所有を禁ずる。
- 2 企業内容等の開示制度
- (1) 有価証券報告書等の提出等の手続を電子的方法により行うことを原則として義務化する。
- (2) 電子的方法により提出等が行われた有価証券報告書等の公衆縦覧について、電子的方法により行う。
- (3) 証券会社が行う目論見書等の交付について、電子的方法により行うことができる。
- 3 その他
- (1) この法律は平成12年12月1日から施行する。ただし、企業内容等の開示の電子化については、平成13年6月1日から段階的に順次導入することとし、平成16年5月31日までは紙媒体による提出を可能とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdf。

6-65 「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」(平成12年法律第97号)の概要

(平成12年5月31日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	参議院			衆議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成12年3月17日	平成12年4月14日	平成12年4月28日	平成12年4月28日	平成12年5月15日	平成12年5月19日	平成12年5月23日	平成12年4月14日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	先議院は参議院

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、二十一世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、資産やリスクが効率的に配分される市場の構築と、金融サービスの利用者保護の環境の整備等を進めるため、これらの法律案を提出した次第であります。

[中略]

次に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、資産の流動化のための仕組みである特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律につきまして、これまで不動産及び指名金銭債権等に限定されていた流動化対象資産を財産権一般に拡大するとともに、流動化の器として信託も利用可能とするほか、特定目的会社を登録制から届け出制に改める等の措置を講ずることとしております。

第二に、資金運用のための仕組みである証券投資信託及び証券投資法人に関する法律につき

まして、従来、「主として有価証券」とされていた運用対象資産を不動産等にも拡大することとしております。

また、この運用対象の拡大に伴い、投資信託委託業者について利益相反行為の防止措置、投資者に対する忠実義務及び損害賠償責任を定める等、必要な措置を講ずることとしております。

第三に、これらの法律改正に伴い必要となる措置といたしまして、特定目的会社及び投資法人に対する法人課税に関し、投資者への支払い配当の損金算入を認める等、所要の措置を講ずることとしております。

〔中略〕

以上、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。】

（出所）参議院「参議院会議録」（平成12年4月14日）。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、投資者から資金を集めて市場で専門家が管理・運用する集団的な投資の仕組みについて、資金調達者の選択肢を拡大し投資者に対する多様な商品の提供を可能とする観点から、特定目的会社（SPC）による特定資産の流動化に関する法律及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律について幅広い資産を対象とするとともに適切な投資者保護のための枠組みを整備するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の改正

(1) 会社型（特定目的会社を用いた資産流動化の仕組み）の改正

- ① 不動産及び指名金銭債権等に限定されていた流動化対象資産を財産権一般に拡大する。
- ② 特定目的会社を登録制から届出制に改める等特定目的会社の設立手続等を簡素化する。
- ③ 特定目的会社が発行する証券の商品性の改善等を行う。
- ④ 特定資産取得のための借入れを可能とする。
- ⑤ 資産流動化計画に対する規制を簡素・合理化する。

(2) 信託型の創設

信託を用いた資産流動化について、会社型と同様の仕組みを整備する。

2 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正

(1) 運用制限の緩和

主たる運用対象を有価証券から不動産等の資産に拡大する。

(2) 投資信託委託業者に関する規定の整備

- ① 不動産ファンドの運用を行う投資信託委託業者の認可に当たり、宅地建物取引業の免許及び建設大臣の一任取引の認可の取得を義務づける。
- ② 不動産等の価格評価が困難な資産について、外部の独立した不動産鑑定士等による価格評価を義務づける等利益相反行為を防止する措置を講ずる。

(3) 信託スキームに係る規定の整備

信託会社等が自ら資産運用を行う仕組みを整備する。

3 その他

- (1) 特定目的会社及び投資法人に対する法人課税に関し、投資者への支払配当の損金算入を認める。
- (2) この法律は、公布の日から6月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。】

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdf。

6-66 「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)の概要

(平成12年5月31日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	参議院			衆議院			備考
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
平成12年3月24日	平成12年4月14日	平成12年4月28日	平成12年4月28日	平成12年5月15日	平成12年5月19日	平成12年5月23日	平成12年4月14日 参本会議趣旨説明
		可決	可決		可決	可決	先議院は参議院

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdfより作成。

2. 法律案の趣旨説明

「ただいま議題となりました証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、二十一世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、資産やリスクが効率的に配分される市場の構築と、金融サービスの利用者保護の環境の整備等を進めるため、これらの法律案を提出した次第であります。

〔中略〕

次に、金融商品の販売等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、金融商品販売業者等は、預貯金、保険、有価証券等の金融商品の販売等に際し、顧客に対して元本欠損が生ずるおそれがある旨及びその原因となる事由等の重要事項について説明をしなければならぬこととしております。

第二に、不法行為に関する民法の特則として、金融商品販売業者等は、重要事項について説明をしなかったときは、これによって生じた顧客の損害を賠償する責めに任ずることとしております。また、顧客が損害賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定することにより、原告たる顧客の立証負担の軽減が図られることとしております。

第三に、金融商品販売業者等は、金融商品の販売等に関する勧誘の適正の確保に努めなければならないこととするとともに、勧誘の適正の確保に関する勧誘方針の策定・公表を義務づけ、これに違反した場合には過料に処することとしております。

以上、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。」

(出所) 参議院「参議院会議録」(平成12年4月14日)。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、金融商品の販売等に際しての顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資するため、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明すべき事項及び金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったことにより当該顧客に損害が生じた場合における金融

商品販売業者等の損害賠償の責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

1 金融商品販売業者等の説明義務

- (1) 金融商品販売業者等は、預貯金、保険、有価証券等の金融商品の販売等に際し、顧客に対して元本欠損が生ずるおそれがある旨及びその原因となる事由等の重要事項について説明をしなければならない。
- (2) (1)の規定は顧客が専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者である場合又は説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合には、適用しない。

2 金融商品販売業者等の損害賠償責任

- (1) 金融商品販売業者等は、重要事項について説明をしなかったときは、これによって生じた顧客の損害を賠償する責めに任ずる。
- (2) 顧客が損害賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定する。

3 勧誘の適正の確保

- (1) 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等に関する適正な勧誘に努めなければならない。
- (2) 金融商品販売業者等は、適正な勧誘の確保に関する事項を含む勧誘方針を策定・公表しなければならないが、これに違反した場合には、過料に処する。

4 その他

- (1) この法律は、平成13年4月1日から施行し、施行後に金融商品販売業者等が行った金融商品の販売等について適用する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第147回国会【常会】参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/147/1474105.pdf。

4. 附帯決議

衆議院大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成12年5月19日）

「政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融サービスの利用者の保護を図り、金融サービスに対する信頼を確保しようとする本法の趣旨について、金融商品販売業者等に十分な周知徹底を図るとともに、不適切な勧誘が行われないよう、指導・監督を行うこと。
- 一 本法の適用対象となる金融商品の範囲については、今後の社会・経済情勢の動向等に即して、除外商品を設けない方向で、適時適切に見直しを行うこと。
- 一 金融商品の販売に際しての説明内容及び説明方法については、利用者の理解を深めることに配慮し、一層の充実に向けた業者等の自主的な取組みを促すこと。
- 一 中立かつ公平で簡易・迅速な裁判外紛争処理制度については、利用者保護を第一義とし、業者等に対し自主的な取組みを強く促すとともに、金融審議会の審議結果も踏まえつつ、早急に結論を得るよう、努めること。」

(出所) 衆議院「大蔵委員会議録」(平成12年5月19日)。

(2) 会計・監査

6-67 企業会計審議会第一部会「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」(平成2年5月29日)の骨子(抄)

〔上記報告書の骨子は、次のとおりである。〕

- ① 先物・オプション取引に係る時価情報……上場されている証券・金融先物取引に係る未決済の契約額及び同オプション取引に係るオプションの貸借対照表価額、それぞれの時価及び差損益について、財務諸表等の注記事項として開示する。
 なお、商品先物・同オプション取引もその目的や仕組みが類似しており、これに準じて開示する。
- ② 市場性ある有価証券に係る時価情報……市場性ある有価証券に係る貸借対照表価額、時価及び評価損益について、財務諸表等の注記事項として開示する。〕

(注) 本資料は、企業会計審議会第一部会「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」(平成2年5月29日)の骨子のうち、「先物・オプション取引等に係る時価情報の開示に関する意見書」に関する部分である(『大蔵省証券局年報 平成2年版』389ページ)。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成2年版』389-390ページ。

6-68 企業会計審議会「監査基準及び監査報告準則の改訂について(中間報告)」(平成3年5月31日)及び「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」(平成3年12月26日)の主な内容^{〔注1〕}

〔監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の主な改訂の内容及びその趣旨〕

- ① 監査基準関係
 - ㉠ 監査領域の拡大を踏まえ、証券取引法監査を前提とした表現となっている規定を、財務諸表監査一般に適用しうよう、一般的な表現に改めた。
 - ㉡ 監査機能の充実強化を図る観点から、監査人が監査対象の重要性、監査上の危険性等を十分に考慮して適切な監査計画を作成し、その計画に基づき監査を組織的に実施することを監査基準において求めることとした。
 - ㉢ 意見差控に係る規定を、新たに監査基準にもおくこととした。
 - ㉣ 監査人が、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため特に必要と認められる重要な事項を監査報告書に記載する旨の規定を設けた。
- ② 監査実施準則関係
 - ㉠ 監査実施準則では、改訂前の監査実施準則の「第一 総論」における通常の監査手続とその他の監査手続の二分類を廃して、「通常実施すべき監査手続」とし、その基本的な諸要件を定めた。
 - ㉡ 「通常実施すべき監査手続」を「監査人が、公正な監査慣行を踏まえて、十分な監査証拠を入手し、財務諸表に対する意見表明の合理的な基礎を得るために必要と認めて実施する監査手続」と定義した。
 - ㉢ 改訂前の監査実施準則「第二 通常の監査手続」は、予備調査の手続、取引記録の監査手続及び財務諸表項目の監査手続等の別に監査人が実施すべき通常の監査手続を定めていたが、これらの定めは、監査実務の進展に伴い、現在では実務上その啓蒙的役割を終えたと考えられる等の理由により、これを削除した。

また、監査実施準則では、新たに、監査要点（監査の実施にあたり立証すべき目標）を示し、十分な監査証拠を入手するために、監査要点に適合した監査手続を選択適用しなければならないこととした。

監査要点の具体例として、取引記録の信頼性、資産及び負債の実在性、網羅性、評価の妥当性、費用及び収益の期間帰属の適正性、表示の妥当性をあげた。

- ㊦ 監査手続の適用は、原則として試査によることとし、また、監査人が選択適用しうる主な監査手続を次のように示した。
 - 実査、立会、確認、質問、視察、閲覧、証憑突合、帳簿突合、計算突合、勘定分析、分析的手続。
 - ㊧ いわゆる不正問題に関連して、公認会計士の監査機能に対する社会の期待の高まりがみられるおりから、監査計画の設定にあたり、監査人は重要な虚偽記載（脱漏を含む）を看過してはならない旨を明記するとともに、経営環境の適切な把握と評価の必要性についても明記した。また、重要な虚偽記載を看過さ^{〔注2〕}ないようにするために、監査要点として取引記録の信頼性を掲げ、監査手続に分析的手続を加えた。
 - ㊨ 監査人は、指揮命令の系統及び職務の分担が明らかな組織によって監査を実施し、また、適当な審査機能を備えなければならないこととした。
 - ㊩ 監査調査は、監査の実施とその管理及び次期以降の監査への役立ちを重要な機能とすることから、その趣旨を新たに明記した。
 - ㊪ 財務諸表の作成者とその監査人は、協力して真実かつ公正な財務諸表を利害関係者に提供することを本来の目的としているものであり、このような両者の協力関係を示し、もって財務諸表監査制度に対する社会的信頼性を一層高めていくために、今回、経営者による確認書を入手しなければならないことを定めた。確認書には、財務諸表の作成責任が経営者にある旨、監査の実施に必要なすべての資料を監査人に提供した旨、重要な偶発事象及び後発事象に関する事項を記載するものとした。なお、この確認書の入手は、国際的にもすでに慣行化されているものである。
- ③ 監査報告準則関係
 - ㊫ 重要な偶発事象、後発事象等で企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするために特に必要と認められる事項は、監査報告書に「特記事項」として記載するものとした。
 - ㊬ 会計方針が変更され、その変更に正当な理由があると認められる場合についても、監査人がその変更の理由を正当と認める理由を監査報告書に記載することを求めることとした。

〔注〕 1. 企業会計審議会は、監査基準及び監査報告準則について平成3年5月31日に改訂の審議を終了し、中間報告として公表した。そして残る監査実施準則について平成3年12月26日に改訂の審議を終了し、中間報告として公表した監査基準及び監査報告準則と併せて公表した（『大蔵省証券局年報 平成4年版』278ページ）。

2. 出所における表記のとおりとした。

〔出所〕 『大蔵省証券局年報 平成4年版』278-279ページ。

6-69 「公認会計士法の一部を改正する法律」(平成4年法律第40号)の概要

(平成4年5月6日公布)

1. 国会における審議状況

提出年月日	参議院			衆議院		
	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成4年3月13日	平成4年3月13日	平成4年4月16日	平成4年4月17日	平成4年3月13日 (予)	平成4年4月21日	平成4年4月24日
		可決	可決		可決	可決

(注) 衆議院委員会付託日欄の「(予)」は、予備付託年月日。

(出所) 参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdfより作成。

2. 法律案の提案理由説明

「ただいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における公認会計士業務の国際化、多様化等の状況等に対応し、公認会計士業務に引き続き多くの優秀な人材を確保するため、公認会計士試験制度等について、所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、公認会計士試験制度につきまして、第二次試験に短答式試験を導入するとともに、第二次試験の論文式試験に科目選択制を採用するほか、試験委員定数の法定制を改め、公認会計士審査会で決定し得ることとする等の改正を行うことといたしております。

第二に、罰金額等の上限につきまして、所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。」

(出所) 参議院「大蔵委員会会議録」(平成4年3月27日)。

3. 法律案の要旨

「本法律案は、最近における公認会計士業務の国際化、多様化等の状況等に対応し、公認会計士業務に引き続き多くの優秀な人材を確保するため、公認会計士試験制度について、第二次試験に短答式試験を導入するとともに、第二次試験の論文式試験に科目選択制を採用する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公認会計士試験制度の改正

- 1 公認会計士業務の国際化に対応し、一般学力を判定するため、現行の第一次試験科目(国語、数学及び論文)に外国語を加える。
- 2 受験者数の増加に対応し論文式試験の答案採点の精度を確保する等の観点から、第二次試験に短答式試験(会計学四科目及び商法)を導入し、論文式試験は短答式試験合格者等に限り受験することができる。
- 3 受験者の層を広げる等の観点から、論文式による試験に科目選択制を一部導入し、必須科目五科目(会計学四科目と商法)と選択科目二科目(経営学、経済学及び新たに加える民法の三科目の中から二科目選択)について実施する。
- 4 実務補習受講生の負担を軽減するとともに効果的な補習を実施する観点から、インターン期間の三年は維持しつつ、実務補習と業務補助等の期間の重複を認める。

二、罰則の見直し

公認会計士法の罰則規定の罰金額等の上限について、昭和二十六年改正以降における賃金

の上昇等を踏まえ、現行の三万円、一万円からそれぞれ百万円、三十万円に引き上げる。」

(出所) 参議院「参議院審議概要 第123回国会【常会】」参議院ウェブ・ページ http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/123/1233305.pdf.

4. 附帯決議

衆・参両大蔵委員会において以下の附帯決議がなされた。

○参議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年4月16日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 我が国経済・社会の拡大、発展に伴い、公認会計士の業務が国際化、多様化、複雑化する一方、公認会計士に対する社会的要請が急速に高まっている状況にかんがみ、引き続き多くの優秀な人材を確保する観点から、公認会計士試験制度のあり方について今後とも検討を行うこと。
- 一 最近における企業経理の実情にかんがみ、監査の実施に当たっては、投資者保護等の観点から、企業経理の真実を開示することはもとより、監査人としての公共的使命を果たし得るよう、万全を期すること。
右決議する。」

○衆議院大蔵委員会における附帯決議（平成4年4月21日）

「政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 今後とも、我が国経済・社会の拡大、発展に伴う公認会計士制度を取り巻く環境の変化に対応しつつ、公認会計士に対する社会的要請に応えていく必要があることに鑑み、引き続き多くの優秀な人材を確保する観点から、公認会計士試験制度の望ましいあり方について検討を行っていくこと。
- 一 企業活動の国際化、多様化等が進展する中で、企業経理の透明性、公正性を確保していくため、公認会計士監査の一層の充実を図るとともに、経済取引の多様化等に対応した会計処理方法の確立及び企業内容等の開示の一層の充実に努めること。」

(出所) 参議院「大蔵委員会会議録」(平成4年4月16日)。衆議院「大蔵委員会会議録」(平成4年4月21日)。

6-70 企業会計審議会「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(平成5年6月17日)の主な内容

「意見書の主な内容は、次のとおりである。

- (1) ファイナンス・リース取引とは、①リース期間中契約を解除することができないリース取引で、②借手が当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受し、かつ、当該物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引をいうこととした。
- (2) ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理を行うが、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、原則的処理を行ったとすれば開示されることとなる資産及び負債等を注記により開示することを条件に、例外的に貸借処理によることができることとした。
- (3) 貸借処理を採用した場合のファイナンス・リース取引の注記事項を次のとおりとした。

- ① 借手側
 - ㊦ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
 - ㊧ 未経過リース料期末残高相当額
 - ㊨ 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
 - ㊩ 減価償却費相当額及び支払利息相当額の算定方法
- ② 貸手側
 - ㊦ リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高
 - ㊧ 未経過リース料期末残高相当額
 - ㊨ 当期の受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額
 - ㊩ 利息相当額の算定方法
- (4) オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができる取引を除き、未経過リース料を注記（貸借対照表日後1年以内のリース期間にかかる部分と1年超のリース期間に係る部分とに区分して記載）することとした。
- (5) 本基準の実施にあたっては次の措置を講ずる必要があることとした。
 - ① 関係各方面に与える影響等を考慮し、その段階的实施を図る。
 - ② 本基準を実務に適用する場合の具体的な指針等については、今後、日本公認会計士協会が関係者と協議のうえ適切に措置する。」

(注) 本意見書の公表日については、出所によれば「企業会計審議会では〔中略〕平成元年3月の総会において「リース取引に係る会計問題」を審議事項とすることを決定し、〔中略〕5年6月17日に審議を終了し「リース取引に係る会計基準に関する意見書」として公表した」とされている。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成5年版』253ページ。

6-71 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」改訂（平成7年5月26日）の 主な内容

「改訂の主な内容は次のとおりである。

- (1) 外貨建取引の換算基準

外貨建取引の取引時における会計処理及び決算期の換算基準については、基本的には現行基準と同様であるが、以下の点について改訂を行っている。

 - ① 外貨建長期金銭債権債務に重要な為替差損が生じているときは、決算時の為替相場により換算し為替差損を認識する。
 - ② 為替予約に係る会計処理は現行基準のいわゆる振当処理による方法を踏襲しているが、決算時における包括予約は原則として貸借対照表に計上されている外貨建金銭債権債務に振り当てることとされた。
 - ③ 短期の外貨建金銭債権債務に為替予約が付された場合には、予約時までの為替相場の変動による為替差損益（直直差額）は予約時に認識するが、予約時における直先差額は予約時から決済時までの間に期間配分できることとされ、長期の外貨建金銭債権債務に為替予約が付された場合については、直直差額を含めて予約時から決済時までの間に期間配分するという現行基準の処理法が踏襲された。
 - ④ 為替相場の変動による損益を減殺する手段である通貨オプション、通貨スワップについても、為替予約に関する考え方に沿って、通貨スワップ及び権利行使が確実に見込まれる買建通貨オプションについては、為替予約と同様の会計処理を行うこととされた。
 - ⑤ 外貨建金銭債権と外貨建金銭債務を対応させることにより為替相場の変動による損益を

減殺させている場合について、外貨建金銭債権債務の例外的な換算基準を折り込むことによって減殺効果を反映させるとの処理基準が示されている。その一つは、外貨建長期金銭債権債務について重要な為替差損を認識するに際して、対応する同一通貨建ての外貨建長期金銭債権債務等に係る為替差益と相殺したうえで為替差損を認識することである。もう一つは、外貨建長期金銭債権債務の為替差損益を減殺する目的で保有していると認められる同一通貨建ての外貨建短期金銭債権債務について、一定の要件を満たすものについては、これを換算上は外貨建長期金銭債権債務として扱い、短期金銭債権債務であっても取得時の為替相場で換算し、長期金銭債権債務に係る為替差損益の認識時点とのミス・マッチが生じないように考慮されたことである。

- (2) 在外支店の財務諸表項目の換算基準
在外支店の財務諸表項目の換算基準については、現行基準のテンポラル法の考え方が踏襲された。
- (3) 在外子会社等の財務諸表項目の換算基準
在外子会社等の財務諸表項目の換算基準については、現行基準が抜本的に改訂され、決算日レート法の考え方が採用された。
改訂基準の具体的な内容は次のとおりである。
- ① 資産及び負債は決算時の為替相場により換算する。
 - ② 資本の部に属する項目については、親会社による株式取得時における項目は、株式取得時の為替相場により換算し、その他の項目は発生時の為替相場により換算する。
 - ③ 収益及び費用は決算時の為替相場または期中平均相場により換算する。
 - ④ 資産及び負債の換算に用いる為替相場と資本に属する項目の換算に用いる為替相場とが異なることによって生じる換算差額は、為替換算調整勘定として、貸借対照表上、資産の部または負債の部に計上する。」

(注) 本基準改訂の日付については、『企業会計』（中央経済社）平成7年7月号82ページによれば「新外貨建取引等会計処理基準の公表（平成7年5月26日企業会計審議会）外貨建等会計処理基準の改訂について」とされている。

(出所) 『大蔵省証券局年報 平成7年版』226ページ。

6-72 公認会計士審査会「会計士監査の充実に向けての10の具体的施策の提言」（平成9年4月24日）の概要

平成9年4月24日

会計士監査の充実に向けての10の具体的施策の提言

証券市場の活性化を図るためには、ディスクロージャーの適正性の確保による市場機能の有効な発揮が不可欠であり、これは、会計基準、監査実務等ディスクロージャーの全体を通じた総合的対応により達成される。

審査会の提言する10の具体的施策は、企業会計審議会における透明性ある企業会計制度の整備と一体として、ディスクロージャーの適正性の確保・投資家を重視した企業経営（コーポレートガバナンス）の推進により、我が国企業の魅力の向上に貢献する。

（投資家と発行体を正しく結ぶ会計士監査）

- (1) 監査の難度に対応した監査手法の高度化

企業活動が複雑化する中で、内部管理体制に問題がある場合には、不正支出に対する内部チェックが働かない可能性がある。

このため、会計士は、企業の内部管理体制を審査し、審査結果に対応し監査手法を選択す

る（人員を増加させたり悉皆的な取引のチェックを行う等）。更に一歩進めて、事前の調査の結果、企業側に意図的な粉飾の危険性が感じられる場合等に対し、特捜チームなどを組織する。

(2) 監査役監査・内部監査との相互補完

企業の業務内容や組織体制等は、監査役や企業の内部審査部門がその適正さを監査している。

企業のコーポレートガバナンスの維持向上を進めるためには、企業の経理と業務の両面からのチェックが有効であり、財務諸表を監査する会計士と監査役等が相互に情報交換を進め、互いに補い合う必要がある。

このため、会計士と監査役等の連携ガイドラインの整備や協議機関の設置などを検討する。

(3) ベンチャー企業の資金調達への貢献

財務諸表等の会計士監査が証券取引法上義務づけられていないベンチャー企業等の株式について、証券会社の勧誘を行い発行・流通の場を提供することが証券取引審議会において検討されている。

会計士は、市場での資金調達を行うベンチャー企業等の会計処理・ディスクロージャーの整備のため、任意監査やコンサルタント業務により積極的に対応する。

(会計士監査のグローバル化)

(4) 監査のクオリティコントロール

企業の業務分野は様々であり、多角化・国際化も進んでいることから、各々の企業に最もふさわしい知識・経験を有する会計士のチームにより、緊張感ある監査が行われる必要がある。このため、ローテーションを含めた人員配置・体制・審査・昇進を具体的に規律する「品質管理基準」を作成し、これに基づく監査の品質管理（クオリティコントロール）を行う。

(5) 監査実務指針の体系的整備

会計士協会の監査実務指針は、これまでに11本整備されているが、更に諸外国と遜色ない体系的な整備を進める。

ことに銀行等の不良債権の監査について、会計士協会の銀行等監査特別委員会は、資産査定基準等を作成しており、これに基づき監査実務・体制を整備する。

(6) 外部の専門家の活用

企業のコンピューター経理処理を監査するには、コンピューターエンジニアが作成するチェックプログラムを使用する必要がある。

このように会計士のみでは検証しがたい専門領域の監査に関し、コンピューターエンジニア、年金数理人、税務専門家等を活用する。

(7) 監査報告書の情報提供の拡充

監査報告書において、投資家の投資判断に際し実質的に有用な情報が記載されるよう、

i) 発行体の存続に重要な影響を与える事象について情報提供を進める

ii) 実施した監査の手続を一層詳しく記載することなどを検討する。

(会計士協会の指導監督機能)

(8) 監査の事後的審査

会計士の監査内容や監査体制を事後的に審査し、問題点を是正することにより、監査が質的に向上する。

このため、米国会計士協会は、他の会計士が監査の事後的審査を行う「ピアレビュー」を実施しており、我が国においても、会計士協会により、事後的審査制度の具体化を進める。

(9) 継続的専門教育の実施

会計士協会は、最新の幅広い実務知識（金融商品、債権評価、コンピューター監査技法等）や事例研究などを内容とする単位制の会計士専門教育を早急に実施する。

10) 会計士界の活動のオープンな議論

会計士監査は、専門性が高く、顧客との守秘義務もあるため、会計士からの一方的な制度等の説明では、監査の意義や機能について、投資家等の十分な理解を得ることは難しい面がある。

このため、一方的な説明ではなく、双方向的なオープンな議論が必要であり、投資家等の疑問に応えるホームページの設置や、監査実務指針を作成する過程の議事録の公表などを行う。

(出所) 公認会計士審査会「『会計士監査の充実に向けての提言』(平成9年4月24日)(概要)金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kounin/tosin/1a1001f0.htm。

6-73 企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(平成9年6月6日)の要約

「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」について〔意見書要約〕

1. 審議の背景と経過

- (1) 我が国における連結財務諸表制度は、昭和50年6月に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表の制度化に関する意見書」に基づき、昭和52年4月以後開始する事業年度から導入され、その後、有価証券報告書の添付書類であった連結財務諸表の有価証券報告書本体への組入れ等、連結財務諸表制度に係る数々の充実・見直しが図られてきた。
- (2) 近年、我が国企業の多角化・国際化が急速に進展し、また、我が国証券市場への海外投資家の参入が増加するなど、我が国企業を取り巻く環境は著しく変化している。このような環境の変化に伴い、企業の側において連結経営を重視する傾向が強まるとともに、投資者の側においても、企業集団の抱えるリスクとリターンを的確に判断するため、連結情報に対するニーズが一段と高まってきている。
- (3) 企業会計審議会(会長 森田哲彌 日本大学教授)では、このような状況に鑑み、平成7年10月以降、「連結財務諸表制度を巡る諸問題」について審議を行い、本年2月に「連結財務諸表の見直しに関する意見書案(公開草案)」を公表し、広く各界から意見を求めた。

同審議会は、公開草案に対して寄せられた意見を参考にしつつ更に審議を重ね、今般、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を取りまとめ、公表するものである。

2. 意見書の概要

- (1) 連結ベースのディスクロージャーの充実等(個別情報を中心としたディスクロージャーから、連結情報を中心とするディスクロージャーへの転換)
 - 連結情報の充実(「営業の状況」や「設備の状況」等の連結ベースでの記載、企業集団の概況・業績等のセグメントごとの記載など)を行うとともに、有価証券報告書等の記載順序を、従来の個別・連結の順序から、連結・個別の順序とする。

なお、連結情報を充実させることに伴い、有用性が乏しくなると考えられる個別情報等については、可能な範囲で簡素化し、ディスクロージャーの効率化を図る。
 - 企業のオフ・バランス情報、リスク情報等について、連結ベースでディスクローズし、臨時報告書についても連結ベースの提出要件を追加する。
 - 連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書及び中間連結財務諸表を導入し、公認会計士又は監査法人による監査の対象とする。
 - 持株会社の業績は特に傘下の子会社の業績に左右されることになるため、企業集団に係

る情報及びセグメント別の情報が一段と重要となる。このため、主要な子会社の損益情報等、開示事項について更に検討を加え、必要な措置を講ずる。

- 連結子会社がないため連結財務諸表を作成していない会社について、個別財務諸表上、関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等を注記する。
- (2) 連結財務諸表の作成手続等の整備（連結財務諸表原則の改訂）
 - 子会社・関連会社の範囲の見直し

子会社の判定基準として、他の会社に対する議決権の所有割合が過半数の場合に加えて、高い比率の議決権を有しており、かつ、取締役会の構成員の過半数を継続して占めている場合等、他の会社の意思決定機関を実質的に支配している場合には、当該会社は子会社に該当するものとする（支配力基準の導入）。

関連会社についても、その判定基準として、議決権の所有割合が百分の二十以上の場合に加えて、一定の議決権を有しており、かつ、財務及び営業の方針決定に重要な影響を継続的に与えることができる場合には、当該他の会社は、関連会社に該当するものとする（影響力基準の導入）。
 - 税効果会計の適用

会計上は費用として処理されるが税務上は損金として取扱われない事項等がある場合において、当期純利益が当期の業績をより適切に反映したものとなるよう、法人税等を期間配分する税効果会計が国際的に広く採用されており、その適用を原則とする。
 - 親子会社間の会計処理の統一

同一環境下で行われた同一の性質の取引等については、「原則として」会計処理の統一を求める。
 - 国際的調和の観点から踏まえた連結手続の明確化・連結財務諸表における表示区分の見直し
- (3) 上記のような連結財務諸表制度の改革は、21世紀に向けての、活力ある証券市場の確立に貢献するものと考えられる。

なお、実施時期については、見直しの対象が多岐にわたっており、今後、経理処理のためのコンピュータ・システムを新たに構築する等の企業側の受入準備が必要であり、これらを考慮すると、平成10年4月以後開始する事業年度から一部実施し、平成11年4月以後開始する事業年度から、本格的に実施されるよう措置する。

3. 今後の審議予定

企業会計審議会は、引き続き、連結キャッシュ・フロー計算書及び中間連結財務諸表の作成基準等について審議する予定である。なお、開示書類の具体的な記載内容等については、今後、開示様式に係る関係省令の改正により手当てするとともに、日本公認会計士協会において、会計処理等に当たっての具体的な実務指針の作成が行われる。

(注) 意見書の公表年月日は、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（平成9年6月6日）金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a902.htmによる。

(出所) 企業会計審議会「『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』について〔意見書要約〕」金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a902f1.htm。

6-74 企業会計審議会「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」（平成10年3月13日）及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」（平成10年3月13日）の概要

「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」の概要

1. 中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書

- (1) 連結情報を中心とするディスクロージャー制度への転換を図るため、新たに中間連結財務諸表を作成することとする。
- (2) 中間連結財務諸表は、中間会計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関し、有用な情報を提供するものでなければならない。
- (3) 中間連結財務諸表は、「実績主義」に基づき、原則として、年度と同じ会計処理基準を適用して作成することとし、中間決算に特有の会計処理は認めない。
また、個別ベースの中間財務諸表についても、「実績主義」に基づく作成基準に変更する。
- (4) 中間連結財務諸表には、連結ベースで事業の種類別等のセグメント情報、保証債務等のリスク情報等を注記する。
- (5) 中間連結財務諸表の作成は、平成12年4月1日以後開始する中間会計期間から実施されるよう措置することが適当である。

2. 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書

- (1) 連結情報を中心とするディスクロージャー制度への転換を図るため、新たに連結キャッシュ・フロー計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成することとし、これを財務諸表の一つとして位置付け、監査対象とする。
- (2) 連結キャッシュ・フロー計算書等が対象とする資金の範囲は、現金及び現金同等物（取得日から3カ月以内に満期日又は償還日が到来する短期的な投資等）とする。
- (3) キャッシュ・フローは、「営業活動」、「投資活動」及び「財務活動」の三つの区分に分けて表示する。
- (4) 連結キャッシュ・フロー計算書の作成は平成11年4月1日以後開始する事業年度から、中間連結キャッシュ・フロー計算書の作成は平成12年4月1日以後開始する中間会計期間から実施されるよう措置することが適当である。

(注) 意見書の公表年月日は、企業会計審議会「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」（平成10年3月13日）金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909a1.htm、企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」（平成10年3月13日） https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909b1.htmによる。

(出所) 企業会計審議会「『中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書』及び『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書』の概要」金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909ab.htm。

6-75 企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年3月13日)の概要

「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」の概要

1. 会計基準の整備の必要性

研究開発費の総額や研究開発活動の内容等の情報は、企業の経営方針や将来の収益予測に関する重要な投資情報と位置付けられている。しかしながら、現在の企業会計上の会計処理は、研究開発の範囲が不明確であり、かつ、国際的な会計処理とは異なり処理方法の選択が認められていること等から、内外企業間の比較可能性が阻害されているとの指摘がなされている。

こうしたことから、企業の研究開発に関する適切な情報提供を通じ、企業間の比較可能性を担保するとともに会計処理の国際的調和を図るため、研究開発費に係る会計基準を整備する必要がある。

2. 包括的会計基準の設定

企業活動におけるソフトウェアの果たす役割が急速に重要性を増しているが、現在、ソフトウェアについては明確な会計基準が存在しない。

ソフトウェアの制作過程には研究開発に当たる活動が含まれているため、本基準において、研究開発費に係る会計基準の設定と併せてソフトウェアに関する会計基準を設定することとした。

3. 会計基準の要点

(1) 研究・開発の定義、構成原価要素の明確化

○内外企業間の比較が可能となるよう、国際的にも整合性のある研究・開発の定義を定める。

○人件費、原材料費等、研究開発のために費消されたすべての原価を研究開発費とする。

(2) 研究開発費の発生時費用処理

研究開発費は将来の収益獲得が不確実であり、また、実務上客観的に判断可能な一定の資産計上要件を定めることは困難であるため、すべて発生時に費用処理する。

(3) ソフトウェアに係る会計基準の設定

○受注制作 : 請負工事の会計処理に準じた処理(進行基準又は完成基準)を行う。

○市場販売目的 : 最初に製品化された製品マスターの完成までの制作費等は研究開発費として費用処理する。完成後の機能の改良・強化に係る制作費は、無形固定資産として計上する。

○自社利用 : 外部へサービス提供する契約が締結されている場合や完成品を購入した場合のように、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合に限り、無形固定資産として計上する。

(4) 研究開発費の総額の注記

研究開発費の総額を財務諸表に注記する。

4. 実施時期

本基準は、平成11年4月1日以後開始する事業年度から実施されるよう措置することが適当である。

(注) 意見書の公表年月日は、企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年3月13日) 金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a909e1.htmによる。

(出所) 企業会計審議会「『研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書』の概要」金融庁ウェブ

6-76 企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日)の概要

「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」の概要

1. 会計基準整備の必要性

我が国において多くの企業が企業年金を採用している状況にあって、近年、運用環境の変化等により、将来の年金給付に必要な資産の確保に懸念が生じているといわれている。企業年金に係る情報は、投資情報としても企業経営の観点からも重要性が高まっており、年金資産や年金負債の現状を明らかにするとともに、企業の負担する退職給付費用について適正な会計処理を行い、国際的にも通用する会計処理及びディスクロージャーを整備していくことが必要である。

2. 基本的考え方

- (1) 企業会計原則における将来の退職給付費用の引き当ての考え方に立ち、企業間の比較可能性を確保する観点から、企業から直接給付される退職金と企業年金制度から給付される退職給付を合わせた包括的な会計基準を検討した。
- (2) 基本的な会計処理の枠組みとして、支出の原因の発生時に費用を認識する「発生主義」の考え方を採用し、IAS(国際会計基準)との調和を図るとともに、具体的な計算方法においては我が国の実態を踏まえた処理方法を採用した。

3. ポイント

- (1) 発生給付評価方式の採用(将来の昇給等を見込んだ退職給付見込額をベースとした割引現在価値により退職給付債務を計算する。)
- (2) 年金資産の時価評価
- (3) 企業年金制度を採用している企業の年金給付債務の計算における年金資産の控除(ただし、年金資産が年金給付債務を超過する額は控除できない。)
- (4) 過去勤務債務等の認識の遅延認識(過去勤務債務及び数理計算上の差異は、残存勤務期間にわたって規則的に費用計上する。)
(注) 過去勤務債務とは給付水準の改定による過年度分の給付増加額。数理計算上の差異とは数理計算における予定計算と実績との差及び予定計算の数値変更により生じる計算差額等をいう。
- (5) 貸借対照表上における表示科目の統一(原則として「退職給付引当金」)
- (6) 注記事項の充実(企業の採用する退職給付制度、退職給付債務や年金資産、退職給付費用等の内訳、数理計算に用いた基礎数値等について注記する。)

4. 実施時期等

- (1) 本基準は、平成12年4月1日以後開始する事業年度から実施する。(ただし、数理計算を実施するための整備状況から直ちに適用することが困難である会社は、平成12年4月1日以後開始する事業年度においては注記を行い、平成13年4月1日以後開始する事業年度から会計処理を行うこととする。)
- (2) 今回の会計処理は、これまでの我が国の企業年金の会計慣行を大幅に変えるものであり、一時に極めて多額の影響が生じることから、会計処理見直しによる影響額は15年以内で費用処理する経過措置を設ける。
(注) 米国でも、会計処理見直し時から15年の費用処理期間を設けている。

(参考) 我が国の会計基準の特徴

1. 米国基準では、追加最小負債及び無形固定資産として貸借対照表に年金負債を両建て計上するが、我が国ではこのような処理は採用しない。
(注) 我が国において、このような無形固定資産の概念を導入することは困難であり、IASもこのような処理は採用していない。
2. 退職給付費用の計算は、IAS及び米国基準と同じく期間比例計算（勤務期間に応じ每期均等に発生するという考え方）を原則とするが、我が国では、給与比例計算も採用する。
(注) 米国基準では支給倍率比例が認められている。
3. 過去勤務債務及び数理計算上の差異は、IAS及び米国基準では、遅延認識（残勤務期間以内で規則的に費用処理）の他、一定範囲の数理計算上の差異は認識しないことも認められるが、我が国では、いずれも遅延認識とする。

(注) 意見書の公表年月日は、企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日）金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/tosin/1a913a1.htm による。

(出所) 企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」の概要」金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/tosin/1a913b.htm。

6-77 企業会計審議会「中間監査基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日）及び「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書」（平成10年6月16日）の概要

「中間監査基準の設定に関する意見書」等の概要

1. 中間監査基準の設定に関する意見書

「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において中間連結財務諸表の導入が決定されたことに伴い、中間連結財務諸表の作成基準・監査基準の設定が必要となったことから、中間連結財務諸表の作成基準の設定に併せて、今般、監査基準についても意見書を取りまとめた。

なお、中間連結財務諸表の監査基準の設定に際し、中間財務諸表の監査基準も改めて見直しを行い、全体として「中間監査基準の設定に関する意見書」として公表する。

(1) 中間監査の位置づけ

中間監査は、年度監査と同じく財務諸表の信頼性を担保する監査であるが、事務負担や年度決算の監査との関係等を考慮し、合理的な範囲で監査手続の一部を省略できることとしている。その結果、中間監査は、年度監査と同程度の信頼性を担保するものではなく、中間財務諸表に基づく投資者の判断を損なわない程度の信頼性を担保するものとして位置付けられている。

(2) 省略できる監査手続の内容

中間監査においては、投資者の判断を損なわない程度の信頼性の保証に関する監査人の合理的な判断に基づき、監査手続の一部を省略できる。（具体的には実務指針にて明確化）

(3) 子会社等の中間財務諸表に対する監査手続

中間監査は我が国特有の監査であり、在外子会社等の中間監査を親会社と同様に行うことは困難であることを考慮し、子会社等の中間財務諸表に対する監査手続は、実行可能性の観点から分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続によることができることとしている。ただし、特に重要な子会社等については、必要と認められる監査手続を追加して実施

することとしている。

(4) 中間監査報告書の記載事項

○ 中間監査の概要（範囲区分）

中間監査において監査手続が省略された場合、また、子会社等の中間監査が分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続により実施された場合には、その旨を中間監査報告書に記載することとしている。

また、合理的な範囲を超える監査手続の省略、すなわち監査人が必要と認めた中間監査手続が実施できなかった場合には、当該事項を監査範囲の除外事項とし、その旨及びその理由を記載することとしている。

○ 中間財務諸表に対する意見（意見区分）

中間財務諸表が、企業の中間会計期間に係る財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかを表明することとしている。

2. 監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書

「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において新たに導入されるキャッシュ・フロー計算書に関し、企業のキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて監査人は意見を表明しなければならないこととしている。

(注) 意見書の公表年月日は、企業会計審議会「中間監査基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日）金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a911a1.htm、企業会計審議会「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書」（平成10年6月16日）金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a912a2.htmによる。

(出所) 企業会計審議会「「中間監査基準の設定に関する意見書」等の概要」金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a911b.htm。

6-78 企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年10月30日）の概要

「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」の概要

1. 税効果会計の適用の必要性

法人税等の課税所得の計算に当たっては企業会計上の利益の額が基礎となるが、企業会計と課税所得計算とはその目的を異にするため、収益又は費用（益金又は損金）の認識時点や、資産又は負債の額に相違が見られるのが一般的である。

このため、税効果会計を適用しない場合には、課税所得を基礎とした法人税等の額が費用として計上され、法人税等を控除する前の企業会計上の利益と課税所得とに差異があるときは、法人税等の額が法人税等を控除する前の当期純利益と期間的に対応せず、財務諸表の比較性を損なうことになる。

このような観点から、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のほか、財務諸表及び中間財務諸表において、税効果会計を全面的に適用することが必要と考える。

2. 意見書の要点

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債等の計上（会計処理）

○ 引当金の損金算入限度超過額や減価償却費の損金算入限度超過額がある場合など法人税等の支払いが企業会計上前払いとなるときは、繰延税金資産を計上するとともに法人

税等の額を減額する。

- 利益処分により租税特別措置法上の諸準備金が計上された場合など法人税等の支払いが税法上延期されるときは、繰延税金負債を計上するとともに法人税等の額を増額する。
 - 繰延税金資産は将来の法人税等の支払額を減額する効果を有し、また、繰延税金負債は将来の法人税等の支払額を増額する効果を有する点において、資産性・負債性がある。なお、繰延税金資産と繰延税金負債の差額を期首と期末で比較した増減額は、当期に納付すべき法人税等の調整額として計上する。
- (2) 財務諸表上の表示方法
- 繰延税金資産及び繰延税金負債は、流動項目（流動資産又は流動負債）と固定項目（投資その他の資産又は固定負債）に分けて表示する。
当期の法人税等として納付すべき額及び法人税等調整額は、法人税等を控除する前の当期純利益から控除する形式により表示する。
 - 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等を、財務諸表及び連結財務諸表に注記する。

3. 実施時期

- (1) 財務諸表及び連結財務諸表における税効果会計の適用は、平成11年4月1日以後開始する事業年度から実施されるよう措置することが適当である。
なお、平成11年4月1日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表について税効果会計を適用することを認めるよう措置することが適当である。
- (2) 中間財務諸表及び中間連結財務諸表における税効果会計の適用は、平成12年4月1日以後開始する中間会計期間から実施されるよう措置することが適当である。
なお、平成12年4月1日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表について税効果会計を適用することを認めるよう措置することが適当である。

（ 参考 ）

税 効 果 会 計 の 計 算 例

〔 設 例 〕

不良債権 1,000 に対して 900 の貸倒引当金（うち 400 は有税引当）を計上した。税引前当期純利益は 1,000、法人税等の法定実効税率は 50% とする。

(1) 税効果会計を適用しない場合

〔 損益計算書 〕

.....									
.....									不対応
税引前当期純利益	1,000								
法人税等	△ 700								
当期純利益	300								

(2) 税効果会計を適用する場合

法人税等700のうち200（有税引当400に法定実効税率50%を乗じた額）は、将来の法人税等の計算上減額されることになるため、繰延税金資産を計上するとともに当期の法人税等の額を減額する。

〔 損益計算書 〕

.....					
.....					
税引前当期純利益	1,000			対応
法人税等	△ 700		500	←
法人税等調整額	200				
当期純利益	500				

(注) 意見書の公表年月日は、企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年10月30日）金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a918a.htm による。

(出所) 企業会計審議会「「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」の概要」金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a918.htm。

6-79 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準」（平成11年1月22日）の概要

金融商品に係る会計基準の概要

1. 金融商品の範囲等

- (1) 金融取引の高度化・複雑化に対応し、現金預金、金銭債権債務、有価証券といった従来の金融商品の他、デリバティブ及びデリバティブを組み込んだ複合商品に関する会計処理を定めることとした。
- (2) 金融商品は色々な形態の取引市場において時価が形成されることから、取引所における価格に限らず、随時決済・換金ができる取引システムも含め時価を捉えることとした。

(注) 随時決済・換金ができる取引システムとしては、インターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引等が考えられる。

2. 金融商品の発生及び消滅の認識

- (1) 現在、デリバティブは決済まで損益が認識されず、含み損益が顕在化しないという問題がある。そこで、約定時点から価格変動によるリスクとリターンが移転する金融商品については、決済時ではなく約定時に発生を認識する（帳簿に計上する）こととした。
- (2) 債権の譲渡に関する会計処理において、債権の部分譲渡、買戻義務を留保した譲渡及びSPCを利用した流動化等、金融資産の流動化手法の多様化に対応する会計基準がない。従って、譲渡された金融資産が第三者から法的に保全されていること、譲受人が通常の方法で利益を享受できること、金融資産を担保とした貸借取引でないことを要件として、債権をその構成要素（優先、劣後、買戻義務、回収リスク等）ごとに分解してオフバランス処理する基準（財務構成要素アプローチ）を定めることとした。

3. 金融商品の評価基準

金融商品は価格変動リスクを認識することが投資情報としても経営情報としても極めて重要であることから、客観的な時価が把握でき、当該価額により換金・決済できる金融商品は時価評価し、原則として、当期の損益に反映させることとした。ただし、直ちに売却を予定しない有価証券（その他有価証券）については、時価評価差額を損益に計上せず資本の部に表示する等、保有目的に応じた処理を採用している。

金融商品の属性		評価基準	評価差額の取扱い
有価証券	売買目的	時価	損益に計上
	満期保有債券	償却原価	
	関係会社株式	原価	
	その他有価証券	時価	資本の部に直接計上
金銭債権		償却原価	
特定金銭信託等		時価	損益に計上
デリバティブ		時価	損益に計上

(注1) 償却原価とは、債券（債権）を債権額より高く又は安く取得した場合、当該差額を毎期利息として計上し、取得原価に加減した価額をいう。

(注2) 「その他有価証券」の時価評価においては、期末時点の時価の他、期末前1カ月の平均時価によることもできる。

(注3) 市場価格が著しく下落したときには、回復すると認められる場合を除き、帳簿価額を時価に付け替え損失を計上する強制評価減の考え方は、常時、すべての有価証券に適用する。

(注4) 市場価格がなく時価評価できない場合は原価評価する。

4. 貸倒見積高の算定

現在、貸倒引当金の引き当ての算定方法についての一般的基準がないことから、法的な破綻に至るまで十分な引き当てが行われていないという問題がある。そこで、債権を債務者の状況に応じ3区分し、貸倒見積高の算定方法を定めることとした。

- (1) 一般債権：経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
- (2) 貸倒懸念債権：経営破綻には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権
- (3) 破産更生債権：経営破綻又は実質経営破綻の債務者に対する債権

意見書の基準		(参考) 銀行監査実務指針	
区分	見積方法	区分	見積方法
一般債権	貸倒実績率等(注)	正常先債権	貸倒実績率等(注)
		要注意先債権	
貸倒懸念債権	・担保のない部分の必要額 ・割引現在価値	破綻懸念先	担保のない部分の必要額
破産更生債権	担保のない部分の全額	実質破綻先	担保のない部分の全額
		破綻先	

(注) 債務者及び債権の状況に応じた貸倒実績率を用いる。

なお、契約上の利息支払日を相当期間経過しても利息の支払がないにもかかわらず、安易に未収利息を計上し続けることには問題があることから、相当期間利息の支払がない場合や経営者が実質破綻の状態にある場合には、すでに計上している未収利息を取り消すとともにそれ以後の期間に係る未収利息は計上してはならないこととした。

5. ヘッジ会計

外貨建債権債務に係る為替相場の変動、社債や借入金に係る金利変動といった相場変動等による損失の可能性を減殺することを目的として、デリバティブをヘッジ手段として用いることがある。デリバティブについては毎期末に時価評価する一方、ヘッジ対象の資産・負債が原価評価される場合には、デリバティブの損益が先に認識されることから、ヘッジ会計の手法を用いる必要が生じる。

すなわち、相場変動との関係性やヘッジの有効性等一定の要件を満たすことを条件として、デリバティブの損益を損益に反映させず、ヘッジ対象の資産・負債の決済時点まで貸借対照表に計上して繰り延べ、両者の損益を対応させる処理を行うこととした。

(注) ヘッジ対象の資産・負債が時価評価できる場合には、デリバティブの損益を繰延べず、両者の損益を同時に計上することもできる。

6. 複合金融商品（複数の金融商品を組み合わせた商品）

(1) 新株引受権付社債を発行した場合には、従来どおり新株引受権の価値と社債の価値を区分して処理する。また、転換社債は、転換権と社債が一体となっていることを踏まえこれらを区分しないで処理する方法、又は、新株引受権付社債に準じて処理する方法のいずれでもよいこととした。

(注) 区分処理では、例えば、100で発行した新株引受権付社債を、社債80、新株引受権20というように区分する。券面額100と社債の価値80との差額は每期償却し、新株引受権20は行使されれば資本準備金に行使されなければ利益に計上する。

(2) 金利オプションを組み込んだ借入金のように金利の支払がネットされるものは原則として一つの金融商品として処理する。ただし、デリバティブの価値が元本の返済額を増減させるようなもの（借入金本に係る通貨オプションを組み入れた円建ローン等）は元本とデリバティブを区分し、元本は原価評価・デリバティブは時価評価することとした。

実施時期等

(1) 平成12年4月1日以後開始する事業年度から適用する。ただし、「その他有価証券」の時価評価は、平成13年4月1日以後開始する事業年度から適用する（平成12年4月1日以後開始する事業年度から同時に適用することも妨げない）。

(2) 債権の流動化に関するオフバランス基準や貸倒見積高の算定基準は早期適用も可

(3) 債権・債務のオフバランス処理に関しては、限定的に現行実務を認める経過措置を設けることとする。

(注) 公認会計士協会は、上記会計基準の適用開始までに、より詳細な実務指針を作成することを予定している。

(注) 「金融商品に係る会計基準」の公表年月日は、企業会計審議会「金融商品に係る会計基準に関する意見書」（平成11年1月22日）金融庁ウェブ・ページhttps://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a921b.htm、「金融商品に係る会計基準」金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a921c.htmによる。

(出所) 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準の概要」金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a921a.htm。

6-80 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」改訂（平成11年10月22日）のポイント

外貨建取引等会計処理基準改訂のポイント

1. 改訂のポイント

(1) 決算時の換算方法

		新基準	現行基準
金銭債権債務		決算時レート	短期：決算時レート 長期：取得時レート
有価証券	売買目的	} 決算時レート	} 取得時レート (低価法の場合は 決算時レート)
	満期保有債券		
	その他有価証券		
	子会社株式等	取得時レート	
デリバティブ取引		決算時レート	—

(2) ヘッジ会計の整理

従来、外貨建取引固有のヘッジ会計を規定していたが、金融商品の会計基準（本年1月公表）において一般的なヘッジ会計が導入されたことに伴い規定を整理。

(3) 外貨換算調整勘定の表示

外貨換算調整勘定は、現在、連結財務諸表の資産又は負債の部に計上することとされているが、新基準では資本の部に計上することに改めた。

(注) 外貨換算調整勘定は在外子会社の財務諸表の換算上生じる換算差額である。

2. 実施時期

金融商品の会計基準の実施に合わせ、平成12年4月1日以後開始する事業年度から適用する。なお、外貨換算調整勘定の資本の部への計上については早期適用を妨げない。

(注) 「外貨建取引等会計処理基準」改訂の公表年月日は、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（平成11年10月22日）金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a924b.htm、「外貨建取引等会計処理基準」金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a924c.htmによる。

(出所) 「外貨建取引等会計処理基準改訂のポイント」金融庁ウェブ・ページ https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a924a.htm。

(3) 審議会の報告書等

6-81 証券取引審議会、金融審議会（証券関係）、企業会計審議会の主な報告書、意見書、答申

証券取引審議会（全て報告書）

年 月 日	題 名
平成元年5月31日	株式等の大量の保有状況に関する情報の開示制度の在り方について 金融の証券化に対応した資本市場の在り方について
2年6月21日	「金融の証券化」に対応した法制的整備等について 国際的な資本市場の構築をめざして
3年6月19日	証券監督者国際機構（IOSCO）の行為規範原則の我が国への適用について 店頭市場に対する行為規制の適用について 証券取引に係る基本的制度の在り方について
4年1月28日	証券市場における適正な競争の促進等について 相場操縦的行為禁止規定等のあり方の検討について（不正取引特別部会中間報告書）
5年3月30日	大口取引に係る株式委託手数料の自由化について
6年2月21日	自己株式取得等の規制緩和に伴う証券取引制度の整備について
7年9月29日	店頭特別市場の株式公開制度等の在り方について
8年2月9日	証券会社のトレーディング業務への時価法の導入について
6月11日	証券取引所における先物・オプション取引のリスク管理の改善について
9年5月20日	有価証券関連の店頭デリバティブ取引について
6月13日	証券市場の総合的改革～豊かで多様な21世紀の実現のために～

金融審議会（証券関係）

年 月 日	題 名
平成11年7月6日	中間整理（第一次）（報告書）
12月21日	中間整理（第二次）（報告書）
12年2月22日	証券取引所等の組織形態の在り方について（報告書）
6月27日	21世紀を支える金融の新しい枠組みについて（答申）

企業会計審議会

年 月 日	題 名
平成元年5月11日	監査実施準則の改訂について（報告書）
2年5月29日	先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について（報告書）
3年12月26日	監査基準、監査報告準則及び監査実施準則の改訂について（報告書）
5年6月17日	リース取引に係る会計基準に関する意見書
7年5月26日	外貨建取引等会計処理基準の改訂について（報告書）
9年6月6日	連結財務諸表制度の見直しに関する意見書
10年3月13日	中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書 研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書
6月16日	退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書 監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書 中間監査基準の設定に関する意見書
10月30日	税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書 連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い（報告書）
11年1月22日	金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書
2月19日	有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る具体的な取扱い（報告書）
10月22日	外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書

（注） 本表は、平成元年5月から平成12年6月の間における証券取引審議会、金融審議会（証券関係）及び企業会計審議会の主な報告書、意見書、答申を列挙したものである。

（出所）『大蔵省証券局年報』の平成2年版から平成7年版、『証券年報』の平成8年版から平成9年版、金融庁ウェブ・サイトより作成。

(補注)

本巻において引用頻度の高い文献について下記にまとめた。これらについてはできる限り、注及び出所において引用部分のタイトル等を付した。また、注及び出所における表記のうち国会における衆議院及び参議院の会議録については、国立国会図書館「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)による。本巻の注及び出所に記載のウェブ・ページのアドレスについては、平成31年2月12日現在のものである。

- ・大蔵省国際金融局年報編集委員会編『大蔵省国際金融局年報』平成6年版及び平成7年版、金融財政事情研究会。
- ・大蔵省証券局年報編集委員会編『大蔵省証券局年報』昭和62年版～平成7年版、金融財政事情研究会。
- ・大蔵省大臣官房文書課編『ファイナンス』平成元年2月号～平成12年12月号、大蔵財務協会。
- ・銀行局金融年報編集委員会編『銀行局金融年報』昭和44年版～平成7年版、金融財政事情研究会。
- ・金融監督庁編『金融監督庁の1年』平成10事務年度版及び平成11事務年度版、金融庁ウェブ・ページ <https://www.fsa.go.jp/common/paper/>。
- ・金融庁編『金融庁の1年』平成12事務年度版～平成16事務年度版、金融庁ウェブ・ページ <https://www.fsa.go.jp/common/paper/>。
- ・金融年報編集委員会編『金融年報』平成8年版及び平成9年版、金融財政事情研究会。
- ・国際金融年報編集委員会編『国際金融年報』平成8年版、金融財政事情研究会。
- ・財団法人資本市場研究会『月刊 資本市場』平成元年5月号～平成12年6月号、財団法人資本市場研究会。
- ・社団法人商事法務研究会『旬刊 商事法務』昭和61年7月5日号～平成12年6月25日号、社団法人商事法務研究会。
- ・社団法人日本証券業協会『証券業報』昭和62年6月号～平成12年7月号、社団法人日本証券業協会。
- ・証券年報編集委員会編『証券年報』平成8年版及び平成9年版、金融財政事情研究会。
- ・全国銀行協会『金融』平成11年5月号～平成12年6月号、全国銀行協会。
- ・全国銀行協会連合会『金融』平成3年8月号～平成11年4月号、全国銀行協会連合会。
- ・『国際金融局年報』平成9・10年版、金融財政事情研究会。

なお、上記の『大蔵省証券局年報』、『銀行局金融年報』、『金融年報』、『証券年報』のほか、大蔵省銀行局、同証券局所管の通達や事務ガイドラインの多くはこれらの別冊にも収録されているのでそれらも参照されたい。